大阪府化学物質管理制度
届出マニュアル

平成 27 年 4 月

大　阪　府

はじめに

化学物質は、私たちが生活する上で欠かせないものですが、事業活動等を通じて排出されている化学物質の中には、健康や環境に対して影響を及ぼすものもあります。

このため、事業者の皆様に化学物質の自主的な管理を行っていただき、化学物質による環境リスクを低減することが重要です。

大阪府では、事業者の皆様による化学物質の自主的な管理を促進するため、ＰＲＴＲ法及び府条例に基づく届出制度を運用しています。

事業者の皆様には、ＰＲＴＲ法に基づく届出に加え、府条例に基づく計画の作成や排出量等の届出等を通じて、化学物質の管理の充実に向け積極的な取り組みをお願いします。

本マニュアルは、府条例に基づく大阪府化学物質管理制度の届出の内容や届出書の記入方法について説明しています。第１章の大阪府化学物質管理制度の概要を確認し、該当する事業者の方は届出をお願いします。

※本マニュアルでは、法令名等を以下のように略しています。

「府条例」:「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成 6 年 3 月 23 日大阪府条例第 6 号)」

「指針」:「大阪府化学物質適正管理指針（平成 20 年 4 月 15 日大阪府告示第 766 号)」

「指針の解説」:「大阪府化学物質適正管理指針の解説」

「PRTR 法」:「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年 7 月法律第 86 号)」

なお、平成 25 年 11 月に指針を改正し、大規模災害が発生した場合の環境リスク低減に関する事項を追加しました。この内容については、「大阪府化学物質管理制度届出マニュアルー大規模災害に備えた環境リスク低減編ー」をご参照ください。

※以下のホームページからダウンロードできます。

http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/4460/00026925/manual_saigai.pdf

届出書の様式やファイルは、大阪府化学物質管理制度のホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

また、本マニュアルの詳細については、同ホームページに掲載している「指針」及び「指針の解説」をご覧ください。

●大阪府化学物質管理制度のホームページ

http://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/shidou/kanri.html

目　　次

はじめに
第１章　大阪府化学物質管理制度の概要
（１）大阪府化学物質管理制度に基づく届出の概要・・・・・・・・・・・　1-1
（２）届出先の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1-3

第２章　第一種管理化学物質排出量等の届出について
（１）第一種管理化学物質排出量等届出書の作成方法・・・・・・・・・　2-1
（２）第一種管理化学物質排出量等届出書の記入例・・・・・・・・・・　2-2
（３）変更届出書・取下げ願いの作成方法・・・・・・・・・・・・・・　2-8

第３章　化学物質管理計画書の届出について
（１）化学物質管理計画書の作成方法・・・・・・・・・・・・・・・・　3-1
（２）化学物質管理計画書の記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・　3-4

第４章　化学物質管理目標決定及び達成状況の届出について
（１）化学物質管理目標決定及び達成状況の届出書の作成方法・・・・・　4-1
（２）化学物質管理目標決定及び達成状況の届出書の記入例・・・・・・　4-6

第５章　届出書の情報開示について・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5-1

第６章　緊急事態発生時の措置について　・・・・・・・・・・・・・・・　6-1

第７章　事業者間の情報提供について　　・・・・・・・・・・・・・・・　7-1

第８章　ＶＯＣ（揮発性有機化合物）の取扱量等について　・・・・・・・　8-1

第９章　Ｑ＆Ａ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9-1

第 10 章　参考資料
（１）対象業種名と業種コード　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10-1
（２）用途一覧　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10-3
（３）排出先の公共用水域の名称　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10-4
（４）移動先の下水道終末処理施設の名称・・・・・・・・・・・・・・・　10-4
（５）管理化学物質の一覧　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10-5
（８）ＶＯＣ（揮発性有機化合物）に該当する物質の例・・・・・・・・・　10-17

第1章　大阪府化学物質管理制度の概要

大阪府では、ＰＲＴＲ法に加え、平成 21 年 4 月から府条例に基づく大阪府化学物質管理制度を運用し、化学物質の環境中への排出量等の削減に取り組んでいます。

この制度に基づき、要件を満たす事業者は以下の届出を行う必要があります。

(1)大阪府化学物質管理制度に基づく届出の概要

①(PRTR法)第一種指定化学物質の排出量･移動量の届出
②(府条例)第一種管理化学物質の排出量･移動量･取扱量の届出

○ 対象

次の(1)～(3)の要件を全て満たす事業所を府内に持つ事業者

(1)業　　種：製造業等 24 業種（具体的な業種については p10-1 ～ p10-2 参照）

(2)従業員数：会社全体で常時使用する従業員数が 21 人以上

(3)取 扱 量：第一種管理化学物質※1の年間取扱量が１トン※2（0.5 トン※3）以上、またはＰＲＴＲ法で定める特別要件を満たす施設（廃棄物焼却炉など）があること※4

○ 届出の内容

第一種管理化学物質の排出量、移動量、取扱量等（前年度の 1 年間の実績）

第一種管理化学物質	排出量	移動量	取扱量
PRTR 法 第一種指定化学物質（462 物質）	①PRTR 法の届出 ・第一種指定化学物質の排出量・移動量		
府条例 府独自指定物質（24 物質）	②府条例の届出 ・第一種指定化学物質の取扱量 ・府独自指定物質の排出量・移動量・取扱量		

○ 届出期間

①（ＰＲＴＲ法）第一種指定化学物質の排出量・移動量
4 月 1 日～6 月 30 日

②（府条例）第一種管理化学物質の排出量・移動量・取扱量
4 月 1 日～9 月 30 日

※1　具体的な物質については p10-5 ～ p10-13 参照

※2　揮発性有機化合物（ＶＯＣ）（府条例施行規則別表第 18 の 9 第 24 号）は、該当する物質の年間取扱量合計が 1 トン以上
ＶＯＣ該当物質の考え方については第 8 章(p8-1)を参照
ＶＯＣ該当物質の例については p10-17～p10-22 参照

※3　ＰＲＴＲ法の特定第一種指定化学物質（鉛化合物、ベンゼン等）は 0.5 トン以上

※4　特別要件を満たす施設（廃棄物焼却炉など）のみ該当する場合は、**②（府条例）第一種管理化学物質の排出量・移動量・取扱量の届出**は不要

⇒詳細は第2章(p2-1)を参照

③(府条例)化学物質管理計画書の届出

○ 対象

②（府条例）第一種管理化学物質の排出量・移動量・取扱量の届出対象者のうち、常時使用する従業員数が 50 人以上の事業所を府内に持つ事業者

○ 届出の内容

・管理体制に関する計画

●化学物質の適正な管理を行うための管理体制に関する事項
（目的・方針、管理組織・規程類、教育・訓練・人材育成方法　など）
●府民の理解の増進を図るための情報提供の方法

・緊急事態に対処するための計画

●管理化学物質の貯蔵状況
●管理化学物質の危険性・有害性
●緊急事態の発生を未然に防止する対策の方針
●緊急事態対応マニュアル

○ 届出期間

届出対象となった日から 6 ヶ月以内

※既に届出された事業者は、管理計画書の内容に変更があった日から 3 ヶ月以内に届出が必要です。

⇒詳細は第3章(p3-1)を参照

④(府条例)化学物質管理目標決定及び達成状況の届出

○ 対象

②（府条例）第一種管理化学物質の排出量・移動量・取扱量の届出対象者のうち、常時使用する従業員数が 50 人以上の事業所を府内に持つ事業者

○ 届出の内容

・化学物質管理目標の決定等

●有害性が高い、取扱量が多い等、環境リスクが高い管理化学物質の管理目標
（管理化学物質に関する情報、リスク評価の手順と結果　など）
●目標を達成するための具体的な方策に関する計画

・化学物質管理目標の達成状況の把握等

●目標の達成状況・目標達成のために実施した対策の内容
●検証・評価の結果・見直しの内容

○ 届出期間

4 月 1 日～9 月 30 日

⇒詳細は第4章(p4-1)を参照

(2)届出先の変更について

大阪府は市町村への権限移譲を進めており、PRTR 法及び府条例（化学物質管理制度）の事務についても下表の市町村に権限移譲をしています。権限移譲に伴い、届出先は大阪府知事から移譲先の市町村長に変更（各届出書の記載例参照）となりました。移譲先の市町村は下表のとおりです。

平成 27 年度当初における移譲先の市町村

権限移譲日	市町村名
平成 21 年４月１日	大阪市、堺市
平成 23 年 10 月１日	池田市※1＋箕面市＋豊能町＋能勢町
平成 24 年１月１日	高槻市、茨木市、阪南市 河内長野市※1＋富田林市＋大阪狭山市＋太子町＋河南町＋千早赤阪村
平成 24 年３月１日	泉大津市※2＋忠岡町
平成 24 年４月１日	豊中市
平成 24 年 10 月１日	吹田市、松原市
平成 25 年１月１日	岸和田市、貝塚市、八尾市
平成 27 年１月１日	東大阪市

※1　市町村名を＋でつないでいる市町村では※印がついた市が幹事市となり共同処理を行っています。但し、届出先はそれぞれの市町村です。

※2　泉大津市と忠岡町では泉大津市が届出の受付及び処理を行っています。忠岡町に所在する事業所は、PRTR 法と府条例の届出書に記載するあて先が異なりますのでご注意ください。

忠岡町の事業所における届出書の宛先と提出先

	届出書のあて先	届出書の提出先
PRTR 法	○○○大臣（忠岡町長）殿	泉大津市
府条例	泉大津市長	泉大津市

第2章　第一種管理化学物質排出量等の届出について

【届出対象者】
次の(1)～(3)の要件を全て満たす事業所を府内に持つ事業者
(1)業　　種　製造業等 24 業種（具体的な業種については、p10-1 ～ p10-2 参照）
(2)従業員数　会社全体で常時使用する従業員数が 21 人以上
(3)取 扱 量　第一種管理化学物質※1の年間取扱量※2が１トン（0.5 トン※3）以上
※1　PRTR法の第一種指定化学物質、府独自指定物質（揮発性有機化合物を含む）。
具体的な物質については p10-5 ～ p10-13 参照（対象物質が 1%以上含まれているもの）
※2　揮発性有機化合物（ＶＯＣ）（府条例施行規則別表第 18 の 9 第 24 号）は、該当する物質の年間取扱量合計が１トン以上
ＶＯＣ該当物質の例については p10-17～p10-22 参照
※3　PRTR法の特定第一種指定化学物質は、0.5 トン以上（0.1%以上含まれているもの）

(1)第一種管理化学物質排出量等届出書の作成方法

第一種管理化学物質排出量等届出書（以下、「排出量等届出書」という。）は、届出対象となる事業所毎に作成してください。

1)届出先について

大阪府知事又は移譲した市町村の長に提出してください。（記入例参照）

2)届出様式について

以下の大阪府化学物質管理制度のホームページからダウンロードできます。なお、主たる業種により別紙の記載内容が異なりますのでご注意ください。

http://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/shidou/kanri.html

①　主たる業種が燃料小売業以外である場合（p2-2～p2-5 参照）

・年間取扱量が１トン以上である府独自指定物質※1について、その排出量、移動量、取扱量等を別紙１－１に記載してください。
・年間取扱量が１トン以上であるＰＲＴＲ法の第一種指定化学物質について、その取扱量等を別紙２－１に記載してください。
※1　ＶＯＣ（揮発性有機化合物）（府条例施行規則別表第 18 の 9 第 24 号）は、該当する物質（ＰＲＴＲ法対象物質＋府独自指定物質＋その他の物質）の合計（具体的な物質は p10-17 ～ p10-22 参照）。

第一種管理化学物質	排出量	移動量	取扱量
PRTR法 第一種指定化学物質（462 物質）	PRTR法の届出		**府条例《排出量等届出書》** 別紙２－１に記入
府独自指定物質（24 物質）	**府条例《排出量等届出書》** 別紙１－１に記入		

②　主たる業種が燃料小売業である場合（p2-6、p2-7 参照）

・大阪府が権限移譲した市町村毎に届出書を作成し、該当する市町村に提出してください。府が権限移譲していない市町の事業所については１つの届出書とし大阪府あてに提出してください。
・ＰＲＴＲ法届出の対象となる事業所の変動については、「届出をする事業所数の変動に関する事項」の欄または別紙に記載してください。

（2）第一種管理化学物質排出量等届出書の記入例

①　主たる業種が燃料小売業以外の事業所

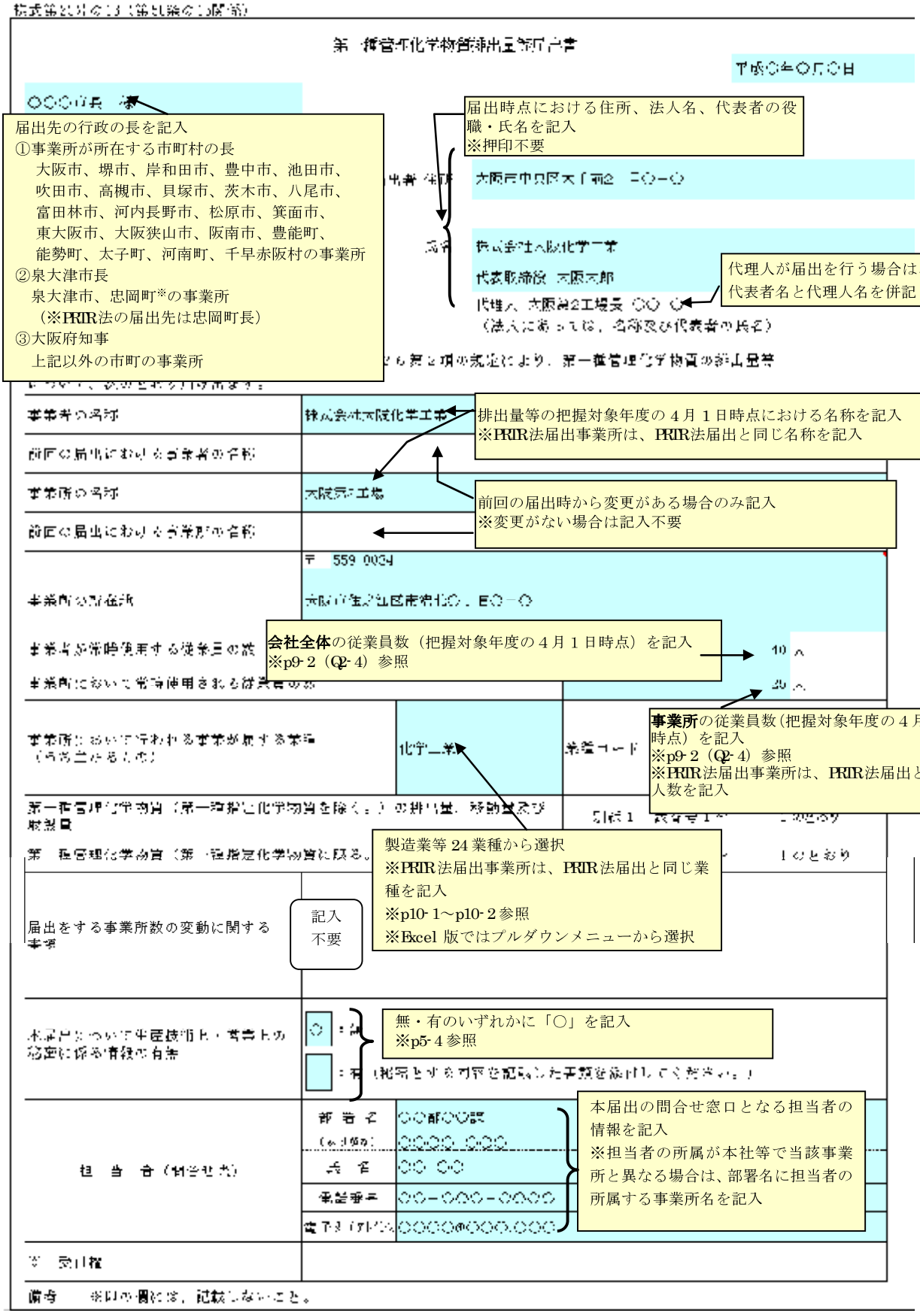

○別紙１－１の記入例（主たる業種が燃料小売業以外の事業所）

府独自指定物質記入用

記入欄番号	第一種管理化学物質の名称	第一種管理化学物質の号番号	主な用途		排出量（kg） イ 大気への排出	排出量（kg） ロ 公共用水域への排出 排出先の河川、湖沼海域等の名前	排出量（kg） ハ 当該事業所における土壌への排出（ニ以外）	排出量（kg） ニ 当該事業所における埋立処分	排出量（kg） ニ 埋立処分を行う場所 1.安定型 2.管理型 3.遮断型	移動量（kg） イ 下水道への移動	移動量（kg） イ 移動先の下水道終末処理施設の名称	移動量（kg） ロ 当該事業所の外への移動（イ以外）	当該第一種管理化学物質を含む廃棄物の処理方法又は種類 廃棄物の処理方法（該当するものに○を記入すること（複数選択可））	当該第一種管理化学物質を含む廃棄物の処理方法又は種類 廃棄物の種類（該当するものに○を記入すること（複数選択可））	取扱量（kg） イ 製造	取扱量（kg） ロ 使用	取扱量（kg） ハ その他（イ、ロ以外）
1	16:メチルエチルケトン	16	30:塗料・インキ	37:溶剤	110	0.1 淀川	0	0		10	此花下水処理場	1000	1 脱水・乾燥 ② 焼却・溶融 3 油水分離 4 中和 5 破砕・圧縮 6 最終処分 7 その他	1 燃え殻 ② 汚泥 ③ 廃油 4 廃酸 5 廃アルカリ 6 廃プラスチック類 7 紙くず 8 木くず 9 繊維くず 10 動植物性残さ 11 動物系固形不要物 12 ゴムくず 13 金属くず 14 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず 15 鉱さい 16 がれき類 17 ばいじん 18 その他	0	5000	0
	排出量及び移動量の増減に関する事項		排ガス処理装置を設置し、大気への排出量を削減した。														
2	24:VOC（揮発性有機化合物）	24	30:塗料・インキ	37:溶剤	350	0.1 淀川	0	0		20	此花下水処理場	2000	1 脱水・乾燥 ② 焼却・溶融 3 油水分離 4 中和 5 破砕・圧縮 6 最終処分 7 その他	1 燃え殻 ② 汚泥 ③ 廃油 4 廃酸 5 廃アルカリ 6 廃プラスチック類 7 紙くず 8 木くず 9 繊維くず 10 動植物性残さ 11 動物系固形不要物 12 ゴムくず 13 金属くず 14 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず 15 鉱さい 16 がれき類 17 ばいじん 18 その他	0	10000	0
			排ガス処理装置を設置し、大気への排出量を削減し														

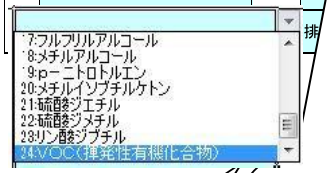

府独自指定物質名を記入
※p10-5 第１表参照
※Excel 版ではプルダウンメニューから選択

主な用途を２つまで記入
※p10-3 用途一覧参照
※Excel 版ではプルダウンメニューから選択
※用途が「20：石油・燃料」のみの場合で、主に燃料を自社で消費せず出荷している場合（燃料を製造・出荷している等）は、両方の用途欄に「20:石油・燃料」を選択

公共用水域への排出がある場合は、排出先を記入
※ 排出先の公共用水域の名称は p10-4 に記載のホームページを参照
※Excel 版ではプルダウンメニューから選択

下水道への移動がある場合は、移動先の下水道終末処理施設名を記入
※移動先の下水道終末処理施設の名称は p10-4 に記載のホームページを参照
※Excel 版ではプルダウンメニューから選択

廃棄物を処理した場合は、マニフェストに記入した廃棄物の処理方法及び廃棄物の種類について、該当するものに○を記入
※Excel 版ではプルダウンメニューから選択。

前回の届出値と比較し、排出量や移動量が大きく変化した場合、その理由を簡単に記入

自社では製造も使用もしていないが、取り扱っている場合の量
（例）他社から購入した薬品を一旦タンクに貯蔵し、それをビンに小分け詰めして出荷する場合など

排出量、移動量及び取扱量の有効数字は、上から３桁目を四捨五入し２桁の数値に丸めてください。（単位は kg）

ただし、排出量又は移動量が１ｋｇ未満の場合は、小数第２位以下を四捨五入すること。

例：0.0493kg ⇒ 0.0kg 、0.0926kg ⇒ 0.1kg 、 0.302kg ⇒ 0.3kg 、9.98kg ⇒ 10kg、1875kg ⇒ 1900kg 、9987kg ⇒ 10000kg 、10766kg ⇒ 11000kg

○別紙２－１の記入例（主たる業種が燃料小売業以外の事業所）

ＰＲＴＲ法対象物質記入用

別紙2－1　　第一種管理化学物質(第一種指定化学物質に限る。)の取扱量

表番号	1

記入欄番号	第一種管理化学物質の名称	第一種管理化学物質の号番号	主な用途		取扱量(kg) イ 製造	取扱量(kg) ロ 使用	取扱量(kg) ハ その他(イ、ロ以外)	排出量及び移動量の増減に関する事項
1	300:トルエン	300	30:塗料・インキ	37:溶剤	0	1000	0	排ガス処理装置を設置し、大気への排出量を削減した。

300:トルエン
301:トルエンジアミン
302:ナフタレン
303:1，5－ナフタレンジイル＝ジイソシアネート
304:鉛
305:鉛化合物
306:二アクリル酸ヘキサメチレン
307:二塩化酸化ジルコニウム

PRTR 法対象物質名を記入
※p10-5 ～ p10-13 第２表参照
※Excel 版ではプルダウンメニューから選択

主な用途を２つまで記入
※p10-3 用途一覧参照
※Excel 版ではプルダウンメニューから選択
※用途が「20：石油・燃料」のみの場合で、主に燃料を自社で消費せず出荷している場合（燃料を製造・出荷している等）は、両方の用途欄に「20:石油・燃料」を選択

取扱量の有効数字は、上から３桁目を四捨五入し２桁の数値に丸めてください。（単位はkg）

例　：　1875kg ⇒ 1900kg　　9987kg ⇒ 10000kg

10234kg ⇒ 10000kg　　10766kg ⇒ 11000kg

○主たる業種が燃料小売業以外の事業所における注意事項

・平成２４年度（平成２３年度実績）より市町村への権限移譲をさらに進め、一部の市町村にて届出書等の提出先が変更しました。

・平成２３年度（平成２２年度実績）より次の事項が変更しました。

１．届出対象となる第一種管理化学物質を変更しました。

ＰＲＴＲ法の第一種指定化学物質：改正前 354 物質 → 改正後 462 物質

府独自指定物質　　：改正前 38 物質 → 改正後 24 物質

（追加された物質の例）

塩化第二鉄、1-2-4 トリメチルベンゼン（灯油に含有）、メチルナフタレン（重油に含有）

２．「下水道終末処理施設名」には、対象となる第一種管理化学物質の移動先（排出した下水の処理がされる施設）の名称を記入してください。

３．「廃棄物の処理方法」と「廃棄物の種類」には、廃棄物の処理を行うため事業所の外へ移動した第一種管理化学物質を含む廃棄物の移動先での処理方法及びその種類を選択してください。（マニフェストの内容を記入してください。）

４．排出量、移動量及び取扱量の有効数字は２桁（単位はキログラム）としてください。（ただし、１キログラム未満の場合は、小数第２位を四捨五入してください。

５．ＶＯＣに該当する物質（トルエン、キシレン、塩化メチレン、メタノール等）の取扱量の合計値が１トン以上である場合は、ＶＯＣに該当する物質の合計値を府独自指定物質のＶＯＣ（号番号 24）として届出してください。

６．主たる業種が燃料小売業以外である事業所用の Excel ファイルに「確認シート」を追加しました。届出書を提出する前には、このシートを確認し、内容に誤りがないことを確認してください。

確認シートの記載例

VOC(揮発性有機化合物)について

項目	確認事項
VOC届出の有無	VOCに該当する物質(トルエン、キシレン、塩化メチレン、メタノール等)の取扱量の合計値が1トン以上である場合は、府独自指定物質のVOC(号番号24)の届出が必要です。届出の必要がないか確認してください。(ただし、ボイラーや構内車両等で使用する燃料については、合計の対象から除きます。)

本紙(様式23号の16)

項目	確認事項
届出日	
届出先	
届出者　住所	
届出者　法人の名称	
届出者　代表者の職・氏名	
事業者の名称	
前回の届出における事業者の名称	
事業所の名称	
前回の届出における事業所の名称	
事業所の所在地　郵便番号	
事業所の所在地　住所	
事業者が常時使用する従業員の数	
事業所において常時使用される従業員の数	
事業所において行われる事業が属する業種	
秘密に関する情報の有無	
担当者	

ＶＯＣに該当する物質の届出があり、府独自物質のＶＯＣの届出がない場合は、例のように表示されます

別紙１－１

	物質名	確認事項
1	1:エチレングリコールモノブチルエーテル	
2	2:ギ酸	主な用途を入力してください。
3	3:クロロプレン	公共用水域への排出先を入力してください。
4	4:クロロメチルメチルエーテル	下水道終端施設名を入力してください。
5	5:酢酸ブチル	廃棄物の処理方法を入力してください。
6	6:三塩化リン	廃棄物の種類を入力してください。
7	7:シクロヘキサノン	排出量(大気)の有効数字が2桁ではありません。

記載内容に記入漏れや、有効数字が２桁でない場合は、例のように表示されます。形式的な誤りがない場合には、確認事項には何も表示されません

②　主たる業種が燃料小売業の事業者

様式第23号の16（第50条の15関係）

第一種管理化学物質排出量等届出書

平成○○年　○月○○日

○○○○　様

届出先の行政の長を記入
①事業所が所在する市町村の長
　大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、
　吹田市、高槻市、貝塚市、茨木市、八尾市、
　富田林市、河内長野市、松原市、箕面市、
　東大阪市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、
　太子町、河南町、千早赤阪村の事業所
②泉大津市長
　泉大津市、忠岡町※の事業所
　（※PRTR 法の届出先は忠岡町長）
③大阪府知事
　上記以外の市町の事業所

権限移譲した市町村ごとに作成し、各市町村に提出
※権限移譲していない市町は、まとめて大阪府知事あてに提出

届出者　住所　○○市○○町○－△

届出時の住所、法人名、代表者の役職、氏名を記入
※押印不要

氏名　大阪石油商会株式会社
代表取締役社長　大阪　太郎
代理人　総務部長　○○　○

代理人が届出を行う場合は、代表者名と代理人名を併記

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

条の２６第２項の規定により、第一種管理化学物質の排出量等について、次のとおり届け出ます。

排出量等の把握対象年度の４月１日時点における名称を記入

事業者の名称	大阪石油商会株式会社		
前回の届出における事業者の名称	前回の届出時から変更がない場合は記入不要		
事業所の名称	記入不要		
前回の届出における事業所の名称	記入不要		
事業所の所在地	〒　記入不要		
事業者が常時使用する従業員の数	会社全体の従業員数（把握対象年度の４月１日時点）を記入	25 人	
事業所において常時使用される従業員の数	記入不要	人	
事業所において行われる事業が属する業種（うち主たるもの）	燃料小売業	業種コード	5930
第一種管理化学物質（第一種指定化学物質を除く。）の排出量、移動量及び取扱量	あて先の行政が所管する市町村での変更についてのみ記載	別紙１　表　記入不要	のとおり
大阪府生活環境の保全等に関する条例第８１条の２６第２項の規定により、第一種管理化学物質の排出量等		別紙２　表	のとおり
届出をする事業所数の変動に関する事項	・変更がない場合、「なし」と記載。 ・変更がある場合、「八尾SSの廃止（平成○年○月○日）、吹田SSの新設（平成△年△月△日）、岸和田SSは届出対象外、羽曳野サービスステーションは羽曳野SSに名称変更」と変動の内容を記載。 （又は） ・空白とし、別紙に内容を記載。		
本届出について生産技術上・営業上の秘密に係る情報の有無	○：無 □：有（秘密とする内容を記載した書類を添付してください。）		
担　当　者（問合せ先）	部署名	○○○部○○課	
	（ふりがな）	□□□□　△△△△	
	氏　名	○○○　□□□	
	電話番号	○□△×－○○□□	
	電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	○○○○○○○○○@○○○.○○.○○	
※　受付欄			

「直接変更の内容を記載する」、又は「別紙で記載する」、のどちらでも構いません

備考　　※印の欄には、記載しないこと。

○別紙の記入例（主たる業種が燃料小売業の事業者）

別紙　　届出をおこなう事業所数の変動に関する事項

今回の PRTR法届出対象事業所名	前回の PRTR法届出対象事業所名（注１）	備考（注２、注３）
届出なし	大東 SS	廃止（平成 26 年 6 月 1 日）
届出なし	枚方 SS	届出対象外
熊取 SS	熊取 SS	
門真 SS	門真 SS	
四條畷 SS	届出なし	新設（平成 26 年 10 月 1 日）
羽曳野 SS	羽曳野サービスステーション	名称変更

注１：今回の届出対象外であっても前回に届出した全ての事業所を記入してください。事業所名は「サービスステーション」や「SS」などの名称も正確に記入してください。
注２：事業所を廃止・新設した日を記入してください。
注３：取扱量が１トン未満になり届出対象外となった場合は、「届出対象外」と記入してください。
※「サービスステーション」や「SS」などの名称も正確に記入してください。

○主たる業種が燃料小売業の事業所における注意事項

・大阪府が権限移譲した市町村毎に届出書を作成し、該当する市町村に提出してください。府が権限移譲していない市町は１つの届出書とし大阪府あて提出してください。
・主な届出事項は「会社全体の従業員数」と「ＰＲＴＲ法届出の対象となる事業所の変動について」です。「ＰＲＴＲ法届出の対象となる事業所の変動について」は、届出先の市町村毎に「届出をする事業所数の変動に関する事項」の欄または別紙に記載してください。

（届出先の例）Ａ、Ｂ，Ｃ，Ｄの４市８給油所分のＰＲＴＲ法届出を行った事業者の場合

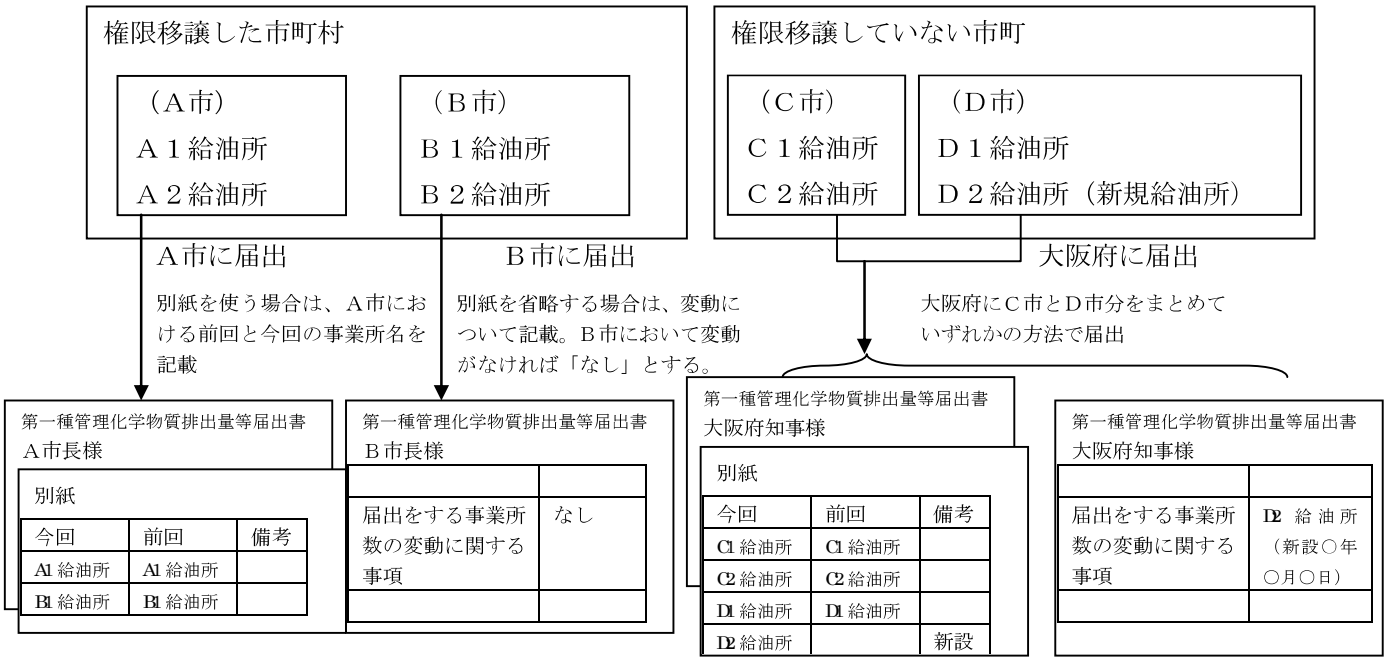

（3）変更届出書・取下げ願いの作成方法

1）様式について

以下の大阪府化学物質管理制度のホームページの届出様式からダウンロードできます。様式はWord形式とPDF形式となっています。

http://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/shidou/kanri.html

2）変更届出書

排出量等届出書の届出を行った後、届出内容の一部を変更（追加・修正・削除等）する場合は、変更届出書及び変更内容を反映させた排出量等届出書（書面による届出の場合は修正が必要な頁のみで結構です。）を届出してください。

排出量等の届出書を大阪府知事あてに届出した事業所において、変更届出書を提出する時点で市町村へ権限移譲されている場合は、変更届出書は権限移譲市町村あてに提出していただきますが、変更内容を反映させた排出量等届出書の届出先の記載は変更せず、当初の届出先（大阪府知事）のままとしておいてください。

変更届出書の記入例は、p2-9に示していますので参考にしてください。

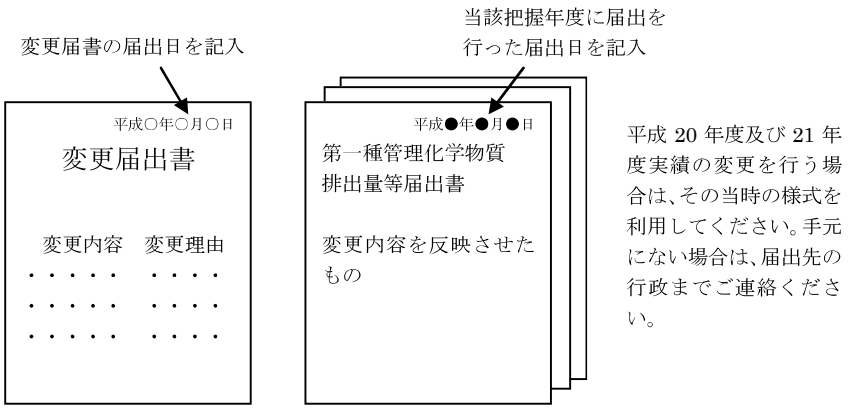

3）取下げ願い

排出量等届出書の届出を行った後、取扱量の算定誤り等により届出要件未満であることが判明した場合は、取下げ願いを提出してください。

取下げ願いの記入例は、p2-10に示していますので参考にしてください。

○変更届出書の記入例

変更届出書

変更届出の届出日を記入

○○年○月△△日

○○○市長　様

届出先の行政の長を記入
①事業所が所在する市町村の長
　大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、
　高槻市、貝塚市、茨木市、八尾市、富田林市、
　河内長野市、松原市、箕面市、東大阪市、大阪狭山市、
　阪南市、豊能町、能勢町、太子町、河南町、
　千早赤阪村の事業所
②泉大津市長：　泉大津市、忠岡町の事業所
③大阪府知事：　上記以外の市町の事業所

変更届出書の届出時点の届出者の住所、法人名、代表者の役職・氏名を記入
※押印不要

届出者　住　所　○○市○○町○-△

氏　名　株式会社 大阪化学工業
　　代表取締役社長　大阪　太郎

平成○○年○月○○日付けで提出した大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の26第2項の規定による届出について、以下のとおり変更しましたので、変更後の届出書を別添のとおり提出いたします。

変更する届出書の届出日を記入

事業所の名称	大阪第2工場	排出量等の把握対象年度の4月1日時点の名称を記入
排出量･移動量･取扱量の把握対象年度	平成○○年度分	変更を行う年度（排出量の把握対象年度）を記入 ※届出した年度ではありません

変更の内容	その理由
別紙1－1 メチルアルコールの排出量(イ　大気への排出) 0kg　→120kg　と修正 変更の内容を記入	届出した数値を再確認したところ、記入漏れであることが判明したため。 変更の理由を記入

担当者 (問合せ先)	部　署	○○部○○課
	氏　名	○○　□□
	電話番号	○□△－○○□□
	電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	○○○○○○○@○○○.○○.○○
※受理日 (当該年度の初回受理日)	年　月　日	
※変更届出書の受理日	年　月　日	年　月　日　　年　月　日
	年　月　日	年　月　日　　年　月　日
※整理番号		

※の欄には、記載しないこと。

○取下げ願いの記入例

取下げ願い

取下げ願いの届出日を記入

○○年○月△△日

○○○○　様

届出先の行政の長
①事業所が所在する市町村の長
大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、貝塚市、茨木市、八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、箕面市、東大阪市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、太子町、河南町、千早赤阪村の事業所
②泉大津市長：　泉大津市、忠岡町の事業所
③大阪府知事：　上記以外の市町の事業所

取下げ願いの届出時点の届出者の住所、法人名、代表者の役職・氏名を記入
※押印不要

住　所　○○市○○町○-△

氏　名　株式会社 大阪化学工業
代表取締役社長　大阪　太郎

平成○○年○月○○日付けで提出した大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の26第2項の規定による届出について、次のとおり取り下げをお願いいたします。

取下げする届出書の届出日を記入

事業所の名称	大阪第2工場	取下げする届出書に記入した事業所の名称、事業所の所在地を記入
事業所の所在地	○○市○○町○-△	
提出年月日	平成○○年○月○○日	取下げする届出書の届出日を記入
取り下げの理由	届出を行ったトルエンとキシレンについて、取扱量を再確認したところ、2物質とも1トン未満であり届出要件未満となったため。	取下げする理由を記入
担当者 (問合せ先)	部　署	○○部○○課
	氏　名	○○　□□
	電話番号	○□△－○○□□
	電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	○○○○○○○@○○○.○○.○○
※整理番号		

※の欄には、記載しないこと。

第3章　化学物質管理計画書の届出について

【届出対象者】

第一種管理化学物質の排出量・移動量・取扱量の届出対象者のうち、常時使用される従業員数が 50 人以上の事業所を府内に持つ事業者

(1)化学物質管理計画書の作成方法

化学物質管理計画書（以下、「計画書」という。）は、「管理体制についての計画」と「緊急事態に対処するための計画」の２つの計画から構成されます。それぞれの計画について、記載事項に定められた項目について、既存資料を活用しながら作成してください。

※計画書の届出は、府内に所在する従業員数が50人以上の事業所ごとに必要です。
なお、届出内容に変更がない限り、毎年提出する必要はありません。

※計画書の詳細については、「指針」及び「指針の解説」に掲げていますので、ご参照ください。

※平成25年11月の指針の改正により追加された「大規模災害に備えた環境リスク低減のための方策の方針」に係る変更については、「大阪府化学物質管理制度届出マニュアルー大規模災害に備えた環境リスク低減編ー」をご参照ください。
http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/4460/00026925/manual_saigai.pdf

化学物質管理計画書

事業所内における化学物質の管理体制及び緊急事態の対処についての計画

表紙	＋	（別添1）	＋	（別添2）	＋	（別添3）
化学物質管理計画書作成（変更）届出書 【様式第23号の14】 記載例はp3-4		**管理体制についての計画** 【自由様式】 記載事項はp3-2 記載例はp3-5～p3-7		**緊急事態に対処するための計画** 【自由様式】 記載事項はp3-3 記載例はp3-8～p3-14		**大規模災害に備えたリスク低減対策** 「大阪府化学物質管理制度届出マニュアルー大規模災害に備えたリスク低減編ー」参照

1)届出先について

大阪府知事又は移譲した市町村の長に提出してください。（記入例参照）

2)届出様式について

・計画書の様式は、表紙のみ定めています（様式第23号の14）。以下の大阪府化学物質管理制度のホームページからダウンロードできます。
http://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/shidou/kanri.html

・定められた記載事項について「化学物質の管理体制についての計画」は別添１、「緊急事態への対処するための計画」は別添２として、いずれもできる限りＡ４サイズで作成してください（別添の様式は自由です）。内容を補足する別表や図面がある場合はそれらもできる限りＡ４サイズとしてください。

届出対象事業所において、すでにＩＳＯ14001等を取得し、環境マネジメントシステム（ＥＭＳ）を実践している場合は、指針に基づき実施する化学物質の管理をすでに実施しているとみなします。

ただし、計画書の届出義務は免除となりませんので、ＥＭＳに規定する管理体制や緊急事態の措置等の概要を活用して、計画書を届出してください。

３）計画書の記載事項の説明

①「管理体制についての計画」の記載事項

記載事項	概　　要
1-1　化学物質管理の目的	貴社が行う化学物質管理の目的を簡単に記入してください。 ＜詳しくは指針の解説第4の1(1)をご覧ください＞
1-2　化学物質の管理の方針	化学物質を適正に管理するための方針を簡単に記入してください。＜詳しくは指針の解説第4の1(2)をご覧ください＞
1-3　法令遵守状況の確認の方法	貴事業所で扱っている管理化学物質等に関係のある適用法令や協定のすべてを列挙し、それら法令等に規定されている届出、許可申請、報告等は行われているか、各種基準は守られているかを確認する頻度及び確認部署名を記入してください。 ＜詳しくは指針の解説第4の1(4)をご覧ください＞
1-4　管理組織の名称及び管理組織図	化学物質管理の責任組織体制の名称を記入してください。また、構成員の指揮命令系統や、分担、協力関係がわかるような樹形図的な管理組織図を作成して各メンバーの役割を簡単に付記してください。また、メンバーは個人名ではなく職名で記入してください。 ＜詳しくは指針の解説第4の1(5)をご覧ください＞
1-5　管理規程類の概要	各施設や工程の詳細な作業要領や取扱要領、保守点検要領、モニタリング要領、教育訓練要領などの管理規程類の整備をしてその概要を記入してください。 ＜詳しくは指針の解説第4の1(6)をご覧ください＞
1-6　教育及び訓練並びに人材育成の実施方法	管理化学物質等を扱う従業員に対する適正管理に関する教育訓練及び適正管理を推進していく人材育成の方法を記載した要領を作成し、その概要を記載してください。 ＜詳しくは指針の解説第4の1(7)をご覧ください＞
1-7　情報提供の方法	貴事業所が扱う製品中の管理化学物質等で、他の事業者からの情報提供の要請があった場合に対応する提供可能な情報範囲と情報提供方法を決めてその内容を記載してください。 （SDSを発行していない場合は「該当なし」と記載してください） ＜詳しくは指針の解説第4の1(8)をご覧ください＞
1-8　府民の理解の増進を図るための情報提供の方法	貴事業所が第一種管理化学物質の排出状況を含め、事業活動の内容、管理化学物質等の事業所内における管理の状況等に関する情報提供の方法について記載してください。 （例）　環境報告書の作成配布、ホームページへの掲載、 説明会及び意見交換会、事業所内での書面閲覧コーナーの設置等

②「緊急事態に対処するための計画」の記載事項

記載事項	概　　要
2-1　管理化学物質等の貯蔵状況 ※「等」とは管理化学物質を含む原料、製品、中間製品を意味する。	(ア)事業所で貯蔵する管理化学物質の種類 貴事業所で貯蔵されている管理化学物質（第一種及び第二種管理化学物質）のうち、排出量等の届出対象となった物質（p10-7～15 第２表のPRTR法指定化学物質及びp10-7 第１表 1号～23号の府独自指定物質）はすべて記載してください。 届出対象とならなかった管理化学物質については、貯蔵量等を勘案し適宜記載してください。 (イ)貯蔵施設の種類、数及び最大貯蔵量 上記(ア)で列挙した管理化学物質を含む原料、製品（中間製品を含む）、その他事業活動で必要なもの（例、施設用洗浄剤等）を貯蔵施設に貯蔵されている場合、それら貯蔵施設の種類（浮き屋根式タンク、地下タンク等）とその設置基数及びそれら貯蔵施設の最大貯蔵量（能力値）を記載してください。
2-2　管理化学物質等の危険性・有害性の評価（化学品の分類及び 表示に関する世界調和システム等で示されている危険性又は有害性の特定結果）	貴事業所で取扱われている管理化学物質（前項に同じ）について、例えば「化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（ＧＨＳ）」に示されている「物理化学的危険性」、「健康に対する有害性」、「環境に対する有害性」の情報に基づき、貴事業所における取扱量や作業状況等も考慮し、その有害性・危険性を評価し、記載してください。 ＧＨＳの分類結果のホームページは次のとおり。 http://www.safe.nite.go.jp/ghs/list.html この他、指針の解説 巻末資料の表１に掲げたデータベースも参考にしてください。
2-3　緊急事態の発生の未然防止対策	指針の解説 第６の１に示す対策内容を参考に、貴事業所における未然防止対策について取りまとめ、記載してください。
2-4　緊急事態対応マニュアル	指針の解説 第６の２に沿って、貴事業所における緊急事態対応マニュアルを作成し記載してください。連絡体制図の添付もお願いします。 また、この際、環境上特に配慮すべき施設（例、住宅地、学校、病院、飲料水の水源等）の位置を明示した貴事業所の付近の見取り図（半径500m）を必ず添付してください。

揮発性有機化合物（ＶＯＣ）（府条例施行規則別表第18の9第24号）のみを届出する事業者※は、緊急事態に対処するための計画を省略することができます。

※PRTR法の第一種指定化学物質等取扱事業者に該当せず、かつＶＯＣ（府条例施行規則別表第18の9第24号）を除く府独自指定物質を年間１トン以上取り扱わない事業者

(2)化学物質管理計画書の記入例　　＜表紙(様式第23号の14)の記入例＞

様式第23号の14(第50条の11関係)

化学物質管理計画書作成（変更）届出書

○○○○　様

届出先の行政の長を記入
①事業所が所在する市町村の長
　大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、
　吹田市、高槻市、貝塚市、茨木市、八尾市、
　富田林市、河内長野市、松原市、箕面市、
　東大阪市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、
　能勢町、太子町、河南町、千早赤阪村の事業所
②泉大津市長
　泉大津市、忠岡町の事業所
③大阪府知事
　上記以外の市町の事業所

平成○○年○月○○日

届出時点における住所、法人名、代表者の役職・氏名を記入
※押印不要

届出者　住所　○○市△△町○-○
　　氏名　大阪産業株式会社
　　代表取締役　大阪太郎
　　代理人　大阪第一工場工場長　○○　○

代理人が届出を行う場合は、代表者名と代理人名を併記

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の24第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業所の名称		大阪第一工場
事業所の所在地		○○市○○町○-○
事業所において行われる事業が属する業種		金属製品製造業
管理体制についての計画		別添１のとおり
緊急事態に対処するための計画		別添２のとおり　・　省　略
変更の概要	管理体制についての計画	
	緊急事態に対処するための計画	
本届出について生産技術上・営業上の秘密に係る情報の有無		○：無 □：有（秘密とする内容を記載した書類を添付してください。）
担当者（問合せ先）	部署	○○○部○○課
	(ふりがな) 氏名	×××　××× ○○　□□
	電話番号	○□△×－○○□□
	電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	○○○○○○○@○○○.○○.○○
※　受付欄		

記載事項（ p3-2 ）、
記入例　（ p3-5 ～ p3-7）
を参考に、別添１として作成
※様式は自由

記載事項（p3-3）、
記入例　（p3-8～p3-14）
を参考に、別添２として作成
※様式は自由

製造業等の届出対象24業種から記入
※p10-1～p10-2参照

届出日時点における事業所の名称、所在地を記入

該当する欄に「○」を記入

備考　1　変更の概要の欄には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。また、必要に応じ、変更の概要が分かる書類を添付すること。
　　2　※印の欄には、記載しないこと。

＜ 別添１の記入例 ＞

（別添1）　　管 理 体 制 に つ い て の 計 画

1－1 化学物質管理の目的

化学物質を取扱うにあたり、化学物質取扱従事者及び近隣住民の安全・安心に常に配慮するとともに、環境中への化学物質の排出を抑制し事故を防ぐため、適正に化学物質を管理することを目的とする。

1－2 化学物質の管理の方針

安心、安全を新たな付加価値として目指していくため、管理方針を定め化学物質の適正な管理の徹底を行うこととする。

1－3 法令遵守状況の確認方法

当事業所で扱っている管理化学物質に係る関係法令は、別紙１「化学物質が関係する法令等の遵守状況等一覧」のとおりであり、この一覧表を毎年度作成して法令遵守状況の確認を行うこととする。

（注）PRTR法、府条例等の管理化学物質に係る法令等の遵守状況等一覧を添付してください。

1－4 管理組織の名称及び管理組織図

組織図及び各員の役割は　別紙２「組織図」に示す。

1－5 管理規程類の概要

当事業所内における化学物質管理に係る管理規程類は、以下のように大別できる。

分類	管理規程類
設備・機器関係	取扱説明書、保守点検要領、修理・更新履歴
作業工程手順書	原料入荷工程、原材料保管工程、製造・加工工程、製品保管工程、製品出荷工程、用水・排水管理、廃棄物保管、試験・検査手順
モニタリング要領	作業環境モニタリング、排ガス・排水モニタリング
廃棄物管理要領	廃棄物管理（マニフェスト等）
教育訓練要領	設備運転員、作業員、協力会社員、事務職員、新入職員に対する教育訓練、法規等周知研修、情報公開対応訓練、その他
安全・防災訓練要領	別添２の「緊急事態に対処するための計画」に記載

※１－５について、ISO14001等を取得し、環境マネジメントシステム（EMS）を実施している場合は、それらの規程を活用し簡潔に示していただければ結構です。

（例）設備・機器関係、作業工程手順書、モニタリング要領、廃棄物管理要領、教育訓練要領、安全・防災訓練要領等の化学物質管理に係る管理規程類を定め管理を行っている。
各管理規程類の詳細は、当社の環境マニュアル○章○に規定している。その概要は次のとおり。

・・・・・・・

１－６ 教育及び訓練並びに人材育成の実施方法

教育訓練及び人材育成要領に基づき管理化学物質等を扱う従業員に対して化学物質の適正管理に対する教育訓練を行う。

１－７ 情報提供の方法

本事業所から出荷する化学物質に関する性状及び取扱いに関する情報（対象化学物質の含有率を含む）については品質検査課が情報の入手や作成を行い、営業課がその提供及び問合せ窓口となる。

（注）ＳＤＳの作成については、経済産業省「化学物質排出把握管理促進法のＳＤＳ制度」のホームページに具体的な作成方法や例がありますので、参考にしてください。

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/4.html

１－８ 府民の理解の増進を図るための情報提供の方法

(1)当事業所の事業活動を紹介したパンフレットに化学物質の適正管理の章を加え、一般向けの事業報告書を作成し希望者に配布するほか、見本市や商談会などでも配布する。また、当社ホームページでも公開する。

(2)総務部お客様サービス課を、地域自治会等からの問い合わせや苦情相談の窓口とする。（TEL ○○○-○○-○○○○）

(3)将来的には一般見学者コースを設置し、近隣住民を対象とした工場見学や意見交換会などを実施し、地域とのコミュニケーションの増進を目指していく。

＜別添１の別紙の記入例＞

別紙1

化学物質が関係する法令等の遵守状況等一覧（例）

	PRTR法	大阪府生活環境の保全等に関する条例	同左	同左
届出内容	化学物質排出量等の報告	化学物質排出量等の報告	化学物質管理計画書の報告	化学物質管理目標決定及び達成状況の報告
届出頻度	毎年	毎年	作成時及び変更時	目標決定時。達成状況は毎年
確認者	環境安全係	環境安全係	環境安全係	環境安全係

別紙2

○○○事業所環境安全委員会　組織図

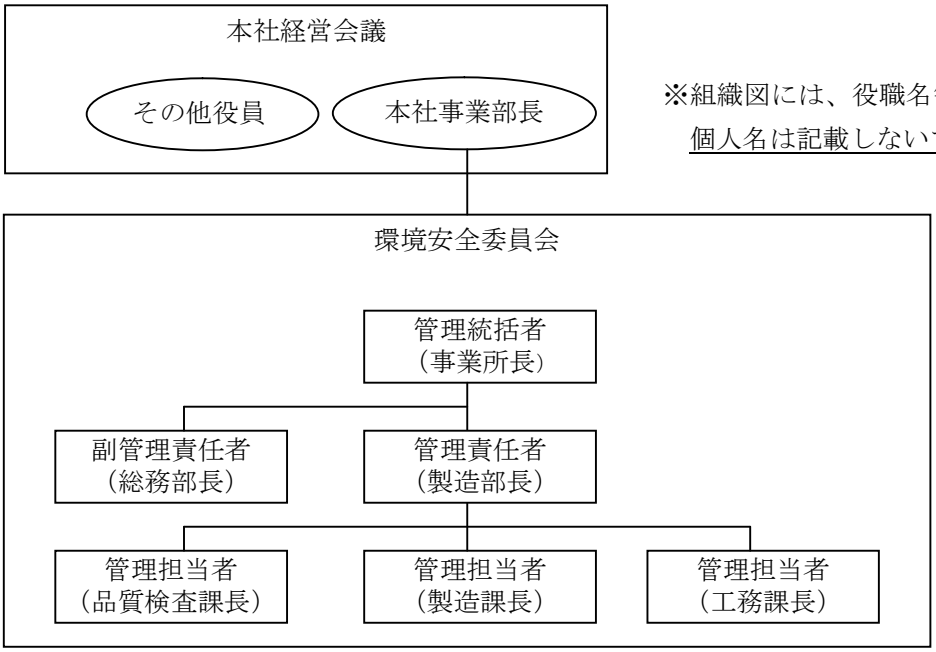

※組織図には、役職名等を記載し、個人名は記載しないでください

管理統括者	事業所全体の管理計画を策定し、必要な資源の配分等を決定する。環境安全委員会に係る職務分担を決定する。
管理責任者	管理担当者を指揮し、担当部門における管理計画を推進する。担当部門に係る管理規程類を作成する。教育訓練、法令遵守状況の確認を担当する。
副管理責任者	管理責任者を補佐するとともに、資金管理、広報問い合わせ等、対外関係の窓口となる。
管理担当者	管理責任者の指揮のもと、管理計画の実務を遂行する。担当部門の進捗状況を点検し、評価を行い、実績報告書、改善事項の提案を行う。

製造課長	原料から製品に至る化学物質の取扱全般の管理
工務課長	施設・設備の保守管理全般の管理
品質検査課長	安全性、危険性情報（SDS含む）の収集・整理、環境・作業モニタリングの実施

＜ 別添２の記入例 ＞

（別添2）　　緊急事態に対処するための計画

２－１ 管理化学物質等の貯蔵状況

当事業所で貯蔵している管理化学物質は以下のとおり。

貯蔵物名	溶媒	A液	B液	製品	廃棄物
貯蔵物に含まれる管理化学物質名	メタノール	酢酸ブチル イソブタン	フタル酸ビス	クロム及び３価クロム	メタノール 酢酸ブチル イソブタン フタル酸ビス
貯蔵施設の種類	地下タンク	固定屋根タンク	固定屋根タンク	コンクリート製建屋（平屋）	固定屋根タンク
貯蔵能力（最大値）	60kL	10kL	10kL	500kg	10kL
用途	溶媒貯蔵	原料貯蔵	原料貯蔵	製品貯蔵	廃棄物貯蔵
内容物の状態	液体	液体	液体	固体（粉体袋詰め）	液体
基数	1	2	1	1	5

※年間取扱量が1トン以上（特定第一種指定化学物質は0.5トン以上）の物質は、必ず記載してください。それ以外の物質は、取扱状況に応じて適宜記載してください。

２－２ 管理化学物質等の危険性･有害性の評価

当事業所で取り扱っている○種類の管理化学物質についての評価結果は、別紙３「取り扱っている管理化学物質の危険性・有害性の評価結果」のとおり。

※ ＧＨＳでは、各化学物質の「物理化学的危険性」、「健康に対する有害性」、「環境に対する有害性」について、区分１～区分４で分類（数字が小さいほど危険性・有害性が高い）していますが、「分類対象外」や「分類できない」となっている項目もかなりあります。 ここでは、当該物質について何らかの分類がされている項目を抜粋して整理し、貴事業所における取扱量や作業状況も考慮して、貴事業所として危険性・有害性を評価してください。

※ 別紙３はアニリンを例に、データベースからの抜粋と評価結果の例を記載していますが、貴事業所で取り扱っている管理化学物質ごとに作成してください。

２－３ 緊急事態の発生の未然防止対策

当事業所で発生する可能性のある緊急事態については、以下のものが想定される。

(a)原料入荷工程

・ローリーから貯蔵タンクに移し替える際、バルブの誤操作やホースの接続ミスによる原料漏洩

(b)原料保管過程

・貯蔵施設のひび割れ、接続フランジ、配管の腐食等による漏洩
・原料供給ポンプからの漏洩（弁の痛み等）
・原料貯蔵設備内での原料の気化によるガス漏れ

(c)製造・加工工程

・原料供給ポンプ、攪拌機、冷却機の不良による異常反応、噴出
・温度センサ、流量計等の制御機能の故障による異常反応、噴出
・溶剤蒸発回収装置の不良によるガスの漏洩

(d)製品出荷工程

・袋詰め製品（粉体状）のトラックへの荷積時における落下

(e)火災

・事業所内では火気厳禁だが、各工程で発生したガスに何らかの原因で着火すると火災が発生するおそれがある。

(f)整備点検時

・設備の整備点検時に、可燃性の化合物が残留していた場合、引火し爆発するおそれがある。

＜ 対策メニューと実施計画＞

対策メニュー	実　施　計　画
従業員への安全対策の周知	管理化学物質の有害性、危険性情報について・・・・・ 作業環境の安全確保について・・・・　　社内研修の実施・・・・
事故事例等の収集整理	人的ミスや地震等による事故事例を参考に、重点対策を策定する。
作業要領の作成遵守	ヒューマンエラー等の事例を参考に作業要領を定める。
有害性や誤動作防止のための適切な表示	管理化学物質を貯蔵しているタンクや配管は表示しているが、表示が汚れで見えにくい箇所があり、・・・・・　　警報の誤動作がないよう・・・・
設備・機器の保守点検結果の記録保存	過去のデータを整理し、故障、異常を起こしやすい箇所を把握・・・・ 日常点検を・・・・　　早期発見できるようにする。
訓練の実施	毎年○月、事業所全体で緊急事態対応マニュアルに沿った総合訓練を実施。 ガス検知管による簡易測定も行ない、有害ガス漏洩の早期発見に・・・・
流出防止機材、防災用資材の整備	消防署等の指導に従い、適宜機材等の充実をはかる。漏出した際の流出防止溝、非常用貯留槽等を計画的に設置していく。

※２－３については、ISO14001を取得し、環境マネジメントシステム（EMS）を実施している場合は、それらの規程を活用し簡潔に示していただければ結構です。

（例）

発生する可能性のある緊急事態については、原料入荷工程、原料保管過程、製造・加工工程、製品出荷工程、火災が想定される。これらの緊急事態が発生することがないように、当社の「緊急事態対応規程」に基づき、未然防止の徹底を図っている。その概要は次のとおり。

・・・・・・・・

２－４ 緊急事態対応マニュアル

(1)事業所内における指揮命令系統及び連絡体制

①社内の指揮命令系統

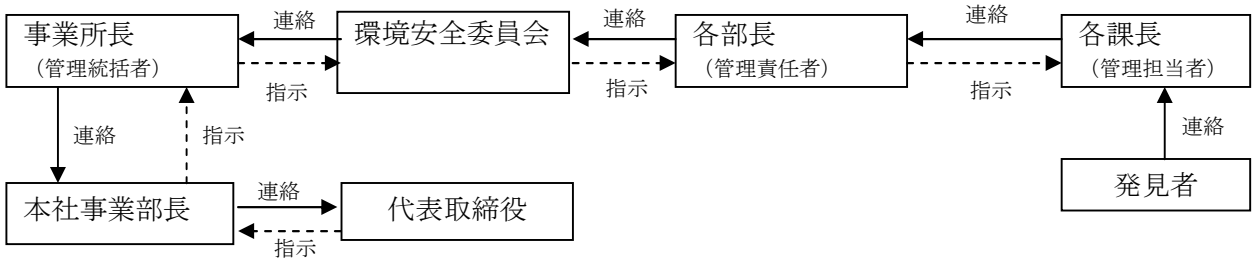

※役職名等を記載し、
個人名、個人の電話番号等は記載しないでください。

②社外への連絡体制

＜ 緊急事態発生時の連絡体制 ＞

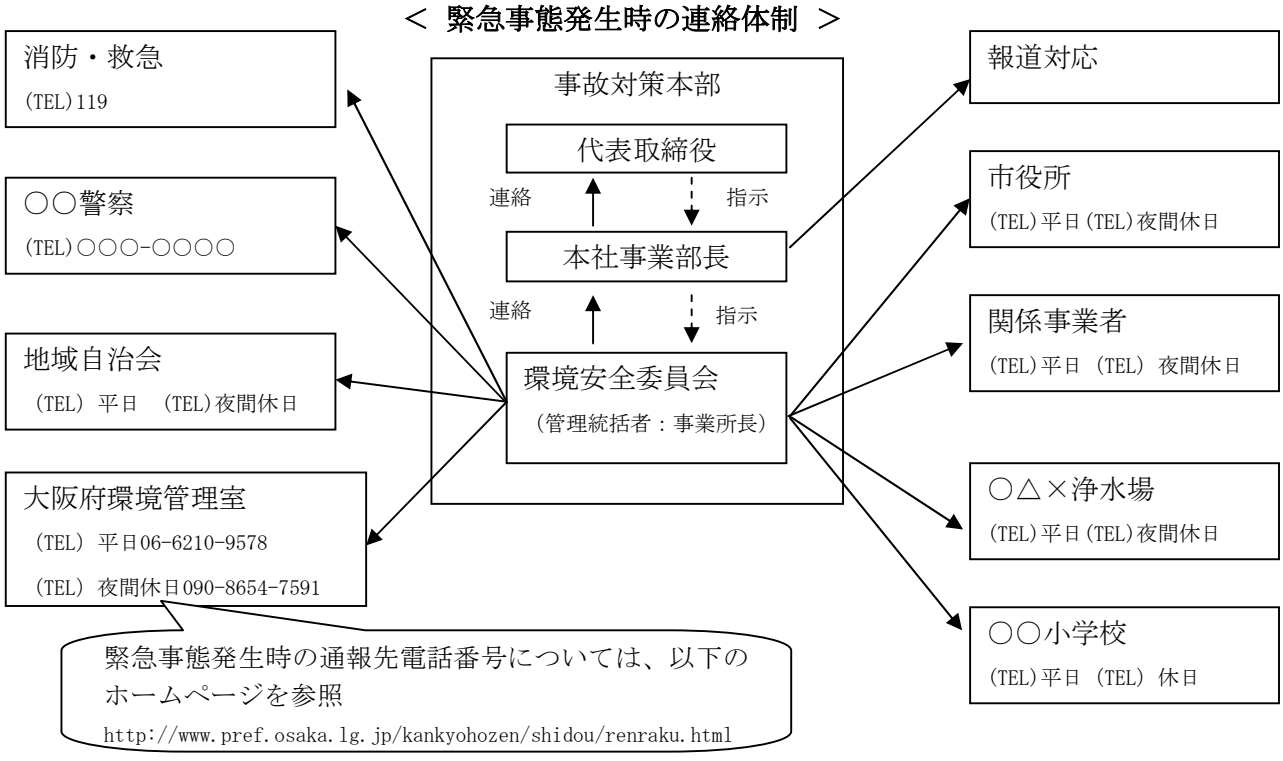

なお、事業所付近の見取り図（半径500m）は別紙４のとおり。

※ 事業所付近の見取り図（半径500m）を必ず添付してください。

(2)避難誘導体制

事業所の各員が○○○の指示の下、事業所周辺の避難誘導を行う。

具体的には、警察・消防等が到着するまでの間、事業所周辺の住民の避難誘導、事業所付近の道路の交通整理（車両、歩行者の迂回等）を行う。

(3)緊急事態の内容に応じた事業所内の対応体制

緊急事態の内容により第一種緊急事態、第二種緊急事態等に区分し、それぞれ対応体制を整備する。

①第一種緊急事態

以下のいずれかに該当する場合、代表取締役を本部長とする事故対策本部を設置。代表取締役が到着するまでの間は○○が本部長を代行する。

緊急事態発生時の連絡体制は図○○のとおり。

- 火災又は爆発の発生
- 怪我人や被害者の発生
- 化学物質の大量漏洩による事業所内外での顕著な異臭の発生、河川・下水への異常な水質汚濁の流出等の重大な事態

②第二種緊急事態

以下のいずれも満たしている場合、事業所内の環境安全委員会で対応する。

- 化学物質の軽微な漏洩（事業所内の一部で異臭が感じられる程度）
- 河川・下水へ異常な水質汚濁の流出がない
- 怪我人や被害者がいない
- その他、人の健康や周辺の生態系に影響がないと判断できる軽微な事態

(4)緊急措置の実施手順及び実施内容

①【 初動対応 】　緊急事態を発見した者は、直ちに環境安全委員会（メンバー）に連絡する。環境安全委員会は必要に応じて消防、警察に通報する。

② 委員会は事業所長に連絡するとともに、事業所内の各部署に初動対応の指示を出す。緊急性が高い場合は構内一斉放送等による。

③ 事業所長は緊急事態の内容を把握し、そのレベルを判断する。第一種緊急事態に該当する場合は、その旨発動する。

・・・　以下、事業所の実態に応じた初動対応を具体的に記載　・・・

④【 第一種緊急事態 】の場合、環境安全委員会は図■■に示した関係機関に連絡する。

⑤ 事業所内の各部署は、各施設・設備の緊急停止操作をする一方、怪我人の救出、退避・避難を実施し、被害の拡大を防ぐ。

・・・　事業所の実態に応じた第一種緊急事態への対応を具体的に記載　・・・

⑥ 消防、警察の指示に従い、被害の拡大を防止、緊急事態の原因となった化学物質の情報提供をはじめ、事態の収拾に協力する。

⑦【 第二種緊急事態 】の場合、特に関係機関への連絡は行わない。異常のある施設・設備、及びそれと関連のある施設・設備の緊急停止を行い、緊急事態を回避する。

・・・　事業所の実態に応じた第二種緊急事態への対応を具体的に記載　・・・

⑧ 第一種、第二種緊急事態に係らず土壌汚染が発生した場合、汚染位置を把握記録し、火災、爆発、漏洩等の危険性がなくなった後、汚染状況の把握やその対策を検討する。
⑨ 報道機関からの問い合わせは、本社事業部長が対応する。

(5)周辺環境への影響の把握方法及び必要に応じ実施する浄化対策の概要

管理化学物質○○、○○にあっては、ガス検知管法による簡易測定が可能であるため、できるだけ環境汚染が高いと思われる時期に（安全性などを確保した上で）、事業所の敷地境界付近で環境濃度を測定する。

また、土壌汚染が発生した場合、汚染位置を把握記録し、汚染状況の把握やその対策を検討する。

(6)関係機関等への届出内容

当事業所で事故に関係する規定がある法令は

○消防法　　○労働安全衛生法　　○大阪府生活環境の保全等に関する条例
○大気汚染防止法　○水質汚濁防止法　　○廃棄物処理法　　・・・ が該当する。

(7)安全・防災訓練

緊急事態発生時の措置を確実に行うため、以下のとおり要領を定め、訓練を実施する。

① 実施時期、回数
② 訓練内容
- 想定される緊急事態の種類
- 訓練参加各人の役割分担
- 怪我人、被害者の救済方法
- 消火、漏洩防止活動等
- 類焼、誘爆、河川漏洩等の二次災害の防止措置
- 消防、救急、警察、本社等関係機関への連絡
- 避難、誘導

③ 訓練実施後の評価と課題の発見
④ 課題の解決策等、緊急事態発生時の対処方法の改善計画作成

※２－４については、IS014001等を取得し、環境マネジメントシステム（ＥＭＳ）を実施している場合は、それらの規程を活用し簡潔に示していただければ結構です。

（例）
緊急事態発生時は、当社の「事故緊急事態対応規程」に基づき対応することとしている。その概要は次のとおり。
(1)事業所内における指揮命令系統及び連絡体制
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
※事業所内の指揮命令系統図及び社外への連絡体制図を添付してください。（p3-10参照）
(2)避難誘導体制
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
:
(7)安全・防災訓練
緊急事態発生時の措置を確実に行うため、○○要領に従い、訓練を実施している。

別紙3

取り扱っている管理化学物質の危険性･有害性の評価結果

GHSデータベースからの抽出（何らかの区分がある項目の抜粋）

対象物質：アニリン

危険・有害性項目	分類結果	注意喚起用語	危険有害性情報
引火性液体	区分４	警告	可燃性液体
急性毒性（経口）	区分４	警告	飲み込むと有害
急性毒性（経皮）	区分３	危険	皮膚に接触すると有害
急性毒性（吸入：粉塵、ミスト）	区分４	警告	吸入すると有害
皮膚腐食性／刺激性	区分２	警告	皮膚刺激
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分２Ａ	警告	強い眼刺激
呼吸器感作成又は皮膚感作性	呼吸器感作性：分類できない 皮膚感作性：区分１	呼吸器感作性：－ 皮膚感作性：警告	呼吸器感作性：－ 皮膚感作性：アレルギー性皮膚反応を引き起こすおそれ
生殖細胞変異原性	区分２	警告	遺伝性疾患のおそれの疑い
発がん性	区分２	警告	発がんのおそれの疑い
標的臓器／全身毒性(単回暴露)	区分１（血液系、心臓、肝臓、腎臓、呼吸器、神経系）	危険	臓器（血液系、心臓、肝臓、呼吸器、神経系）の障害
標的臓器／全身毒性(反復暴露)	区分１（血液系、神経系、呼吸器）	危険	長期または反復暴露による臓器（血液系、神経系、呼吸器）の障害
水生環境有毒性（急性）	区分１	警告	水生生物に非常に強い毒性

当事業所における危険性･有害性の評価結果

物理化学的危険性評価	引火性が強いため、火気厳禁を徹底する。
健康に対する有害性評価	全身毒性及び皮膚感作性の有害性が特に強く、皮膚腐食性、眼刺激性、発がん性、生殖細胞変異原性の有害性が高いことから、作業環境における安全性確保及び周辺環境への排出抑制に努める。 作業手順、防護用具の着用厳守など管理規程の遵守を徹底する。
環境に対する有害性評価	水性生物に対して非常に毒性が強い。製造工程では排出水と一緒に排出されないが、原料入荷時のホース脱着時に若干の漏れがあるので、それらの拭き取りを実施し、水路にはいらない

・取り扱っている管理化学物質について、この例のような表を作成してください。
・GHSの分類に基づき有害性が記載されたSDSの該当部分の添付でも差し支えありません。

別紙４

事業所付近の見取り図

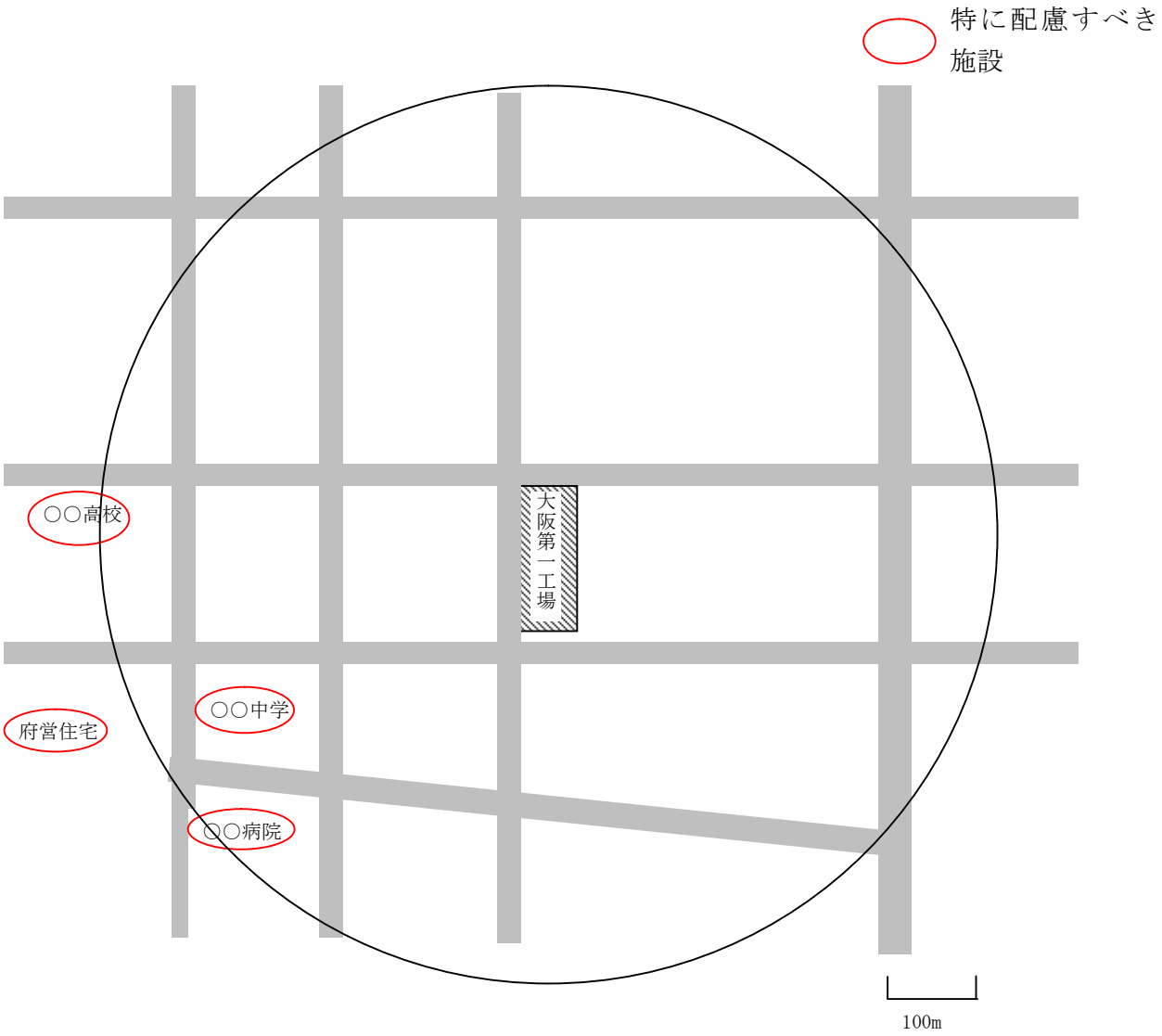

※　事業所付近の見取り図（半径500m）には、環境上特に配慮すべき施設（例：住宅地、学校、病院、飲料水の水源等）の位置を明示してください。

第4章　化学物質管理目標決定及び達成状況の届出について

【届出対象者】
第一種管理化学物質の排出量・移動量・取扱量の届出対象者のうち、常時使用される従業員数が 50 人以上の事業所を府内に持つ事業者

(1)化学物質管理目標決定及び達成状況の届出書の作成方法

この届出は、対象とする化学物質を定めて、排出量の削減などの自主的な目標を策定し、化学物質による環境リスクの低減を進める内容を届け出るものです。

初年度は有害性が高い、あるいは取扱量が多いなど環境リスクが高い管理化学物質を選定して管理目標を定め、その目標を達成するための具体的な方策に関する計画を作成します。次年度以降は、目標の達成状況及び目標を達成するために実施した対策の内容を届け出てください。

1)届出先について

大阪府知事又は移譲した市町村の長に提出してください。（記入例参照）

2)届出様式について

以下の大阪府化学物質管理制度ホームページからダウンロードできます。
http://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/shidou/kanri.html

○注意事項

1　初めて目標決定及び達成状況届出書を提出する事業者の方へ

化学物質管理目標や目標を達成するための具体的な方策等を届出してください。

⇒　p4-6～p4-8の書類を提出してください。

（p4-7の点線で囲まれた部分は記載不要です。ただし、既に事業所で独自目標を策定しており、目標に沿って対策を実施している場合は、p4-7の点線で囲まれた部分も記載してください。）

2　既に目標決定及び達成状況届出書を提出している事業者の方へ

化学物質管理目標を達成するための対策の進捗状況や達成状況等を届出してください。ただし、目標達成年度における達成状況等を届出する年度には、達成状況等の届出に加えて新たな目標を策定して届出してください。

⇒　前年度に提出した書類に追記し、p4-9及びp4-10の書類を提出してください。

（なお、書面届出において、計画の内容を変更していない場合はp4-11の別紙の届出は不要です。）

目標達成の最終年度（目標（達成）年度）の達成状況を届出される事業者様へ

既に管理目標の届出をしている事業所で、今回の届出が目標達成の最終年度（目標年度）の達成状況を届出される事業者は、次の目標を決定し、併せて届出してください。

（例）目標年度：平成26年度　　届出年度：平成27年度　　の場合

→ ①平成26年度の目標達成状況の届出
②平成27年度を計画初年度とする管理目標決定の届出
} 2種類の届出が必要です

3）化学物質管理目標決定及び達成状況の届出の記載事項の説明

説明1　管理化学物質の種類

貴事業所で取扱っている管理化学物質のうち、管理の改善を進めて環境リスクの低減を図るべき管理化学物質を選定して記入してください。また、この届出書は１物質ごとに提出してください。

なお、揮発性有機化合物（ＶＯＣ）（府条例施行規則別表第18の9第24号）の年間取扱量が１トン以上の場合は、ＶＯＣ又はＶＯＣに該当する個別の物質（例えば、トルエン等）を優先的に選定してください。

管理化学物質の選定にあたっては、指針第4の2(1)（指針の解説を含む）に示す貴事業所で扱う管理化学物質の有害性に係る情報、ばく露性に係る情報をもとに、指針第4の2(2)（指針の解説を含む）に示すような管理化学物質のリスク評価を行ってください。

説明2　管理の改善の方法

「管理化学物質の種類」の欄に記入した管理化学物質に対して、どういった方法で管理の改善を進めるか、該当する欄に「○」を入力してください。

従前から化学物質の適正管理を積極的に実施されており、これ以上の改善が現時点では難しい場合は、以下の例に示すような方法で行ってください。

（例）
- 排出原単位（例、「化学物質Aの大気への排出量÷製品の製造量」、あるいは「化学物質Aの大気への排出量÷化学物質Aの取扱量」という比率）を減らす。
- 地域住民とのリスクコミュニケーションを推進し、住民に貴事業所での化学物質管理について理解してもらう。
- マネジメントシステムの改善により、化学物質の取扱時における無理、ムラ、無駄の一層の排除を行う。
- 現状維持。（ただし、現状維持の状況になるまでの今までの改善の過程、どのようにして現状維持を担保していくかの説明が必要です。）

「管理の改善の方法」を排出量の削減とした場合には、「指標とする項目」「指標とする項目に係る目標」についても排出量（大気、公共用水域、土壌、埋立）に関連する項目をから選択し項目間の内容について整合がとれるようにしてください。

説明3　指標とする項目、指標とする項目に係る目標、改善率

「指標とする項目」については、「管理の改善の方法」を進めていく段階で、その改善の程度を把握・検証等するための指標となるものを選んでください。

「指標とする項目」の例をp4-5に示しています。

「指標とする項目に係る目標」については、当該化学物質の管理の改善計画で達成しようとする目標値を記入してください。

（目標の例）・ＶＯＣの大気への年間排出量を基準年度から、○○○ｋｇ/年削減する
・メタノールから純水への代替率（純水量／メタノール量）を○○%にする。
・設備の安全化を施す箇所を全○箇所設定し改善する。
・環境報告書の発行回数を３年に１回から毎年とする。

「改善率」については、「管理の改善の方法」として排出量・移動量・取扱量の削減を選定している場合に、基準年度に対する目標達成年度における改善率を記入してください。数値化しにくい指標とする項目の場合は、改善率の記入は不要です。

説明4　目標達成年度

本届出は、化学物質の環境リスクを低減する取組みを進めることを目的として、事業所ごとに化学物質の管理の改善計画・目標を立て、毎年その進捗状況について届出を行うものです。

目標を達成するために取組む期間（１サイクル）は、概ね５年程度の期間を想定しています。事業所規模により届出の開始時期が異なるため、以下のような期間を設定してください。（平成26年度に初回の届出を行う場合、可能であれば平成25年度を基準年度とし、目標達成年度を平成30年度としてください。）

なお、本届出は各事業者で自主的に環境リスクの低減を進めていただくことを基本としていますので、工場の建替えや拡充計画等の長期計画をお持ちの場合や、既にＰＤＣＡサイクルを実行している場合などは、目標達成年度が上記以外になることを妨げるものではありません。

また、目標を達成するため、ＰＤＣＡを繰り返して行い、目標の達成が危ぶまれる場合は、必要に応じて追加対策を実施するなどして、目標の達成に努めてください。

初回の届出が平成26年度の場合の目標年度設定例

H25	H26	H27	H28	H29	H30
排出量等 基準年度	計画初年度		中間 目標年度		目標 達成年度

説明5　目標決定に当たっての考え方

説明１と密接に関係するところですので説明１も参照してください。

(1)リスク評価の結果

(2)事業者独自の判断基準にそって対象物質を決定した場合の判断基準

(3)技術面、費用面を含めた各種削減対策の比較検討結果

(1)～(3)の結果等をもとに、最終的な目標決定をした際の考え方を記入してください。記入欄が足りない場合は別添にして記入してください。（様式は自由です）

説明6　化学物質管理目標の達成状況、化学物質管理目標を達成するために実施した対策の検証の結果

これらの欄は毎年度内容が変わりますので新たな記述が必要です。達成状況に係るところについては、届出前年度の進捗状況に基づいて記入してください。

「化学物質管理目標の達成状況」は経過がわかるよう、届出前年度の指標とする項目の実績値（削減量等）と改善率を、前回届出内容に追記する形で記入してください。

（例）

・平成25年度実績でＶＯＣの大気への排出量は10,000kg。

・平成○年度実績でＶＯＣの大気への排出量は9,400kg。基準年度から600kg削減、改善率6%。

「化学物質管理目標を達成するために実施した対策の検証の結果」は、前年度の取組について自ら検証した結果を記入してください。検証にあたっては、事業所で作成した化学物質管理計画書であらかじめ定められた体制と手順にしたがって実施してください。なお、第三者評価を行った場合にあっては、その結果も加味してください。

（例）

・平成○○年度の目標達成に向け順調に進んでいる。

・目標を順調に達成できた。

・平成○○年度の目標達成に向け概ね順調に進んでいるが、一部に○○といった課題が残されている。

・平成○○年度の目標達成に困難な課題（○○）があり、今後具体的方策の検討を予定している。

・目標達成に向けての取組みを行うことにより、作業員が使用していない溶剤のフタが閉まっていることを確認するようになり、意識が向上している。

・生産量の増加に伴い、使用量が増加したが、生産量1トンあたりの使用量は減少しており、作業効率は改善している。

・塗料を調製する際、必要量だけ作成し、余剰分が少なくなるようにした。

説明7　化学物質管理目標を達成するための具体的方策に関する計画（別紙）

この別紙は計画策定時に作成するものですので、２年目以降の実績報告時には計画の内容に変更がない限りは、変更しないでください。なお、計画を変更する場合は、

表書きの「化学物質管理目標を達成するための具体的方策に対する計画の変更をしたときは変更した事項」に変更の内容とその理由を記載してください。

「具体的方策」には、当該年度にて実施する予定の対策等を具体的に記載してください。「指標とする項目」には表書きで設定した「指標とする項目」について、基準年度の値（実績値）及び予定する対策等を実施した際の計画初年度、中間目標年度及び目標年度の計画値を記載してください。

＜参考＞　指標とする項目の例

1:上記管理化学物質の大気への排出量の削減量
2:上記管理化学物質の公共用水域への排出量の削減量
3:上記管理化学物質の当該事業所の土壌への排出量の削減量
4:上記管理化学物質の当該事業所における埋立処分量の削減量
5:上記管理化学物質の下水道へ移動量の削減量
6:上記管理化学物質の廃棄物としての移動量の削減量
7:上記管理化学物質の製造量の削減量
8:上記管理化学物質の使用量の削減量
9:上記管理化学物質の単位使用量当たりの大気への排出量の削減量
10:上記管理化学物質の単位使用量当たりの公共用水域への排出量の削減量
11:上記管理化学物質の単位使用量当たりの当該事業所の土壌への排出量の削減量
12:上記管理化学物質の単位使用量当たりの当該事業所における埋立処分量の削減量
13:上記管理化学物質の単位使用量当たりの下水道への移動量の削減量
14:上記管理化学物質の単位使用量当たりの廃棄物としての移動量の削減量
15:製品の単位生産量当たりの上記管理化学物質の使用量（原単位）の削減量
16:製品の単位生産量当たりの上記管理化学物質の大気への排出量（原単位）の削減量
17:製品の単位生産量当たりの上記管理化学物質の公共用水域への排出量（原単位）の削減量
18:製品の単位生産量当たりの上記管理化学物質の土壌への排出量（原単位）の削減量
19:製品の単位生産量当たりの上記管理化学物質の埋立処分量（原単位）の削減量
20:製品の単位生産量当たりの上記管理化学物質の下水道への移動量（原単位）の削減量
21:製品の単位生産量当たりの上記管理化学物質の廃棄物としての移動量（原単位）の削減量
22:上記管理化学物質の有害性の低い代替物質への転換率
23:設備の安全化対策の実施箇所
24:その他（項目を記入下さい。）

(2)化学物質管理目標決定及び達成状況の届出書の記入例

①初めて目標決定及び達成状況届出書を提出する事業者

様式第23号の15(第50条の12関係)

化学物質管理目標決定及び達成状況届出書

平成○○年○月○○日

○○市長　様

届出先の行政の長を記入
①事業所が所在する市町村の長
大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、貝塚市、茨木市、八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、箕面市、東大阪市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、太子町、河南町、千早赤阪村の事業所
②泉大津市長：泉大津市、忠岡町の事業所
③大阪府知事：上記以外の市町の事業所

届出時点における住所、法人名、代表者の役職・氏名を記入
※押印不要

住所　○○市△△町○-○

氏名　大阪産業株式会社

代表取締役　大阪　太郎

代理人が届出を行う場合は、代表者名と代理人名を併記

代理人　大阪第一工場　工場長　難波　巧

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の25第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業所の名称	大阪第一工場	届出日における事業所の名称、所在地を記入
事業所の所在地	○○市○○町○-○	
化学物質管理目標	管理化学物質の種類	条例24:VOC(揮発性有機化合物)　取り扱っている管理化学物質の中から環境リスクを考慮して物質を選定 ※詳細は説明１（p4-2）参照
	管理の改善の方法	○排出量の削減　□移動量の削減　□[illegible] □有害性の低い物質への代替 □設備の安全化の対策 □マネジメントシステムの改善 □リスクコミュニケーションの推進 □その他の方法 該当する欄に「○」を記入 ※詳細は説明２（p4-2）参照 実線での囲みの部分を計画初年度(目標決定時)に記入
	指標とする項目	1:上記管理化学物質の大気への排出量の削減量 p4-5記載の項目から選択 ※選択項目に該当するものがない場合は、24:その他とし、その内容を４段目に記入
	指標とする項目に係る目標	上記管理化学物質の大気への排出量を基準年度より削減　1000 kg 削減量が定量化できる場合には、基準年度からの削減量（削減割合）を記入 ※詳細は説明３（p4-3）参照 単位を記入
	改善率	14.3 %の改善　(　平成25　年度比)
	目標達成年度	平成30年度
	目標決定に当たっての考え方	リスク評価の結果、使用量が最も多いVOCの環境リスクが高いことから、VOCを管理目標の対象物質として設定した。指標とする項目に関する削減量については、技術面・費用対効果を検討した上で実施する対策を決定し、その削減見込量とした。 詳細は説明５（p4-4）参照

化学物質管理目標を達成するための具体的方策に関する計画	別紙のとおり
化学物質管理目標を達成するために実施した対策の内容	化学物質管理目標を達成するために実施した対策の内容を記入（別紙の計画に記載した具体的方策など） ※届出前年度の実績を前回届出内容に追記する形で記入 ※計画初年度は記入不要。既に事業所で独自目標を策定しており、目標に沿って対策を実施している場合は記入可能
化学物質管理目標の達成状況	届出前年度末の達成状況を前回届出内容に追記する形で記入 ※詳細は説明６（p4-4）参照 ※計画初年度は記入不要、既に事業所で独自目標を策定しており、目標に沿って対策を実施している場合は記入可能
化学物質管理目標を達成するために実施した対策の検証の結果	進捗状況に対する検証（見解）を記入 ※詳細は説明６（p4-4）参照 ※計画初年度は記入不要、既に事業所で独自目標を策定しており、目標に沿って対策を実施している場合は記入可能
化学物質管理目標を達成するための具体的方策に関する計画の変更をしたときは変更した事項	上欄の目標達成のために実施した対策の検証の結果に基づき、具体的方策（別紙）に内容を変更した場合は、変更した事項を記載
本届出について生産技術上・営業上の秘密に係る情報の有無	○ 無 □ 有（秘密とする内容を記載した書類を添付してください。）

点線での囲みの部分は目標として決定した事項の達成状況を記入
※計画初年度は記入不要。既に事業所で独自目標を策定しており、目標に沿って対策を実施している場合は記入可能

該当する欄に「○」を記入

p5-1参照

担当者（問合せ先）	部署名	○○部　○○課
	（ふりがな）	×××× ×××
	氏名	○○　□□
	電話番号	○□△×－○○□□
	電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	○○○○○○○@○○○.○○○.○○
※受付欄		

備考　※印の欄には、記載しないこと。

○別紙の記入例　（初めて目標決定及び達成状況届出書を提出する事業者）

別紙　化学物質管理目標を達成するための具体的方策に関する計画

年　度	25 年度 （基準年度）	26 年度 （計画初年度）	年度 （届出の前年度）	28 年度 （中間目標年度）	30 年度 （目標年度）
具体的方策		・各洗浄工程の現状を把握し、洗浄の必要性、清浄度の基準、洗浄剤交換時期等を点検する。 ・運転・操作方法の改善（装置周辺の風の減少、ドゥエル方法の検討、被洗浄物による持出量削減）を検討・実施する。 ・運転・操作手順書を作成し、作業員へ手順を周知する。		・各洗浄工程の洗浄の必要性、清浄度の基準、洗浄剤交換時期等を点検する。 ・運転・操作方法の改善（装置周辺の風の減少、ドゥエル方法の検討、被洗浄物による持出量削減）を検討・実施する。 ・運転・操作手順書の見直しを必要に応じて行う。	・運転・操作方法の改善（装置周辺の風の減少、ドゥエル方法の検討、被洗浄物による持出量削減）を検討・実施する。 ・洗浄装置の改造（フリーボード高さ、冷却水温度等）を検討・実施する。
指標とする項目 （VOCの大気への排出量の削減量）	大気への排出量 7,000kg/年（実績値）	大気への排出量 6,300kg/年 基準年度から700kg削減 （計画値）	—	大気への排出量 6,200kg/年 基準年度から800kg削減 （計画値）	【目標値】 大気への排出量 6,000kg/年 基準年度から1,000kg削減 （計画値）
改善率	—	10.0%	—	11.4%	14.3%

計画の基準年度を記入

※既に計画的にこの物質を削減対象として管理してきた場合、その計画の初年度を基準年度としても構いません

計画をはじめて提出する年度

計画の中間目標年度を記入

計画の目標年度を記入
概ね５年程度の計画としてください

具体的方策は事業所の実態を踏まえ、最も費用対効果の高い対策の組み合わせを決定して記入してください。
（例）
・有害性の低い物質へ代替のための技術開発、設備の整備。
・工程改善、設備改善等の使用の合理化による取扱量を削減する。
・処理装置、回収装置の設置や改善による排出抑制。
・作業要領の遵守徹底、維持管理の適正化等の対策による取扱量の削減及び排出抑制。
・モニタリングによる監視（排ガス、排水、敷地境界濃度等）の強化。
・リスクコミュニケーションの実施（住民説明会の実施）。
・その他の改善対策（具体的に記入）。

計画の「指標とする項目」（この届出書の表書きに記載したもの）を記入

計画の基準年度における「指標とする項目」の実績値を記入

「届出の前年度」は基準年度が計画初年度よりも数年前であり、計画の進捗を把握するためには、最新の実績値を記載することが望ましい場合に記入してください

計画策定時における平成26年度（届出初年度）の計画値を記入

計画策定時における平成28年度（中間目標年度）の計画値を記入

計画策定時における平成30年度（目標年度）の計画値を記入

備考　１改善率は、指標とする項目を数値化できる場合に記入する。
　　２改善率は、次に示す例により計算して記入する。
　　例　指標とする項目が「化学物質の排出量」の場合　［（基準年度の排出量－当該年度の排出量）／基準年度の排出量］×100%

②既に目標決定及び達成状況届出書を提出している事業者

様式第23号の15（第50条の12関係）

化学物質管理目標決定及び達成状況届出書

平成○○年○月○○日

○○市長　様

届出先の行政の長を記入
①事業所が所在する市町村の長
大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、貝塚市、茨木市、八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、箕面市、東大阪市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、太子町、河南町、千早赤阪村の事業所
②泉大津市長：泉大津市、忠岡町の事業所
③大阪府知事：上記以外の市町の事業所

届出時点における住所、法人名、代表者の役職・氏名を記入
※押印不要

届出者　住所　○○市△△町○－○
氏名　大阪産業株式会社
代表取締役　大阪　太郎
代理人　大阪第一工場　工場長　難波　巧

代理人が届出を行う場合は、代表者名と代理人名を併記

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

大阪府生活環境の保全等に関する条例第31条の25第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業所の名称	大阪第一工場
事業所の所在地	○○市○○町○－○

届出日における事業所の名称、所在地を記入

管理化学物質の種類	条例24：VOC（揮発性有機化合物）

取り扱っている管理化学物質の中から環境リスクを考慮して物質を選定
※詳細は説明１（p4-2）参照

該当する欄に「○」を記入
※詳細は説明２（p4-2）参照

管理の改善の方法	○ 排出量の削減　□ 移動量の削減　□ 取扱量の削減 □ 有害性の低い物質への代替 □ 設備の安全化の対策 □ マネジメントシステムの改善 □ リスクコミュニケーションの推進 □ その他の方法

実線での囲みの部分を計画初年度（目標決定時）に記入

p4-5記載の項目から選択
※選択項目に該当するものがない場合は、24その他とし、その内容を４段目に記入

化学物質管理目標	
指標とする項目	1:上記管理化学物質の大気への排出量の削減量
指標とする項目に係る目標	上記管理化学物質の大気への排出量を基準年度より削減　5300 kg
改善率	53 %の改善　（平成25 年度比）
目標達成年度	平成30年度
目標決定に当たっての考え方	リスク評価の結果、使用量が最も多いVOCの環境リスクが高いことから、VOCを管理目標の対象物質として設定した。指標とする項目に関する削減量については、技術面・費用対効果を検討した上で実施する対策を決定し、その削減見込量とした。

削減量が定量化できる場合には、基準年度からの削減量（削減割合）を記入
※詳細は説明３（p4-3）参照

単位を記入

化学物質管理目標を達成するための具体的方策に関する計画	別紙のとおり
化学物質管理目標を達成するために実施した対策の内容	・塗装設備の使用の合理化(適切な塗装ガンの選択、ホース長の見直し等)を実施した。さらに塗装・洗浄時の手順を手順書に取りまとめ、これを使用して研修を実施し、作業者の技術の向上を図った。(平成26年度) 化学物質管理目標を達成するために実施した対策の内容を記入(別紙の計画に記載した具体的方策など) 目標を達成するために取り組む期間（１サイクル間）にあっては、届出前年度の実績を前回届出内容に追記する形で記入 点線での囲みの部分は目標として決定した事項の達成状況を記入
化学物質管理目標の達成状況	・[illegible]気への排出量が10,000kg/年。 ・平成26年度実績でVOCの大気への排出量が9,400kg/年。基準年度から600kg削減、改善率6%。 １サイクル間にあっては、届出前年度末の達成状況を前回届出内容に追記する形で記入 ※詳細は説明６（p4-4）参照
化学物質管理目標を達成するために実施した対策の検証の結果	塗装設備の合理化目標を達成することができた。また、作業者に対して定期的に研修を行ったことにより、生産量あたりの塗料・溶剤の使用量を周知することにより取り組みを継続させる動機づけができたと考えられる。 進捗状況に対する検証（見解）を記入 ※詳細は説明６（p4-4）参照
化学物質管理目標を達成するための具体的方策に関する計画の変更をしたときは変更した事項	上欄の目標達成のために実施した対策の検証の結果に基づき、具体的方策（別紙）に内容を変更した場合は、変更した事項を記載
本届出について生産技術上・営業上の秘密に係る情報の有無	○ 無 □ 有(秘密とする内容を記載した書類を添付してください。) 該当する欄に「○」を記入
担当者(問合せ先)	部 署 名：○○部 ○○課 (ふりがな)：××××　××× 氏　　名：○○　□□ 電話番号：○□△×－○○□□ 電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：○○○○○○○@○○○.○○○.○○ p5-1参照
※受付欄	

備考　※印の欄には、記載しないこと。

○別紙の記入例　（既に目標決定及び達成状況届出書を提出している事業者）

別紙　　化学物質管理目標を達成するための具体的方策に関する計画

この別紙は計画策定時に作成するものであり、２年目以降（達成状況の届出時）は計画の内容に変更がない限りは変更しないでください

年　　度	25 年度 （基準年度）	26 年度 （計画初年度）	年度 （届出の前年度）	28 年度 （中間目標年度）	30 年度 （目標年度）
	計画の基準年度を記入 ※既に計画的にこの物質を削減対象として管理してきた場合、その計画の初年度を基準年度としても構いません	計画を初めて提出する年度		計画の中間年度及び目標年度を記入	
具体的方策		具体的方策は事業所の実態を踏まえ、最も費用対効果の高い対策の組み合わせを決定して記入してください。 （例） ・有害性の低い物質へ代替のための技術開発、設備の整備。 ・工程改善、設備改善等の使用の合理化による取扱量の低減。 ・処理装置、回収装置の設置や改善による排出抑制。 ・作業要領の遵守徹底、維持管理の適正化等の対策による取扱量の低減及び排出抑制。 ・モニタリングによる監視（排ガス、排水、敷地境界濃度等）の強化。 ・リスクコミュニケーションの実施（住民説明会の実施）。 ・その他の改善対策（具体的に記入）。			
	計画策定時における平成21年度（届出初年度）の計画値を記入	・塗料・溶剤の使用量を定期的に把握する。 ・塗装設備の使用の合理化（適切な塗装ガンの選択、ホース長の見直し等）を検討・実施する。 ・塗装・洗浄時の手順を手順書に取りまとめ、これを使用して研修を実施し、作業者の技術の向上を図る。		・第一塗装ラインの乾燥施設に排ガス処理（触媒燃焼装置）設備の設置を検討する。 ・塗料・溶剤の使用量を定期的に把握する。 ・塗装設備の使用の合理化（適切な塗装ガンの選択、ホース長の見直し等）を検討・実施する。 ・手順書を使用して研修を実施し、作業者の技術の向上を図る。	・第一塗装ラインの乾燥施設に排ガス処理（触媒燃焼装置）設備を設置する。 ・塗料・溶剤の使用量を定期的に把握する。 ・塗装設備の使用の合理化（適切な塗装ガンの選択、ホース長の見直し等）を検討・実施する。 ・手順書を使用して研修を実施し、作業者の技術の向上を図る。
指標とする項目 （VOCの大気への排出量の削減量）	年間の大気への排出量 10,000kg/年（実績値）	大気への排出量 9,500kg 基準年度から500kg削減（計画値）		【中間目標値】 大気への排出量 9,000kg 基準年度から1,000kg削減（計画値）	【目標値】 大気への排出量 4,700kg 基準年度から5,300kg削減（計画値）
改善率	――――	5.0%		10.0%	53.0%

備考　１改善率は、指標とする項目を数値化できる場合に記入する。
　　２改善率は、次に示す例により計算して記入する。
　　例　指標とする項目が「化学物質の排出量」の場合　［（基準年度の排出量－当該年度の排出量）/基準年度の排出量］×100%

第5章　届出書の情報開示について

1） 秘密の情報に関する書類の作成方法

届出の内容に、生産技術上・営業上の秘密に係る情報がある場合には、届出書の「本届出について生産技術上・営業上の秘密に係る情報の有無」の欄に「有」を選択し、秘密とする内容を記載した書類を添付してください。秘密とする内容を記載した書類においては、次の（ア）～（ウ）について説明してください。なお、後日、秘密とする内容について確認の問い合わせをすることがあります。

（ア）秘密情報の範囲が明確で適切な範囲であること
（イ）秘密情報であることを客観的に説明できること
（ウ）秘密情報が適切に秘密として管理されていること

秘密情報の具体的な判断基準が示されていますので参考にしてください。
「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第 6 条における秘密情報の審査基準について」
（http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/pdf/himitujyohoshinsakijyun.pdf）

2） 情報公開の流れ

府条例に基づく届出書の内容について、情報公開の求めがあった場合、届出先の各自治体の情報公開制度の手続きにそって個別に公開・非公開を判断することとなります。

また、情報公開の求めがあった際の該当する事業者への連絡等につきましても、各自治体によって手続きが異なりますので、詳しくは各自治体の窓口にお問合せください。

第6章　緊急事態発生時の措置について

管理化学物質取扱事業者※1は、その事業所において、化学事故等の緊急事態※2が発生した場合は、直ちに、汚染の拡大等を防止するための応急措置を講じた上で、速やかに当該緊急事態の状況を知事等※3に通報するとともに、原因の解明が一定進んだ段階で、緊急事態が発生した原因や再発防止のために講じた措置の概要を届け出る必要があります。

※１　業種、規模、取扱量に関係なく、業として管理化学物質等（管理化学物質を含有する製品）を取り扱う事業者
なお、管理化学物質を含有する製品のうち、環境への影響が軽微な以下の要件の製品は除く
〇含有率が１％以上（特定第一種指定化学物質は0.1%以上）であること
〇次のいずれにも該当しないものであること
・固形物（粉状や粒状になるものを除く）
・密封された状態で取り扱われる製品
・一般消費者用の製品
・再生資源

※２　相当量の管理化学物質等の大気中若しくは公共用水域への排出又は地下浸透により、人の健康若しくは生活環境に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある等のため、緊急に対処を要する事態

※３　府条例（化学物質管理制度）の事務移譲市町村にある事業所は当該市町村の長
なお、緊急事態発生時の通報先電話番号については、以下のホームページを参照
http://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/shidou/renraku.html

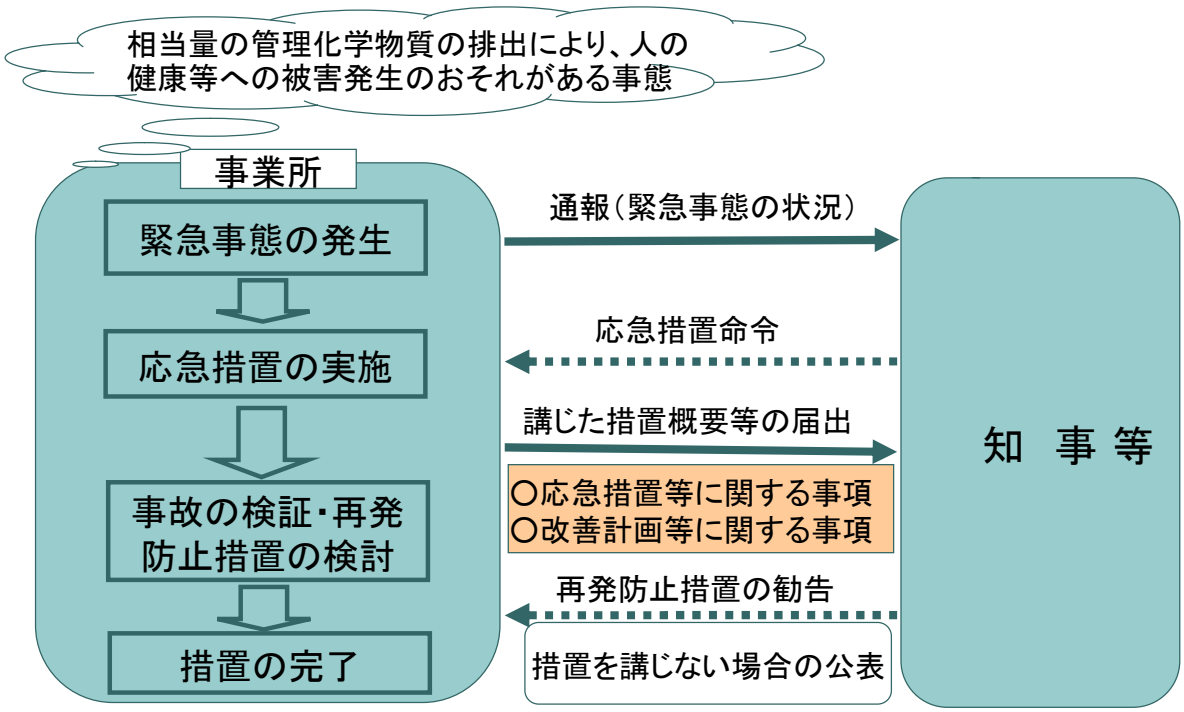

（１）届出の内容

緊急事態発生時には、「応急措置等に関する事項」について知事等に通報し、原因の解明が一定進んだ段階で「再発防止措置等に関する事項」を届出してください。

届出書の様式については定めていませんが、「事故状況報告書（例）」に掲げる事項を記載した書面又は図面を取りまとめたうえ、次の事項とともに届出してください。（参考例を p6-3 に示しています。）

・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
・事故発生日時
・事業所の名称及び所在地
・事業所において行われる事業が属する業種
・担当者及び連絡先

１）事故の状況

・事故発生場所・施設（図面等を添付してください）
・緊急事態の概要
・当該緊急事態により大気中又は公共用水域に排出され、又は地下に浸透した物質の種類及びその排出量
・前年度の排出量、移動量、取扱量（府条例第 81 条の 26 第２項の規定により届け出る場合を除く。）
・発生原因
・事業所の周辺における被害の状況

２）原因物質の排出及び拡散の防止のために講じた措置等

・汚染の拡大防止措置
・被害の復旧措置
・原因物質の回収方法とその量
・事故発生箇所の修復措置
・通報連絡状況　等

３）再発防止のために今後講じようとする措置等

・事故発生箇所の改善
・作業方法の変更
・社内教育
・危機管理体制の整備
・措置の完了予定日　等

事故状況報告書の参考例

事 故 状 況 報 告 書（例）

年　　月　　日

○○○　市（町・村）長　様
大阪府知事　　様　　} いずれか

報告者　住所

氏名

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

大阪府生活環境の保全等に関する条例第 81 条の 28 第 1 項の規定に基づき、発生した事故について、次のとおり報告します。

事故発生日時	年　月　日　時　分			
事業所の名称・所在地	（業種：　　）			
当該報告の担当者	所属　　氏名　　連絡先			
事　故　の　状　況				
事故発生場所・施設（別図のとおり）				
緊急事態の概要				
排出物質及びその排出量				
前年度の排出量、移動量及び取扱量				
発生原因				
被害状況	**周辺への被害**	**有・無**	**人的被害**	**有・無**
	植物被害	**有・無**	**その他**	**有・無**

	「有」の場合は具体的に記入

原因物質の排出及び拡散の防止のために講じた措置等 (汚染の拡大防止措置、被害の復旧措置、原因物質の回収方法とその量、事故発生箇所の修復措置、通報連絡状況　等)

再発防止のために今後講じようとする措置等 （事故発生箇所の改善、作業方法の変更、社内教育、危機管理体制の整備、措置の完了予定日　等）

第７章　事業者間の情報提供について

事業者が大阪府化学物質管理制度に基づく届出をする場合、原材料や製品に含有される化学物質情報が必要です。関係事業者が円滑に届出書の作成ができるよう、事業者間の情報提供をお願いします。

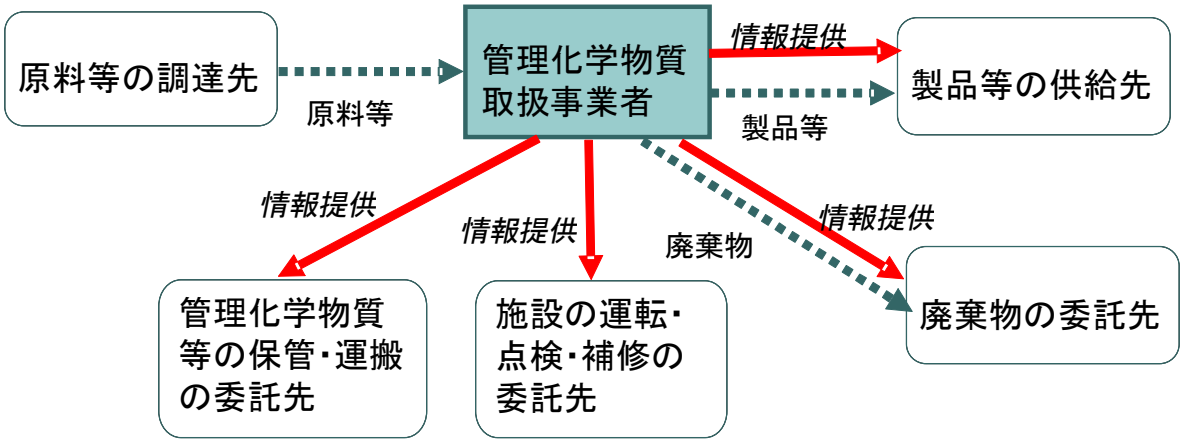

提供する情報　　管理化学物質等の性状・取扱いに関する情報等
（含有する管理化学物質の濃度に関する情報を含む）

排出量等の把握と届出が必要になる第一種管理化学物質のうち府独自指定物質の中には、国の法令※1によるＳＤＳ制度※2の対象とされていない物質もあり、事業者が取扱量等を把握するために必要な情報を入手できないことがあります。そこで、府条例では、管理化学物質取扱事業者（p6-1 参照）は、化学物質の性状及び取扱いに関する情報（対象化学物質の含有率を含む）の提供に努めなければならないとの規定を設けています。

化学物質の性状・取り扱い情報の提供は、JIS Z 7253(2012)「安全データシート（ＳＤＳ）」で記述内容が定められたＳＤＳを提供することによって行なってください。

なお、他府県や国外の事業者から原料、部品等を購入調達している場合においても、購入調達元の事業者へこの府条例に対する貴社の対応についての理解を求め、出来るだけ必要な情報提供をしていただけるよう努めてください。

※１　ＳＤＳ制度を規定している法令
・ＰＲＴＲ法、労働安全衛生法、毒物及び劇物取締法

※２　ＳＤＳ（ Safety Data Sheet）制度とは、対象化学物質又は対象化学物質を含有する製品を事業者間で取引する際、その性状及び取扱いに関する情報を記載したＳＤＳの提供を義務付ける制度です。

第8章　VOC(揮発性有機化合物)の取扱量等について

府条例の届出では、揮発性有機化合物(ＶＯＣ)に該当する物質を個々に指定するのではなく、沸点などの物性からＶＯＣに該当する有機化合物を選び出し、その合計量（事業所内の合計量）を届出の対象としています。該当する物質例は、p10-17から10-22を参照してください。

1)VOCの取扱量等の算出方法について

印刷、塗装、接着の工程では、ＶＯＣの全量を対象にしてください。

印刷、塗装、接着以外の工程では、沸点150℃以下の成分のみを対象にしてください。

ＶＯＣに該当する量のイメージ(網掛け部分がＶＯＣに該当します。)

塗装・印刷・接着

この部分に該当する物質が取扱量の把握対象。

上記３工程以外

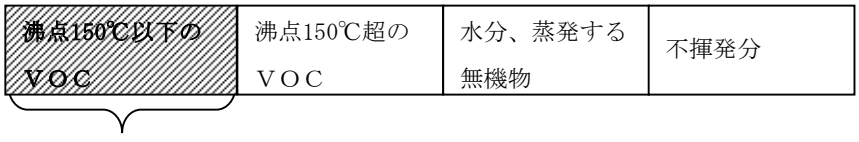

この部分に該当する物質が取扱量の把握対象。

＜　算出フロー　＞

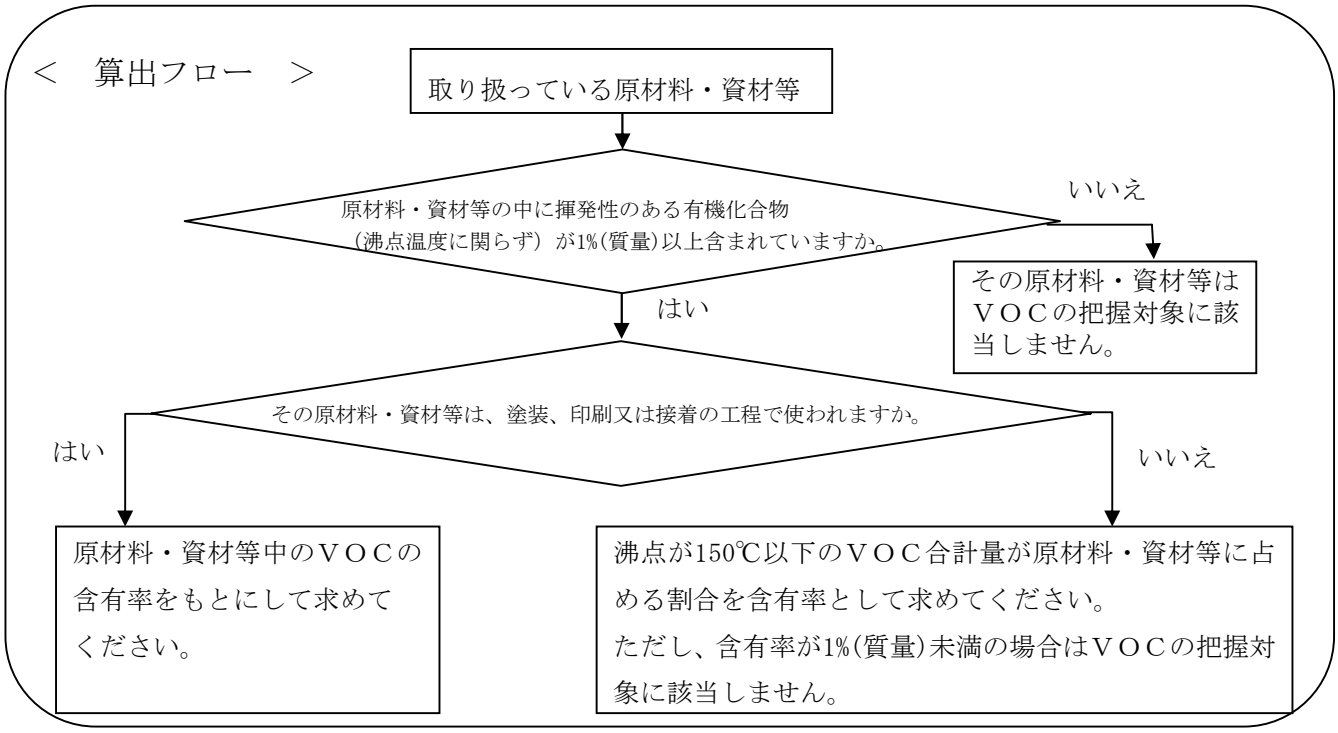

2）化学反応を伴う工程でのVOC取扱量等の求め方

化学反応でＶＯＣに該当する物質を製造又は使用する場合には、化学反応によってＶＯＣが新たに生成したり消費したりします。このような場合、沸点150℃以下のＶＯＣ量を各段階で算出してください。

また、精製を伴う場合にも、沸点150℃以下のＶＯＣ量を、精製前後で算出してください。

一連の工程について、以上のように算出した各段階のＶＯＣ量のうち、最大となる段階のＶＯＣ量を取扱量としてください。

なお、ある工程のＶＯＣを他の工程の原料として使用するなど、ＶＯＣ取扱量が最大となる段階が判断できない場合には、①事業所に搬入されるＶＯＣ合計量（事業所の入口側のＶＯＣ合計量）か、②製品としての搬出量、環境への排出量（排ガス処理、排水処理等により除去される場合には除去前の量）、廃棄物等での移動量を合計したＶＯＣ合計量（事業所出口側のＶＯＣ合計量）のどちらか多い方を届出してください。

3）届出の対象外となるVOC

以下の物質は浮遊粒子状物質やオキシダントの生成原因にならないと考えられており、届出の対象外となりますので、注意してください。

- メタン
- クロロジフルオロメタン（別名HCFC-22）
- ２-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン（別名HCFC-124）
- 1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン(別名HCFC-141b)
- 1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン（別名HCFC-142b）
- 3,3-ジクロロ-1,1,1,2,2-ペンタフルオロプロパン(別名HCFC-225ca)
- 1,3-ジクロロ-1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン(別名HCFC-225cb)
- 1,1,1,2,3,4,4,5,5,5-デカフルオロペンタン（別名HFC-43-10mee）

4）燃料に含まれるVOCの扱い

ボイラーや構内車両等で使用される燃料については、府条例のＶＯＣ取扱量等の対象から除いてください。ただし、製油所、油槽所のように、通常、燃料として使用される製品を製造・貯蔵する場合は、ＶＯＣの取扱量等の対象です。

5）VOCに係る情報提供

ＶＯＣの成分、含有率、沸点等の情報は、基本的にはＳＤＳ等の記載内容から把握することとしていますので、可能な限り原材料や資材等の購入元や製造元から、必要なデータを入手してください。

また、ＶＯＣを含む製品（原材料等）を製造される事業所では、上記の趣旨をご理解いただき、可能な限り製品の供給先等にＶＯＣ含有率等の情報を提供してください。また、製品の供給先がＶＯＣの排出量・移動量などの算出にあたって必要となる情報がある場合にも、必要なデータ提供についてご協力ください。

第9章　Ｑ&Ａ

府条例に基づく化学物質管理制度では、ＰＲＴＲ法に基づく届出の運用を準用しています。届出要件や排出量・取扱量等の計算方法、事業者・事業所の業種、従業員数の数え方などは、ＰＲＴＲ法に関するＱ＆Ａもご覧ください。

PRTR法届出に関するQ&Aホームページ　http://www.nite.go.jp/chem/prtr/qanda/q-a.html

１．全般

Ｑ１－１

ＰＲＴＲ法の届出は代理人が行ってもよいことになっています。府条例に基づく届出（排出量等の届出、化学物質管理計画書、管理目標決定等の届出）についても、代理人が届出を行ってもよいのでしょうか。

Ａ１－１

代理人が届出を行うことは可能ですが、代理人は工場長、事業所長、化学物質の管理を担当する部署の長など、当該事業所の化学物質の管理に責任を有する方としてください。その場合、委任状や代理人の押印は不要ですが、社内で適切な委任行為を行ってください。

記入例は次のとおりです。

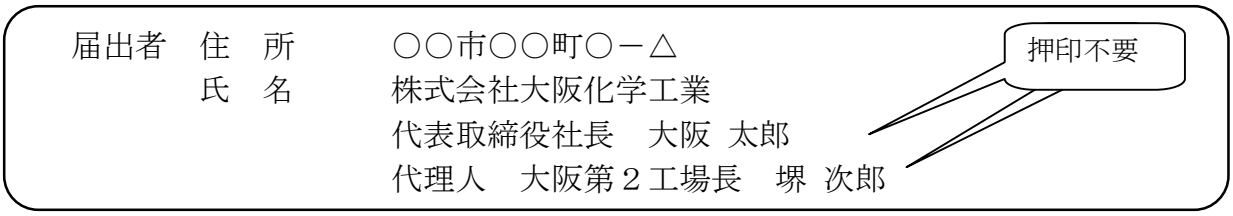

Ｑ１－２

ＰＲＴＲ法の対象物質が見直されましたが、府条例の管理化学物質はどうなりますか。

Ａ１－２

ＰＲＴＲ法の第一種指定化学物質は、自動的に府条例の第一種管理化学物質に指定されます。府条例の独自指定物質の中には、新しくＰＲＴＲ法の第一種指定化学物質に追加された物質もありますが、それらの物質は府条例の府独自指定物質から外すなど、府条例の規則改正を行いました（施行日 H21.10.1.）。

２．第一種管理化学物質の排出量等の届出関係

Ｑ２－１

取扱量が年間１トン以上とは、第一種管理化学物質に該当する物質の合計で判断するのですか。

Ａ２－１

「取扱量が年間１トン以上」は、第一種管理化学物質に該当する物質の合計ではなく、対象物質毎に取扱量が年間１トン以上か否かで判断します。ただしＶＯＣ（揮発性有機化合物）については、該当する物質の合計が１トン以上の場合、届出の対象となります。「第８章　ＶＯＣ（揮発性有機化合物）の取扱量等について」も参照してください。

Ｑ２－２
　当社は届出対象業種を営んでいますが、府内の本社では営業関係の事務のみを行い、対象物質を取り扱う事業所は他府県にあります。この場合でも届出が必要ですか。
Ａ２－２
　第一種管理化学物質を取り扱う事業所が府内にない場合、届出は不要です。

Ｑ２－３
　当社は金属製品製造業を営んでいます。本社（従業員25人）ではもっぱら事務を行い、工場（従業員10人）ではシクロヘキサンを年間２トン程度使用しています。工場の従業員数は10人なので、排出量等の届出は不要ですか。
Ａ２－３
　従業員数の要件は会社全体で判断するため、工場の従業員数が10人であっても会社全体で21人以上であれば届出対象となります。工場は業種、従業員数、取扱物質及びその取扱量全てが届出要件に合致しますので、届出対象となります。本社は第一種管理化学物質を取り扱っていませんので、届出は不要です。

Ｑ２－４
　常時使用する従業員数とは、どのように数えるのですか。
Ａ２－４
　ＰＲＴＲ法での従業員数の数え方と同じです。排出量等把握対象年度の４月１日の時点で、期間を定めずに使用されている人、もしくは１ヶ月を超える期間を定めて使用されている人、または把握対象の前年度の２月及び３月中にそれぞれ１８日以上使用されている人です（嘱託、パート、アルバイトと呼ばれている人も含む）。詳細はＰＲＴＲ届出の手引き等で確認してください。

Ｑ２－５
　当事業所内では複数の届出対象業種を営んでいますが、「主たる業種」は、どのように選定しますか。
Ａ２－５
　事業所が営んでいる届出対象業種のうち、製品の出荷額・売上額が最も多い業務に関係する業種を「主たる業種」に選定してください。

Ｑ２－６
　化学物質Ａを洗浄に用い、洗浄液を回収してその化学物質を繰り返し使用する場合、取扱量はどのように考えますか。
Ａ２－６
　化学物質Ａを当該事業所内で製造していない場合、次の式で求めてください。
　　年間の化学物質Ａの取扱量＝把握対象年度の４月１日時点のＡ在庫量
　　＋把握対象年度中のＡの購入量
　　－把握対象年度末のＡの在庫量

Ｑ２－７
　本社は他府県にあり、届出対象業種を営んでいる第一種管理化学物質を取り扱う事業所を府内に設置している場合、届出は必要ですか。
Ａ２－７
　他府県にある本社も含め会社全体の従業員数が21人以上であれば、府内の事業所は届出が必要です。

Ｑ２－８
　第一種管理化学物質を含む製品の製造を他社に委託し、販売のみを行っています。その場合でも届出が必要ですか。
Ａ２－８
　この場合は、対象化学物質の取扱がないとみなされるので届出は不要です。ただし、委託を受けた事業者が届出対象となる可能性があります。

Ｑ２－９
　ステンレス鋼を酸洗いして、メッキ、伸線、加熱する際、クロムの取扱量はどのように考えるのですか。
Ａ２－９
　鋼材に含まれるクロム量が取扱量となります。ＰＲＴＲ排出量等算出マニュアル第４．１版　第３部　資料編　Q&A　ページⅢ-169　を参考にしてください。

Ｑ２－１０
　石油倉庫業で他社の製品を保管していますが、その場合の取扱量の分類はどうなりますか。
Ａ２－１０
　「その他」に該当します。

Ｑ２－１１
　府条例の府独自指定物質に関する、今までの取扱量等のデータを把握していない場合はどうすればよろしいですか。
Ａ２－１１
　過去のデータが不明な場合は、存在するデータからの推計値でもやむを得ませんが、必ず集計してください。（例えば、月変動が少ない場合、直近３ヶ月の取扱量を４倍して年間取扱量を推計するなど）。

Ｑ２－１２
　一斗缶に入った溶剤（トルエン）を使用しています。溶剤の１％が使用後の一斗缶に残っていると考えて、移動量（廃棄物）として届出を行なっています。使用後の一斗缶は産業廃棄物（金属くず）として処理しているため、この場合の廃棄物の種類は金属くずでよろしいでしょうか。
Ａ２－１２

管理化学物質を含む物質を廃棄物処理している場合は、マニュフェストに記載した廃棄物の種類を記載していただくこととしていますが、このような場合は、トルエンが通常どおり廃棄されたとみなし「廃油」としてください。

３．ＶＯＣ（揮発性有機化合物）関係

Ｑ３－１

届出対象となる第一種管理化学物質であるＶＯＣ（揮発性有機化合物）は、該当するＶＯＣの種類ごとに届け出るのですか。

Ａ３－１

届出対象となる第一種管理化学物質であるＶＯＣは、事業所で取り扱うトルエンやシクロヘキサンなど該当物質の合計を意味しています。したがってその合計が年間１トン以上の場合、排出量、移動量、取扱量等を届け出てください。

例えば、塗装工程で扱われる溶剤（シンナーなど）は種々のＶＯＣの混合物ですが、使用した溶剤全体に含まれるＶＯＣの量で判断してください。

Ｑ３－２

塗装工程で使用している溶剤のうち、取扱量の多いトルエンのみＰＲＴＲ法の排出量等を届出しています。府条例でもトルエンの取扱量だけを届け出ればよいのですか。

Ａ３－２

府条例では、以下の２つの届出が必要です。

(1) トルエン単独の取扱量の届出。

(2) トルエンを含むＶＯＣ全体の取扱量・排出量・移動量の届出。

Ｑ３－３

ＶＯＣは種類が多く判断しきれませんので、該当する物質のリストを示してください。

Ａ３－３

ＶＯＣ（揮発性有機化合物）一覧を第10章（６）に示していますので参考にしてください。なお、このリストに載っていなくても、沸点等の物性値からＶＯＣであると判断できる物質を扱っている場合は、その物質も取扱量・排出量等の算出に含めてください。

Ｑ３－４

ＶＯＣは、原材料以外に装置の腐食防止材、工場建屋の壁に塗る塗料、業務用で使用する自動車の燃料、ボイラーの燃料等にも含まれていますが、どこまでを取扱量に含めなければなりませんか？

Ａ３－４

事業所内において本来の事業として行う活動に伴うものを対象にしてください。

製造工程に加え、装置の腐食防止材は対象にしてください。建屋の塗装など一般的な施設の維持管理や公道を走る業務用自動車からの排出は取扱量に含める必要はありません。

また、事業所のボイラーや構内車両等で使用される燃料については、府条例のＶＯＣ取扱量等の対象から除いてください。

ただし、製油所や油槽所など、通常、燃料を製品として製造したり貯蔵している場合は、

ＶＯＣの取扱量等の対象となります。

Ｑ３－５

府条例で指定されたＶＯＣに関する排出量等の届出で、自社の事業所での独自に排出係数を調査する必要がありますか。

業界団体が調査した標準的な排出係数を使用することはできますか。

Ａ３－５

業界団体が調査した標準的な排出係数等を使用することができます。また、独自に調査を行い排出係数を把握している場合は、それを使用することができます。

Ｑ３－６

府条例で指定されたＶＯＣに関する排出量等の届出で、対象となる個別の物質について取扱量を求め、個別の物質について排出係数を掛けて排出量を算出し、それを合計してＶＯＣの排出量としてもいいですか。

また、対象となる成分の合計量として取扱量を算出したうえで、その合計量に対して排出係数を掛けて排出量を算出し、それをＶＯＣの排出量としてもいいですか。

Ａ３－６

上記の２つの算出方法については、どちらの方法でも結構です。

Ｑ３－７

ＶＯＣに該当する個別成分について、ＳＤＳには第一種指定化学物質であれば含有量１％以上、特定第一種指定化学物質であれば含有率0.1％以上の場合に含有率等が記載されます。ベンゼン、エチレンオキシド、塩化ビニル(モノマー)など、ＶＯＣに該当する特定第一種指定化学物質のみ含有率の記載があり、合計すると１％未満の場合は、ＶＯＣとしての取扱量の把握対象外になるのですか。

また、塗料中の溶媒のように含有されるＶＯＣの成分が多く、個々の成分についての取扱量の把握が困難な場合や、成分中にＳＤＳの記載対象外のものがある場合、取扱量の把握はどうすればよいのですか。

Ａ３－７

ＶＯＣに該当する成分の合計が１％以上の場合は、ＶＯＣとしての取扱量の把握対象になります。ＶＯＣは個々の成分ではなく総量で判断するためです。なお、ＳＤＳ等に記載された内容による把握で結構です。

塗料中のＶＯＣの算出については、個々の成分を積算する方法と、ＶＯＣ全体としての含有率から求める方法が考えられます。

前者はＳＤＳ等に記載された内容による把握で結構です。

後者もＳＤＳ等にＶＯＣとしての含有率が記載されている場合は、その数値を利用できます。

また、簡易な実験により塗料中のＶＯＣ含有率を求める場合は、

ＶＯＣ含有率(％) ＝ (塗料重量－塗料中の塗膜形成物の重量－水分重量)
÷(塗料重量)×100

としてＶＯＣ含有率を求め、含有率と塗料使用量からＶＯＣの取扱量を求めることも可能です。

府条例の独自指定物質に関する含有率等の情報は、ＳＤＳ等による把握を前提としています。しかし、情報提供が努力義務であるため、含有率が不明な場合には取扱量等を把握できなくてもやむを得ません。ただし、含有率がわかった段階で算出方法を見直してください。

Ｑ３－９

ＶＯＣにも届出のすそ切りがあるのですか。

Ａ３－９

原材料・資材等に含まれるＶＯＣの合計の含有率が１％（質量）未満であれば、ＶＯＣの取扱量等の把握の対象となりません。

４．化学物質管理計画書の作成、届出関係

Ｑ４－１

当事業所では、既にＩＳＯ14001を取得し、環境マネジメントシステム（ＥＭＳ）を実践していますが、それとは別に指針にそって、化学物質管理計画書も作成するのですか。

Ａ４－１

ＩＳＯ14001により府条例と同等以上の化学物質の管理をすでに実施している場合は、この指針に基づき実施する措置とみなします。

ただし、計画書の届出義務は免除となりませんので、表紙（様式23号の14）を作成していただき、別添にはＥＭＳに規定する管理体制や緊急事態の措置等の概要を計画書として届けてください。

Ｑ４－２

旧指針でも管理組織の整備が記載されており、体制を組んでいましたが、それを新しい指針に基づく管理計画に組み込んでよいですか。

Ａ４－２

旧指針で整備している組織を活用し、新しい指針にそって今の組織を新しい指針に合うようにしていただければ結構です。

Ｑ４－３

化学物質管理計画書の「緊急事態に対処するための計画」において、管理化学物質等の貯蔵状況で記載する物質は、扱っている全ての物質が対象になるのですか。また、管理化学物質の危険性・有害性の評価について、ＧＨＳリストとその危険性・安全性の評価表は扱っている全ての物質ごとに作るのですか。

Ａ４－３

管理化学物質等の貯蔵状況で記載する物質及び危険性･有害性の評価で記載する物質は、排出量等の届出対象となった管理化学物質（第一種管理化学物質：年間取扱量が１トン以上、特定第一種指定化学物質：年間取扱量が0.5トン以上）を記載してください。なお、届出対象とならない管理化学物質についても、貯蔵量等を勘案し適宜記載してください。

Ｑ４－４

同一敷地内に３社の事業所がありますが、排水処理装置は共通で使用しています。化学物質管理も一体として運営しており、ＰＲＴＲも３社で構成する管理組合として届出しています。管理計画等も管理組合として届出してよろしいですか。

Ａ４－４

３社が管理組合をつくるなど、一体的に化学物質の管理等の運営を行い、管理組合の代表者が届出者となる場合、管理計画書は管理組合としての届出だけで結構です。

なお、事業者間の関係によっては、同一敷地内にあっても各事業所ごとの届出が必要となる場合もありますので、ＰＲＴＲ排出量等排出マニュアル第４．１版　第３部 資料編 Q&A　ページⅢ-152も参考にしてください。

５．化学物質管理目標決定及び達成状況の届出関係

Ｑ５－１

管理の改善の方法で、設備の安全化の対策やマネジメントシステムの改善など目標値や改善率が数値化しにくい場合、目標の設定や達成状況の把握はどうすればよろしいですか。

Ａ５－１

数値化しにくいものは、改善が進んだことがわかる内容を記入してください。

例:ホームページで環境報告書を公開、貯蔵タンク周りの監視カメラの設置による安全対策の強化など

数値化できないものは、対策を行った状況を記入してください。

・化学物質管理システムの導入
・ムダ、ムリ、ムラの対策マニュアルの策定及び教育の実施
・監視カメラの設置による安全対策の強化　　等

Ｑ５－２

ＩＳＯの活動を含め１年間の区切りを11月1日～10月31日とし、事業内容を集計しています。府条例の取扱量の届出、目標決定及び達成状況の届出において、上記の期間での集計値でよろしいですか。

Ａ５－２

排出量等の届出はＰＲＴＲ法と整合させるため４月１日～３月31日で集計、届出してください。目標設定・達成状況も同じ期間が望ましいですが、別に集計期間があるなど特段の事情があればそれ以外の期間でも可能です。その場合、集計期間が異なる（○○月○○日～□□月□□日）ことを記入してください。

Ｑ５－３

当社では他県の事業所も合わせ、毎年、会社全体として削減目標を設定、進捗管理しています。他事業所との関係で５年間といった長期目標は設定できません。毎年目標を変更してもよろしいですか。

Ａ５－３

５年間は推奨する期間ですので、Q5-3に示すような特段の事情があれば変更可能です。

ただし、府条例の規定により事業所毎の届出となっていますので、複数の事業所を合算して一

つの届出とすることは出来ません。この場合、毎年目標設定し、達成状況を報告していただくため、1年間に目標設定とその目標達成の2種類の届出が必要となります。

Ｑ５－４

今後、事業拡大する予定であり、排出量はどうしても増えてしまいます。管理目標決定及び達成状況の届出で、指標とする項目をどのように設定すればよいですか。

Ａ５－４

製品を１単位作る時の化学物質の排出量の削減など、歩留まりの向上による原単位的な削減も、化学物質管理を推進する上での目標と考えています。

Ｑ５－５

もともと排出量が少なく削減対策が取れない場合、どうすればよいですか。

Ａ５－５

リスクコミニュケーションの推進やマネジメントシステムの強化、安全対策の強化など、物質削減以外の管理の改善を選ぶことができます。

Ｑ５－６

従前から種々の対策を講じており、これ以上の排出量の削減は不可能な場合、現状維持という目標でもよろしいですか。

Ａ５－６

すでに十分な対策を講じている場合は、情報発信やリスクコミニュケーション等を目標に設定しても結構です。達成状況の記述も定性的なものでも結構ですが、届出時には、これまでの削減努力を付記してください。

Ｑ５－７

管理目標決定及び達成状況の届出で、従来から化学物質対策に取組んできており、排出量等の削減や代替品への転換、マネジメントシステムの導入、リスクコミュニケーションの推進などすでに手を尽くしきっています。このような場合どうすればよいのですか。

Ａ５－７

現状維持も目標になります。その場合、実施した対策等について十分な説明を付記してください。

Ｑ５－８

基準年度は可能な限り平成20年度とするようになっていますが、国の方ではＶＯＣ対策として、平成12年度比でＶＯＣ３割カットというＶＯＣ排出抑制自主的取組促進のための指針を進めており、当社もそれに沿って計画を進めています。今回のＶＯＣ削減はそれとは別の計画を進めてほしいということですか。

Ａ５－８

国のＶＯＣ排出抑制の自主的取組について既に実施されているのであれば、今回の管理の改善についてもそれを踏まえ進めていただければ結構です。新たに別の計画を求めているものではありません。

Ｑ５－９

目標決定及び達成状況の届出書で、当初の達成期間（５ヶ年）より、早く達成した場合はどうするのですか。

Ａ５－９

達成した状態を引き続き維持してください。また、可能であれば、さらなる改善を目指してください。

Ｑ５－１０

目標決定及び達成状況の届出で、計画どおりの達成ができなかった場合、ペナルティーがあるのですか。また、立ち入り調査などもあるのですか。

Ａ５－１０

この制度は自主管理を推進していただくことを目的としています。目標が計画どおり達成できなかった場合にもペナルティーはありませんが、達成できなかった原因を分析し次回の計画策定の際に反映させてください。

なお、内容を確認するため立ち入り調査を行うことはありますが、ペナルティーを課すためではありません。

Ｑ５－１１

化学物質管理目標達成状況等届出書において環境マネジメントシステムの改善等、数値目標以外の目標を立てていますが、「化学物質の実施した対策内容、達成状況」の欄はどのように記載すればよいのですか。

Ａ５－１１

「実施した対策内容」については対策の内容を記載し、「達成状況」については対策内容の実施状況を記載してください。

Ｑ５－１２

目標年度が昨年度で終了した場合、今年度はどのような届出が必要ですか。

Ａ５－１２

目標年度が昨年度で終了した翌年度には、以下の２種類の届出が必要です。

（例）目標年度：平成26年度　　届出年度：平成27年度　の場合

１）平成26年度の目標達成状況の届出

２）平成27年度を計画初年度とする管理目標決定の届出

６．その他

Ｑ６－１

府条例の府独自指定物質について、含有率情報が得られなかった場合はどうすればよいですか。

Ａ６－１

原材料・資材等の販売会社等に問い合わせ、できる限り含有率情報の入手に努めてください。府条例の府独自指定物質の中の多くは、労働安全衛生法でのＳＤＳの対象になっていますので、そちらの情報も活用してください。

なお、どうしても含有率情報が入手できない場合には、その原材料・資材等に含まれる化学物質の取扱量等を把握できなくてもやむを得ません。ただし、含有率がわかった段階で算出方法を見直してください。

Ｑ６－２

ＳＤＳの記述で、含有率が濃度範囲として記入されている場合は、どの数値を使えばよろしいですか。

Ａ６－２

年間の取扱量等を求めるのにどの値を使うのがよいか、ＳＤＳの提供元に問い合わせてください。どうしてもわからない場合は、中央値や平均値を使用できます。

Ｑ６－３

管理の改善を実施するにあたり設備導入等に利用できる融資制度等はありますか。

Ａ６－３

日本政策金融公庫の中小企業事業として、「環境・エネルギー対策資金」があります。詳細は、日本政策金融公庫に直接お問合せください。

日本政策金融公庫ホームページ
http://www.jfc.go.jp/

事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

また、各自治体の商工部局で各種の融資制度がありますのでお問い合わせください。（以下は、平成27年3月現在の情報です。）

大阪府商工労働部　制度融資（信用保証付き）のご案内
http://www.pref.osaka.lg.jp/kinyushien/seido001/index.html

大阪市経済戦略局　融資制度のページ
http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000295589.html

堺市　中小企業融資制度のページ
http://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/shienyuushi/chusho/investment/cyuusyoukigyouyuusiseido.html

岸和田市　中小企業支援事業のページ
http://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/yuusi.html

茨木市　中小企業振興資金融資（案内）
http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/shoukou/menu/yushiassen/seido_yushi/chusho_yushi.html

他に池田泉州銀行が市・町、商工会議所と協定を結んで設立した「産業振興融資ファンド」があります（協定締結市町：池田市、箕面市、豊中市、摂津市、吹田市、松原市、堺市、高石市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、熊取町）。詳しくは池田泉州銀行へお問合せください。

Ｑ６－４

生産技術上・営業上の秘密に係る情報がある場合、秘密とする内容を記載した書類の具体的な例を示してください。

Ａ６－４

「生産技術上・営業上の秘密」については、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第6条における秘密情報の審査基準について」に具体的な判断基準が示されていますので、それを参考にしてください。

⇒特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第6条における秘密情報の審査基準について

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/pdf/himitujyohoshinsakijyun.pdf

---

Ｑ６－５

秘密情報として届出した内容については、情報公開の対象から必ず外してもらえますか。また、情報公開請求があった場合、届出者に連絡されますか。

Ａ６－５

情報公開の求めがあった場合、各自治体の情報公開制度の手続きに沿って個別に判断することとなります。連絡の有無も含め、自治体によって手続きが異なりますので、詳しくは各自治体の窓口にお問い合わせください。

第１０章　参考資料

（１）対象業種名と業種コード

対象業種名と業種コードは、ＰＲＴＲ法の届出の対象業種名と業種コードと同一です。以下のホームページをご参照ください。

http://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/submit/gyosyucode.pdf

	業種名	業種コード
1	金属鉱業	0500
2	原油・天然ガス鉱業	0700
3	食品製造業	1200
	飲料・たばこ・飼料製造業（以下2つの製造業を除く）	1300
	酒類製造業	1320
	たばこ製造業	1350
	繊維工業	1400
	衣服・その他の繊維製品製造業	1500
	木材・木製品製造業（家具を除く）	1600
	家具・装備品製造業	1700
	パルプ・紙・紙加工品製造業	1800
	出版・印刷・同関連産業	1900
	化学工業（以下の3つの製造業を除く）	2000
	塩製造業	2025
	医薬品製造業	2060
	農薬製造業	2092
	石油製品・石炭製品製造業	2100
	プラスチック製品製造業	2200
	ゴム製品製造業	2300
	なめし革、同製品・毛皮製造業	2400
	窯業・土石製品製造業	2500
	鉄鋼業	2600
	非鉄金属製造業	2700
	金属製品製造業	2800
	一般機械器具製造業	2900
	電気機械器具製造業（以下の2つの製造業を除く）	3000
	電子応用装置製造業	3060
	電気計測器製造業	3070
	輸送用機械器具製造業（以下の2つの製造・修理業を除く）	3100
	鉄道車両・同部分品製造業	3120
	船舶製造・修理業、舶用機関製造業	3140
	精密機械器具製造業（以下の製造業を除く）	3200
	医療用器械器具・医療用品製造業	3230
	武器製造業	3300
	その他の製造業	3400

	業種名	業種コード
4	電気業	3500
5	ガス業	3600
6	熱供給業	3700
7	下水道業	3830
8	鉄道業	3900
9	倉庫業(農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するものに限る)	4400
10	石油卸売業	5132
11	鉄スクラップ卸売業(自動車用ｴｱｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅｰに封入された物資を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用ｴｱｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅｰを取り外すものに限る。)	5142
12	自動車卸売業(自動車用ｴｱｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅｰに封入された物資を回収するものに限る)	5220
13	燃料小売業	5930
14	洗濯業	7210
15	写真業	7430
16	自動車整備業	7700
17	機械修理業	7810
18	商品検査業	8620
19	計量証明業(一般計量証明業を除く)	8630
20	一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る。)	8716
	産業廃棄物処分業	8722
	特別産業廃棄物処分業	8724
21	医療業	8800
22	高等教育機関(付属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。)	9140
23	自然科学研究所	9210
24	国の機関又は地方公共団体の公務	(注1)

(注1)国の機関又は地方公共団体の公務については、公務の具体的な内容に対応した業種を分類し、対象となる業種に属する事業を営んでいる場合には、当該対象業種の業種名と業種ｺｰﾄﾞを記入して下さい。

（2）用途一覧

第一種管理化学物質排出量等届出書の別紙 1-1、別紙 2-1 の「主な用途」欄については、下表の「用途」欄の中から選んで下さい。

用途	用途の内容
01：安定剤	分解反応防止剤、酸化防止剤、老化防止剤、重合防止・禁止剤等
02：医薬品等	医薬品等に使用される物質
03：エアゾール	エアゾール噴霧
04：可塑剤	可塑性を付与又は増大する為に使用される物質
05：紙用	紙の製造・加工用・強化剤・サイズ（吸水性減少・インキ滲み防止）剤用
06：火薬・爆薬	火薬、爆薬、花火、ロケット推進薬、ダイナマイト等
07：化粧品	美容用、化粧品、パーマネント液等
08：香料	香料等
09：ゴム製品	ゴムに使用される充填剤、加硫・素練促進剤、膨張剤、ゴム等
10：合成樹脂	縮合、重合等の反応で合成される高分子化合物、エンプラ等
11：合成繊維	モノマー等を重合し繊維状高分子を作り紡糸して繊維化したもの
12：合金	特殊鋼、２種以上の金属を融解混合したもの
13：殺虫・殺菌等	農薬以外の殺虫・殺菌、防虫・防除、防腐剤等
14：樹脂用	増粘剤、レザー、フィルム、シート等への使用等
15：色材	染料、顔料等
16：触媒	触媒作用を行う物質、硬化促進剤、重合開始剤、反応促進剤
17：写真・複写機用品	写真薬、現像・定着等
18：試薬	純度の高い化学品、指示薬、分析薬等
19：消火剤	消火に用いられるもの等
20：石油・燃料	ガソリン、灯油、ナフサ等
21：石鹸・洗剤	界面活性剤(表面)、乳化剤、帯電防止、湿潤剤等
22：接着剤	二面の接合に使用する物質、接合剤、粘着剤等
23：繊維用	紡績油、媒染剤、防皺、防水、繊維改質、糊付、撥水、洗浄剤、漂白剤等
24：洗浄剤	洗浄用、清浄剤(ボイラー内沈着缶石除去)、グリース・汚染物除去等
25：体温計・計量器	体温計・計量器等
26：着色	色付け、染め、染色等
27：添加剤	潤滑油添加剤、顔料・インキ・塗料添加剤、食品・飼料添加剤、分散剤、発泡剤、凝集剤、酸化剤、土壌改質材、滑剤、帯電防止剤、結晶核剤、乾燥剤、助剤等
28：電池	電極、電池材料等
29：電子工業材料	半導体、電子電気機器用、電子通信機器、整流器等
30：塗料・インキ	ペイント、ワニス、印刷インキ等
31：難燃剤	防火・耐火等
32：農薬	農業薬剤(殺菌剤、殺虫剤、その他誘引剤、忌避剤等)、植物成長調整剤(成長促進剤、発芽抑制剤等)等
33：表面処理	金属防錆防蝕、メッキ、防錆剤、研磨剤等
34：窯業品	ガラス、陶磁器用、耐火煉瓦、ファインセラミックス等
35：油用	潤滑剤、切削油(摩擦発生防止)、絶縁油、ギヤー油、作動油等
36：保温剤	熱媒体、冷媒、保温剤等
37：溶剤	固体を溶かし、溶液にする為に使用する媒体、希釈剤(粘度低下、不揮発分低下等のため溶液を薄める溶媒)等
38：その他の有機物	この表の他欄に揚げる用途以外に使われる有機物又は有機性の副成物
39：その他の無機物	この表の他欄に揚げる用途以外に使われる無機物又は無機性の副成物

（３）排出先の公共用水域の名称

排出先の公共用水域の名称はＰＲＴＲ法の届出と同一です。以下のホームページをご参照ください。

http://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/submit/suiiki/oosaka.pdf

（４）移動先の下水道終末処理施設の名称

移動先の下水道終末処理施設の名称はＰＲＴＲ法の届出と同一です。以下のホームページをご参照ください。

http://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/submit/shuumatsu/osaka.pdf

（５）管理化学物質の一覧

①第一種管理化学物質（第一種指定化学物質を除く）

物質号番号	区 分	物　　質　　名	CAS番号	SDS制度		
				PRTR法	労安法	毒劇法
1	府独自	エチレングリコールモノブチルエーテル	111-76-2	―	○	―
2	府独自	蟻酸	64-18-6	―	○	○
3	府独自	2-クロロ-1,3-ブタジエン（別名クロロプレン）	126-99-8	―	○	○
4	府独自	クロロメチルメチルエーテル	107-30-2	―	○	―
5	府独自	酢酸ブチル	123-86-4	―	○	―
6	府独自	三塩化リン	7719-12-2	―	○	○
7	府独自	シクロヘキサノン	108-94-1	―	○	―
8	府独自	シクロヘキサン	110-82-7	―	○	―
9	府独自	3,3',-ジメトキシ-4,4'-ジアミノビフェニル（別名ジアニシジン）	119-90-4	―	○	―
10	府独自	チオセミカルバジド	79-19-6	―	―	○
11	府独自	2,4,6-トリアミノ-1,3,5-トリアジン（別名メラミン）	108-78-1	―	―	―
12	府独自	3,5,5-トリメチル-2-シクロヘキサン-1-オン（別名イソホロン）	78-59-1	―	○	―
13	府独自	1－ナフチルアミン	134-32-7	―	○	―
14	府独自	2,2',2"-ニトリロトリエタノール（別名トリエタノールアミン）	102-71-6	―	○	―
15	府独自	1-ブタノール	71-36-3	―	○	―
16	府独自	2-ブタノン（別名メチルエチルケトン）	78-93-3	―	○	○
17	府独自	2-フランメタノール（別名フルフリルアルコール）	98-00-0	―	○	―
18	府独自	メタノール（別名メチルアルコール）	67-56-1	―	○	○
19	府独自	1-メチル-4-ニトロベンゼン（別名P-ニトロトルエン）	99-99-0	―	○	―
20	府独自	4-メチル-2-ペンタノン（別名メチルイソブチルケトン）	108-10-1	―	○	―
21	府独自	硫酸ジエチル	64-67-5	―	○	―
22	府独自	硫酸ジメチル	77-78-1	―	○	○
23	府独自	リン酸ジブチル	107-66-4	―	○	―
24	府独自	揮発性有機化合物（※）		―	-	―

（※）事業活動に伴い使用される燃料に含まれるものは除き、塗装、印刷、接着以外の過程で使用されるものは、1気圧での沸点が150℃以下のものに限る。

（注）「区分」欄で、「府独自」は府条例で規定した第一種管理化学物質であることを示す。

「SDS制度」欄に記載した「PRTR法」、「労安法」、「毒劇法」それぞれの「○」印は、

PRTR法、労働安全衛生法、毒物劇物取締法それぞれにおいて、SDSの発行が義務付けられていることを示す。

②第一種管理化学物質（第一種指定化学物質に限る）

物質号番号	区 分	物　　質　　名	CAS番号	SDS制度		
				PRTR法	労安法	毒劇法
1	PRTR	亜鉛の水溶性化合物	-	○	―	―
2	PRTR	アクリルアミド	79-06-1	○	○	○
3	PRTR	アクリル酸エチル	140-88-5	○	○	―
4	PRTR	アクリル酸及びその水溶性塩	-	○	○	○
5	PRTR	アクリル酸2-（ジメチルアミノ）エチル	2439-35-2	○	―	―
6	PRTR	アクリル酸2－ヒドロキシエチル	818-61-1	○	―	―
7	PRTR	アクリル酸ノルマル－ブチル	141-32-2	○	○	―
8	PRTR	アクリル酸メチル	96-33-3	○	○	―
9	PRTR	アクリロニトリル	107-13-1	○	○	○
10	PRTR	アクロレイン	107-02-8	○	○	○
11	PRTR	アジ化ナトリウム	26628-22-8	○	○	○
12	PRTR	アセトアルデヒド	75-07-0	○	○	―
13	PRTR	アセトニトリル	75-05-8	○	○	―
14	PRTR	アセトンシアノヒドリン	75-86-5	○	○	○
15	PRTR	アセナフテン	83-32-9	○	―	―
16	PRTR	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル	78-67-1	○	―	―
17	PRTR	o-アニシジン	90-04-0	○	○	―
18	PRTR	アニリン	62-53-3	○	○	○
19	PRTR	1－アミノ－9,10－アントラキノン	82-45-1	○	―	―
20	PRTR	2-アミノエタノール	141-43-5	○	○	○
21	PRTR	5－アミノ－4－クロロ－2－フェニルピリダジン－3(2H) －オン（別名クロリダゾン）	1698-60-8	○	―	―
22	PRTR	5-アミノ-1-[2,6-ジクロロ-4-（トリフルオロメチル）フェニル]-3-シアノ-4-[（トリフルオロメチル）スルフィニル]ピラゾール（別名フィプロニル）	120068-37-3	○	―	―
23	PRTR	p-アミノフェノール	123-30-8	○	―	―
24	PRTR	m-アミノフェノール	591-27-5	○	―	―
25	PRTR	4-アミノ-6-ターシャリ－ブチル-3-メチルチオ-1,2,4-トリアジン-5(4H)-オン（別名メトリブジン）	21087-64-9	○	○	―
26	PRTR	3-アミノ-1-プロペン	107-11-9	○	―	○
27	PRTR	4-アミノ-3-メチル-6-フェニル－1,2,4－トリアジン-5(4H)-オン（別名メタミトロン）	41394-05-2	○	―	―
28	PRTR	アリルアルコール	107-18-6	○	○	○
29	PRTR	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン	106-92-3	○	○	―
30	PRTR	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。）	-	○	―	―
31	PRTR	アンチモン及びその化合物	-	○	―	―
32	PRTR	アントラセン	120-12-7	○	―	―

（注）「区分」欄で、「PRTR」は府の第一種管理化学物質であるとともに、国の PRTR 制度の第一種指定化学物質でもあることを示す。「特定」は府の第一種管理化学物質であるとともに、国の PRTR 制度の特定第一種指定化学物質であることも示す。

「SDS 制度」欄に記載した「PRTR 法」、「労安法」、「毒劇法」それぞれの「○」印は、

PRTR 法、労働安全衛生法、毒物劇物取締法それぞれにおいて、SDS の発行が義務付けられていることを示す。

物質号番号	区 分	物　　質　　名	CAS番号	SDS制度		
				PRTR法	労安法	毒劇法
33	特定	石綿	1332-21-4	○	○	―
34	PRTR	3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート	4098-71-9	○	○	―
35	PRTR	イソブチルアルデヒド	78-84-2	○	―	―
36	PRTR	イソプレン	78-79-5	○	○	―
37	PRTR	4,4'-イソプロピリデンジフェノール(別名ビスフェノールA)	80-05-7	○	―	―
38	PRTR	2,2'-{イソプロピリデンビス[(2,6-ジブロモ-4,1-フェニレン)オキシ]}ジエタノール	4162-45-2	○	―	―
39	PRTR	N-イソプロピルアミノホスホン酸O-エチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)(別名フェナミホス)	22224-92-6	○	○	―
40	PRTR	イソプロピル=2-(4-メトキシビフェニル-3-イル)ヒドラジノホルマート(別名ビフェナゼート)	149877-41-8	○	―	―
41	PRTR	3'-イソプロポキシ-2-トリフルオロメチルベンズアニリド(別名フルトラニル)	66332-96-5	○	○	―
42	PRTR	2-イミダゾリジンチオン	96-45-7	○	○	―
43	PRTR	1,1'-[イミノジ(オクタメチレン)]ジグアニジン(別名イミノクタジン)	13516-27-3	○	―	―
44	PRTR	インジウム及びその化合物	-	○	―	―
45	PRTR	エタンチオール	75-08-1	○	○	―
46	PRTR	エチル=2-[4-(6-クロロ-2-キノキサリニルオキシ)フェノキシ]プロピオナート(別名キザロホップエチル)	76578-14-8	○	―	―
47	PRTR	O-エチル=O-(6-ニトロ-m-トリル)=sec-ブチルホスホルアミドチオアート(別名ブタミホス)	36335-67-8	○	―	―
48	PRTR	O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート(別名EPN)	2104-64-5	○	○	○
49	PRTR	N-(1-エチルプロピル)-2,6-ジニトロ-3,4-キシリジン(別名ペンディメタリン)	40487-42-1	○	―	―
50	PRTR	S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アゼピン-1-カルボチオアート(別名モリネート)	2212-67-1	○	―	―
51	PRTR	2-エチルヘキサン酸	149-57-5	○	○	―
52	PRTR	エチル=(Z)-3-(N-ベンジル-N-{[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ}アミノ)プロピオナート(別名アラニカルブ)	83130-01-2	○	―	○
53	PRTR	エチルベンゼン	100-41-4	○	○	―
54	PRTR	O-エチル=S-1-メチルプロピル=(2-オキソ-3-チアゾリジニル)ホスホノチオアート(別名ホスチアゼート)	98886-44-3	○	―	○
55	PRTR	エチレンイミン	151-56-4	○	○	―
56	特定	エチレンオキシド	75-21-8	○	○	○
57	PRTR	エチレングリコールモノエチルエーテル	110-80-5	○	○	―
58	PRTR	エチレングリコールモノメチルエーテル	109-86-4	○	○	―
59	PRTR	エチレンジアミン	107-15-3	○	○	―
60	PRTR	エチレンジアミン四酢酸	60-00-4	○	―	―
61	PRTR	N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガン(別名マンネブ)	12427-38-2	○	―	―
62	PRTR	N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガンとN,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物(別名マンコゼブ又はマンゼブ)	8018-01-7	○	―	―
63	PRTR	1,1'-エチレン-2,2'-ビピリジニウム=ジブロミド(別名ジクアトジブロミド又はジクワット)	85-00-7	○	○	○
64	PRTR	2-(4-エトキシフェニル)-2-メチルプロピル=3-フェノキシベンジルエーテル(別名エトフェンプロックス)	80844-07-1	○	○	―
65	PRTR	エピクロロヒドリン	106-89-8	○	○	○
66	PRTR	1,2-エポキシブタン	106-88-7	○	○	―
67	PRTR	2,3-エポキシ-1-プロパノール	556-52-5	○	○	―
68	PRTR	1,2-エポキシプロパン(別名酸化プロピレン)	75-56-9	○	○	―
69	PRTR	2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテル	122-60-1	○	○	―
70	PRTR	エマメクチン安息香酸塩(別名エマメクチンB1a安息香酸塩及びエマメクチンB1b安息香酸塩の混合物)	155569-91-8	○	―	○
71	PRTR	塩化第二鉄	7705-08-0	○	○	―
72	PRTR	塩化パラフィン(炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る。)	85535-84-8	○	―	―
73	PRTR	1-オクタノール	111-87-5	○	―	―
74	PRTR	p-オクチルフェノール	1806-26-4	○	―	―
75	特定	カドミウム及びその化合物	-	○	―	―
76	PRTR	ε-カプロラクタム	105-60-2	○	○	―
77	PRTR	カルシウムシアナミド	156-62-7	○	○	―
78	PRTR	2,4-キシレノール	105-67-9	○	―	―
79	PRTR	2,6-キシレノール	576-26-1	○	―	―
80	PRTR	キシレン	1330-20-7	○	○	○
81	PRTR	キノリン	91-22-5	○	―	○
82	PRTR	銀及びその水溶性化合物	-	○	―	―
83	PRTR	クメン	98-82-8	○	○	―
84	PRTR	グリオキサール	107-22-2	○	―	―
85	PRTR	グルタルアルデヒド	111-30-8	○	○	―
86	PRTR	クレゾール	1319-77-3	○	○	○
87	PRTR	クロム及び3価クロム化合物	-	○	―	―
88	特定	6価クロム化合物	-	○	―	―
89	PRTR	クロロアニリン	95-51-2 106-47-8 108-42-9	○	―	○
90	PRTR	2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1,3,5-トリアジン(別名アトラジン)	1912-24-9	○	○	―

(注)　「区分」欄で、「PRTR」は府の第一種管理化学物質であるとともに、国のPRTR制度の第一種指定化学物質でもあることを示す。「特定」は府の第一種管理化学物質であるとともに、国のPRTR制度の特定第一種指定化学物質であることも示す。
「SDS制度」欄に記載した「PRTR法」、「労安法」、「毒劇法」それぞれの「○」印は、
PRTR法、労働安全衛生法、毒物劇物取締法それぞれにおいて、SDSの発行が義務付けられていることを示す。

物質号番号	区分	物質名	CAS番号	SDS制度		
				PRTR法	労安法	毒劇法
91	PRTR	2-(4-クロロ-6-エチルアミノ-1,3,5-トリアジン-2-イル)アミノ-2-メチルプロピオノニトリル(別名シアナジン)	21725-46-2	○	―	―
92	PRTR	4-クロロ-3-エチル-1-メチル-N-[4-(パラ-トリルオキシ)ベンジル]ピラゾール-5-カルボキサミド(別名トルフェンピラド)	129558-76-5	○	―	○
93	PRTR	2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリド(別名メトラクロール)	51218-45-2	○	―	―
94	特定	クロロエチレン(別名塩化ビニル)	75-01-4	○	○	―
95	PRTR	3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジル)-a,a,a-トリフルオロ-2,6-ジニトロ-p-トルイジン(別名フルアジナム)	79622-59-6	○	―	―
96	PRTR	1-({2-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-4-メチル-1,3-ジオキソラン-2-イル}メチル)-1H-1,2,4-トリアゾール(別名ジフェノコナゾー	119446-68-3	○	―	―
97	PRTR	1-クロロ-2-(クロロメチル)ベンゼン	611-19-8	○	―	―
98	PRTR	クロロ酢酸	79-11-8	○	―	○
99	PRTR	クロロ酢酸エチル	105-39-5	○	―	○
100	PRTR	2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(2-プロポキシエチル)アセトアニリド(別名プレチラクロール)	51218-49-6	○	―	―
101	PRTR	2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(メトキシメチル)アセトアニリド(別名アラクロール)	15972-60-8	○	―	―
102	PRTR	1-クロロ-2,4-ジニトロベンゼン	97-00-7	○	―	―
103	PRTR	1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン(別名HCFC-142b)	75-68-3	○	―	―
104	PRTR	クロロジフルオロメタン(別名HCFC-22)	75-45-6	○	○	―
105	PRTR	2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン(別名HCFC-124)	2837-89-0	○	―	―
106	PRTR	クロロトリフルオロエタン(別名HCFC-133)	1330-45-6	○	―	―
107	PRTR	クロロトリフルオロメタン(別名CFC-13)	75-72-9	○	―	―
108	PRTR	(RS)-2-(4-クロロ-o-トリルオキシ)プロピオン酸(別名メコプロップ)	7085-19-0 93-65-2	○	―	―
109	PRTR	o-クロロトルエン	95-49-8	○	○	―
110	PRTR	p-クロロトルエン	106-43-4	○	―	―
111	PRTR	2-クロロ-4-ニトロアニリン	121-87-9	○	―	―
112	PRTR	2-クロロニトロベンゼン	88-73-3	○	―	○
113	PRTR	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(別名シマジン又はCAT)	122-34-9	○	―	―
114	PRTR	(RS)-2-[2-(3-クロロフェニル)-2,3-エポキシプロピル]-2-エチルインダン-1,3-ジオン(別名インダノファン)	133220-30-1	○	―	―
115	PRTR	4-(2-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-N-エチル-4,5-ジヒドロ-5-オキソ-1H-テトラゾール-1-カルボキサミド(別名フェントラザミド)	158237-07-1	○	―	―
116	PRTR	(4RS, 5RS)-5-(4-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-4-メチル-2-オキソ-1,3-チアゾリジン-3-カルボキサミド(別名ヘキシチアゾクス)	78587-05-0	○	―	―
117	PRTR	(RS)-1-p-クロロフェニル-4,4-ジメチル-3-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ペンタン-3-オール(別名テブコナゾール)	107534-96-3	○	―	―
118	PRTR	2-(4-クロロフェニル)-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ヘキサンニトリル(別名ミクロブタニル)	88671-89-0	○	―	―
119	PRTR	(RS)-4-(4-クロロフェニル)-2-フェニル-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ブチロニトリル(別名フェンブコナゾール)	114369-43-6	○	―	―
120	PRTR	o-クロロフェノール	95-57-8	○	○	―
121	PRTR	p-クロロフェノール	106-48-9	○	○	―
122	PRTR	2-クロロプロピオン酸	598-78-7	○	○	―
123	PRTR	3-クロロプロペン(別名塩化アリル)	107-05-1	○	○	―
124	PRTR	1-(2-クロロベンジル)-3-(1-メチル-1-フェニルエチル)ウレア(別名クミルロン)	99485-76-4	○	―	―
125	PRTR	クロロベンゼン	108-90-7	○	○	―
126	PRTR	クロロペンタフルオロエタン(別名CFC-115)	76-15-3	○	○	―
127	PRTR	クロロホルム	67-66-3	○	○	○
128	PRTR	クロロメタン(別名塩化メチル)	74-87-3	○	○	○
129	PRTR	4-クロロ-3-メチルフェノール	59-50-7	○	―	―
130	PRTR	(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)酢酸(別名MCP又はMCPA)	94-74-6	○	―	―
131	PRTR	3-クロロ-2-メチル-1-プロペン	563-47-3	○	―	―
132	PRTR	コバルト及びその化合物	-	○	―	―
133	PRTR	酢酸2-エトキシエチル(別名エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート)	111-15-9	○	○	―
134	PRTR	酢酸ビニル	108-05-4	○	○	―
135	PRTR	酢酸2-メトキシエチル(別名エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート)	110-49-6	○	○	―
136	PRTR	サリチルアルデヒド	90-02-8	○	―	―
137	PRTR	シアナミド	420-04-2	○	○	―
138	PRTR	(RS)-2-シアノ-N-[(R)-1-(2,4-ジクロロフェニル)エチル]-3,3-ジメチルブチラミド(別名ジクロシメット)	139920-32-4	○	―	―
139	PRTR	(S)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=(1R,3S)-2,2-ジメチル-3-(1,2,2,2-テトラブロモエチル)シクロプロパンカルボキシラート(別名トラロメトリン)	66841-25-6	○	―	○
140	PRTR	(RS)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=2,2,3,3-テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名フェンプロパトリン)	39515-41-8	○	―	―
141	PRTR	トランス-1-(2-シアノ-2-メトキシイミノアセチル)-3-エチルウレア(別名シモキサニル)	57966-95-7	○	―	―
142	PRTR	2,4-ジアミノアニソール	615-05-4	○	○	―
143	PRTR	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	101-80-4	○	○	―
144	PRTR	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	-	○	―	―

(注)　「区分」欄で、「PRTR」は府の第一種管理化学物質であるとともに、国の PRTR 制度の第一種指定化学物質でもあることを示す。「特定」は府の第一種管理化学物質であるとともに、国の PRTR 制度の特定第一種指定化学物質であることも示す。
「SDS 制度」欄に記載した「PRTR 法」、「労安法」、「毒劇法」それぞれの「○」印は、
PRTR 法、労働安全衛生法、毒物劇物取締法それぞれにおいて、SDS の発行が義務付けられていることを示す。

物質号番号	区 分	物　　質　　名	CAS番号	SDS制度		
				PRTR法	労安法	毒劇法
145	PRTR	2-(ジエチルアミノ)エタノール	100-37-8	○	○	―
146	PRTR	O-2-ジエチルアミノ-6-メチルピリミジン-4-イル=O, O-ジメチル=ホスホロチオアート(別名ピリミホスメチル)	29232-93-7	○	―	―
147	PRTR	N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)	28249-77-6	○	―	―
148	PRTR	N,N-ジエチル-3-(2,4,6-トリメチルフェニルスルホニル)-1H-1,2,4-トリアゾール-1-カルボキサミド(別名カフェンストロール)	125306-83-4	○	―	―
149	PRTR	四塩化炭素	56-23-5	○	○	○
150	PRTR	1,4-ジオキサン	123-91-1	○	○	―
151	PRTR	1,3-ジオキソラン	646-06-0	○	○	―
152	PRTR	1,3-ジカルバモイルチオ-2-(N, N-ジメチルアミノ)-プロパン(別名カルタップ)	15263-53-3	○	―	○
153	PRTR	シクロヘキサ-1-エン-1,2-ジカルボキシイミドメチル=(1RS)-シス-トランス-2,2-ジメチル-3-(2-メチルプロパ-1-エニル)シクロプロパンカルボキシラート(別名テトラメトリン)	7696-12-0	○	―	―
154	PRTR	シクロヘキシルアミン	108-91-8	○	○	○
155	PRTR	N-(シクロヘキシルチオ)フタルイミド	17796-82-6	○	―	―
156	PRTR	ジクロロアニリン	27134-27-6	○	―	―
157	PRTR	1,2-ジクロロエタン	107-06-2	○	―	―
158	PRTR	1,1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)	75-35-4	○	―	―
159	PRTR	cis-1,2-ジクロロエチレン	156-59-2	○	○	―
160	PRTR	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-14-4	○	○	―
161	PRTR	ジクロロジフルオロメタン(別名CFC-12)	75-71-8	○	○	―
162	PRTR	3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド(別名プロピザミド)	23950-58-5	○	―	―
163	PRTR	ジクロロテトラフルオロエタン(別名CFC-114)	-	○	―	―
164	PRTR	2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン(別名HCFC-123)	306-83-2	○	○	―
165	PRTR	2,4-ジクロロトルエン	95-73-8	○	―	―
166	PRTR	1,2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン	99-54-7	○	―	―
167	PRTR	1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	89-61-2	○	―	―
168	PRTR	3-(3,5-ジクロロフェニル)-N-イソプロピル-2,4-ジオキソイミダゾリジン-1-カルボキサミド(別名イプロジオン)	36734-19-7	○	―	―
169	PRTR	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素(別名ジウロン又はDCMU)	330-54-1	○	○	―
170	PRTR	(RS)-2-(2,4-ジクロロフェニル)-3-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)プロピル=1,1,2,2-テトラフルオロエチル=エーテル(別名テトラコナゾール)	112281-77-3	○	―	―
171	PRTR	(2RS, 4RS)-1-[2-(2,4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1,3-ジオキソラン-2-イルメチル]-1H-1,2,4-トリアゾール及び(2RS, 4SR)-1-[2-(2,4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1,3-ジオキソラン-2-イルメチル]-1H-1,2,4-トリアゾールの混合物(別名プロピコナゾール)	60207-90-1	○	―	―
172	PRTR	3-[1-(3,5-ジクロロフェニル)-1-メチルエチル]-3,4-ジヒドロ-6-メチル-5-フェニル-2H-1,3-オキサジン-4-オン(別名オキサジクロメホン)	153197-14-9	○	―	―
173	PRTR	(RS)-3-(3,5-ジクロロフェニル)-5-メチル-5-ビニル-1,3-オキサゾリジン-2,4-ジオン(別名ビンクロゾリン)	50471-44-8	○	―	―
174	PRTR	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素(別名リニュロン)	330-55-2	○	―	―
175	PRTR	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(別名2,4-D又は2,4-PA)	94-75-7	○	○	―
176	PRTR	1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン(別名HCFC-141b)	1717-00-6	○	―	―
177	PRTR	ジクロロフルオロメタン(別名HCFC-21)	75-43-4	○	○	―
178	PRTR	1,2-ジクロロプロパン	78-87-5	○	○	―
179	PRTR	1,3-ジクロロプロペン(別名D-D)	542-75-6	○	○	―
180	PRTR	3,3'-ジクロロベンジジン	91-94-1	○	○	―
181	PRTR	ジクロロベンゼン	95-50-1 106-46-7	○	○	―
182	PRTR	2-[4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]アセトフェノン(別名ピラゾキシフェン)	71561-11-0	○	―	―
183	PRTR	4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリル=4-トルエンスルホナート(別名ピラゾレート)	58011-68-0	○	―	―
184	PRTR	2,6-ジクロロベンゾニトリル(別名ジクロベニル又はDBN)	1194-65-6	○	―	―
185	PRTR	ジクロロペンタフルオロプロパン(別名HCFC-225)	-	○	―	―
186	PRTR	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	75-09-2	○	○	―
187	PRTR	2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキノン(別名ジチアノン)	3347-22-6	○	―	―
188	PRTR	N,N-ジシクロヘキシルアミン	101-83-7	○	―	―
189	PRTR	N,N-ジシクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	4979-32-2	○	―	―
190	PRTR	ジシクロペンタジエン	77-73-6	○	○	―
191	PRTR	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオラ	50512-35-1	○	○	―
192	PRTR	ジチオりん酸O-エチル-S,S-ジフェニル(別名エディフェンホス又は	17109-49-8	○	―	○
193	PRTR	ジチオりん酸O,O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル)(別名エチルチオメトン又はジスルホトン)	298-04-4	○	○	○
194	PRTR	ジチオりん酸O,O-ジエチル-S-[(6-クロロ-2,3-ジヒドロ-2-オキソベンゾオキサゾリニル)メチル](別名ホサロン)	2310-17-0	○	―	○
195	PRTR	ジチオりん酸O-2,4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル(別名プロチオホス)	34643-46-4	○	―	―
196	PRTR	ジチオりん酸S-(2,3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1,3,4-チアジアゾール-3-イル)メチル-O,O-ジメチル(別名メチダチオン又はDMTP)	950-37-8	○	―	○

(注)　「区分」欄で、「PRTR」は府の第一種管理化学物質であるとともに、国の PRTR 制度の第一種指定化学物質でもあることを示す。「特定」は府の第一種管理化学物質であるとともに、国の PRTR 制度の特定第一種指定化学物質であることも示す。
「SDS 制度」欄に記載した「PRTR 法」、「労安法」、「毒劇法」それぞれの「○」印は、
PRTR 法、労働安全衛生法、毒物劇物取締法それぞれにおいて、SDS の発行が義務付けられていることを示す。

物質号番号	区分	物質名	CAS番号	SDS制度		
				PRTR法	労安法	毒劇法
197	PRTR	ジチオりん酸O,O-ジメチル-S-1,2-ビス(エトキシカルボニル)エチル(別名:マラソン又はマラチオン)	121-75-5	○	○	―
198	PRTR	ジチオりん酸O,O-ジメチル-S-[(N-メチルカルバモイル)メチル](別名:ジメトエート)	60-51-5	○	○	○
199	PRTR	ジナトリウム=2,2'-ビニレンビス[5-(4-モルホリノ-6-アニリノ-1,3,5-トリアジン-2-イルアミノ)ベンゼンスルホナート](別名:CIフルオレスセント26	16090-02-1	○	―	―
200	PRTR	ジニトロトルエン	25321-14-6	○	○	―
201	PRTR	2,4-ジニトロフェノール	51-28-5	○	―	―
202	PRTR	ジビニルベンゼン	1321-74-0	○	○	―
203	PRTR	ジフェニルアミン	122-39-4	○	○	―
204	PRTR	ジフェニルエーテル	101-84-8	○	○	―
205	PRTR	1,3-ジフェニルグアニジン	102-06-7	○	―	―
206	PRTR	N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル(別名:カルボスルファン)	55285-14-8	○	―	○
207	PRTR	2,6-ジ-ターシャリ-ブチル-4-クレゾール	128-37-0	○	○	―
208	PRTR	2,4-ジ-ターシャリ-ブチルフェノール	96-76-4	○	―	―
209	PRTR	ジブロモクロロメタン	124-48-1	○	―	―
210	PRTR	2,2-ジブロモ-2-シアノアセトアミド	10222-01-2	○	―	―
211	PRTR	ジブロモテトラフルオロエタン(別名:ハロン-2402)	-	○	―	―
212	PRTR	(RS)-O,S-ジメチル=アセチルホスホルアミドチオアート(別名:アセフェート)	30560-19-1	○	―	―
213	PRTR	N,N-ジメチルアセトアミド	127-19-5	○	○	―
214	PRTR	2,4-ジメチルアニリン	95-68-1	○	○	―
215	PRTR	2,6-ジメチルアニリン	87-62-7	○	○	―
216	PRTR	N,N-ジメチルアニリン	121-69-7	○	○	―
217	PRTR	5-ジメチルアミノ-1,2,3-トリチアン(別名:チオシクラム)	31895-21-3	○	―	○
218	PRTR	ジメチルアミン	124-40-3	○	○	○
219	PRTR	ジメチルジスルフィド	624-92-0	○	○	―
220	PRTR	ジメチルジチオカルバミン酸の水溶性塩	-	○	―	―
221	PRTR	2,2-ジメチル-2,3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフェナモイル]-N-メチルカルバマート(別名:ベンフラカルブ)	82560-54-1	○	―	○
222	PRTR	N,N-ジメチルチオカルバミン酸S-4-フェノキシブチル(別名:フェノチオカルブ)	62850-32-2	○	―	―
223	PRTR	N,N-ジメチルドデシルアミン	112-18-5	○	―	―
224	PRTR	N,N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド	1643-20-5	○	―	―
225	PRTR	ジメチル=2,2,2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート(別名:トリクロルホン又はDEP)	52-68-6	○	―	○
226	PRTR	1,1-ジメチルヒドラジン	57-14-7	○	○	○
227	PRTR	1,1'-ジメチル-4,4'-ビピリジニウム=ジクロリド(別名:パラコート又はパラコートジクロリド)	1910-42-5	○	―	―
228	PRTR	3,3'-ジメチルビフェニル-4,4'-ジイル=ジイソシアネート	91-97-4	○	―	―
229	PRTR	ジメチル=4,4'-(o-フェニレン)ビス(3-チオアロファナート)(別名:チオファネートメチル)	23564-05-8	○	―	―
230	PRTR	N-(1,3-ジメチルブチル)-N'-フェニル-p-フェニレンジアミン	793-24-8	○	―	―
231	PRTR	3,3'-ジメチルベンジジン(別名:o-トリジン)	119-93-7	○	○	―
232	PRTR	N,N-ジメチルホルムアミド	68-12-2	○	○	―
233	PRTR	2-[(ジメトキシホスフィノチオイル)チオ]-2-フェニル酢酸エチル(別名:フェントエート又はPAP)	2597-03-7	○	―	○
234	PRTR	臭素	7726-95-6	○	○	○
235	PRTR	臭素酸の水溶性塩	-	○	―	―
236	PRTR	3,5-ジヨード-4-オクタノイルオキシベンゾニトリル(別名:アイオキシニル)	3861-47-0	○	―	―
237	PRTR	水銀及びその化合物	-	○	―	―
238	PRTR	水素化テルフェニル	61788-32-7	○	―	―
239	PRTR	有機スズ化合物	-	○	―	―
240	PRTR	スチレン	100-42-5	○	○	―
241	PRTR	2-スルホヘキサデカン酸-1-メチルエステルナトリウム塩	4016-24-4	○	―	―
242	PRTR	セレン及びその化合物	-	○	―	―
243	特定	ダイオキシン類	-	○	―	―
244	PRTR	2-チオキソ-3,5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1,3,5-チアジアジン(別名:ダゾメット)	533-74-4	○	―	○
245	PRTR	チオ尿素	62-56-6	○	○	―
246	PRTR	チオフェノール	108-98-5	○	○	○
247	PRTR	チオりん酸O-1-(4-クロロフェニル)-4-ピラゾリル-O-エチル-S-プロピル(別名:ピラクロホス)	77458-01-6	○	―	―
248	PRTR	チオりん酸O,O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)(別名:ダイアジノン)	333-41-5	○	○	○
249	PRTR	チオりん酸O,O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)(別名:クロルピリホス)	2921-88-2	○	○	○
250	PRTR	チオりん酸O,O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソオキサゾリル)(別名:イソキサチオン)	18854-01-8	○	―	○
251	PRTR	チオりん酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)(別名:フェニトロチオン又はMEP)	122-14-5	○	○	―
252	PRTR	チオりん酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)(別名:フェンチオン又はMPP)	55-38-9	○	○	○
253	PRTR	チオりん酸O-4-ブロモ-2-クロロフェニル-O-エチル-S-プロピル(別名:プロフェノホス)	41198-08-7	○	―	―

(注) 「区分」欄で、「PRTR」は府の第一種管理化学物質であるとともに、国のPRTR制度の第一種指定化学物質でもあることを示す。「特定」は府の第一種管理化学物質であるとともに、国のPRTR制度の特定第一種指定化学物質であることも示す。
「SDS制度」欄に記載した「PRTR法」、「労安法」、「毒劇法」それぞれの「○」印は、
PRTR法、労働安全衛生法、毒物劇物取締法それぞれにおいて、SDSの発行が義務付けられていることを示す。

物質番号	区分	物質名	CAS番号	SDS制度		
				PRTR法	労安法	毒劇法
254	PRTR	チオりん酸S-ベンジル-O,O-ジイソプロピル(別名イプロベンホス又はIBP)	26087-47-8	○	―	―
255	PRTR	デカブロモジフェニルエーテル	1163-19-5	○	―	―
256	PRTR	デカン酸	334-48-5	○	―	―
257	PRTR	デシルアルコール(別名デカノール)	112-30-1 25339-17-7	○	―	―
258	PRTR	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.13.7]デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン)	100-97-0	○	―	―
259	PRTR	テトラエチルチウラムジスルフィド(別名ジスルフィラム)	97-77-8	○	○	―
260	PRTR	テトラクロロイソフタロニトリル(別名クロロタロニル又はTPN)	1897-45-6	○	―	―
261	PRTR	4,5,6,7-テトラクロロイソベンゾフラン-1(3H)-オン(別名フサライド)	27355-22-2	○	○	―
262	PRTR	テトラクロロエチレン	127-18-4	○	○	―
263	PRTR	テトラクロロジフルオロエタン(別名CFC-112)	-	○	―	―
264	PRTR	2,3,5,6-テトラクロロ-p-ベンゾキノン	118-75-2	○	―	―
265	PRTR	テトラヒドロメチル無水フタル酸	11070-44-3	○	―	―
266	PRTR	2,3,5,6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル=(Z)-3-(2-クロロ-3,3,3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名テフルトリン)	79538-32-2	○	―	○
267	PRTR	3,7,9,13-テトラメチル-5,11-ジオキサ-2,8,14-トリチア-4,7,9,12-テトラアザペンタデカ-3,12-ジエン-6,10-ジオン(別名チオジカルブ)	59669-26-0	○	―	○
268	PRTR	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム)	137-26-8	○	○	―
269	PRTR	3,7,11,15-テトラメチルヘキサデカ-1-エン-3-オール(別名イソフィトール)	505-32-8	○	―	―
270	PRTR	テレフタル酸	100-21-0	○	○	―
271	PRTR	テレフタル酸ジメチル	120-61-6	○	―	―
272	PRTR	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	-	○	―	―
273	PRTR	1-ドデカノール(別名ノルマルードデシルアルコール)	112-53-8	○	―	―
274	PRTR	ターシャリードデカンチオール	25103-58-6	○	―	―
275	PRTR	ドデシル硫酸ナトリウム	151-21-3	○	―	―
276	PRTR	3,6,9-トリアザウンデカン-1,11-ジアミン(別名テトラエチレンペンタミン)	112-57-2	○	―	○
277	PRTR	トリエチルアミン	121-44-8	○	○	―
278	PRTR	トリエチレンテトラミン	112-24-3	○	―	―
279	PRTR	1,1,1-トリクロロエタン	71-55-6	○	○	―
280	PRTR	1,1,2-トリクロロエタン	79-00-5	○	―	―
281	PRTR	トリクロロエチレン	79-01-6	○	○	―
282	PRTR	トリクロロ酢酸	76-03-9	○	○	○
283	PRTR	2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン	108-77-0	○	―	―
284	PRTR	トリクロロトリフルオロエタン(別名CFC-113)	-	○	―	―
285	PRTR	トリクロロニトロメタン(別名クロロピクリン)	76-06-2	○	○	○
286	PRTR	(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)オキシ酢酸(別名トリクロピル)	55335-06-3	○	―	―
287	PRTR	2,4,6-トリクロロフェノール	88-06-2	○	―	―
288	PRTR	トリクロロフルオロメタン(別名CFC-11)	75-69-4	○	○	―
289	PRTR	1,2,3-トリクロロプロパン	96-18-4	○	○	―
290	PRTR	トリクロロベンゼン	12002-48-1	○	―	―
291	PRTR	1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)-1,3,5-トリアジン-2,4,6(1H,3H,5H)-トリオン	2451-62-9	○	○	―
292	PRTR	トリブチルアミン	102-82-9	○	―	―
293	PRTR	a,a,a-トリフルオロ-2,6-ジニトロ-N,N-ジプロピル-p-トルイジン(別名トリフルラリン)	1582-09-8	○	―	―
294	PRTR	2,4,6-トリブロモフェノール	118-79-6	○	―	―
295	PRTR	3,5,5-トリメチル-1-ヘキサノール	3452-97-9	○	―	―
296	PRTR	1,2,4-トリメチルベンゼン	95-63-6	○	―	―
297	PRTR	1,3,5-トリメチルベンゼン	108-67-8	○	―	―
298	PRTR	トリレンジイソシアネート	26471-62-5	○	○	―
299	PRTR	トルイジン	95-53-4 106-49-0	○	○	―
300	PRTR	トルエン	108-88-3	○	○	○
301	PRTR	トルエンジアミン	25376-45-8	○	○	―
302	PRTR	ナフタレン	91-20-3	○	○	―
303	PRTR	1,5-ナフタレンジイル=ジイソシアネート	3173-72-6	○	―	―
304	PRTR	鉛	7439-92-1	○	○	―
305	特定	鉛化合物	-	○	○	―
306	PRTR	ニアクリル酸ヘキサメチレン	13048-33-4	○	―	―
307	PRTR	二塩化酸化ジルコニウム	7699-43-6	○	○	―
308	PRTR	ニッケル	7440-02-0	○	○	―
309	特定	ニッケル化合物	-	○	○	―
310	PRTR	ニトリロ三酢酸	139-13-9	○	○	―
311	PRTR	o-ニトロアニソール	91-23-6	○	○	―
312	PRTR	o-ニトロアニリン	88-74-4	○	―	―
313	PRTR	ニトログリセリン	55-63-0	○	○	―
314	PRTR	p-ニトロクロロベンゼン	100-00-5	○	○	―
315	PRTR	o-ニトロトルエン	88-72-2	○	○	―
316	PRTR	ニトロベンゼン	98-95-3	○	○	○

(注)　「区分」欄で、「PRTR」は府の第一種管理化学物質であるとともに、国の PRTR 制度の第一種指定化学物質でもあることを示す。「特定」は府の第一種管理化学物質であるとともに、国の PRTR 制度の特定第一種指定化学物質であることも示す。
「SDS 制度」欄に記載した「PRTR 法」、「労安法」、「毒劇法」それぞれの「○」印は、
PRTR 法、労働安全衛生法、毒物劇物取締法それぞれにおいて、SDS の発行が義務付けられていることを示す。

物質番号	区分	物質名	CAS番号	SDS制度		
				PRTR法	労安法	毒劇法
317	PRTR	ニトロメタン	75-52-5	○	○	―
318	PRTR	二硫化炭素	75-15-0	○	○	○
319	PRTR	1-ノナノール(別名ノルマル-ノニルアルコール)	143-08-8	○	―	―
320	PRTR	ノニルフェノール	25154-52-3	○	―	―
321	PRTR	バナジウム化合物	-	○	○	○
322	PRTR	5'-[N,N-ビス(2-アセチルオキシエチル)アミノ]-2'-(2-ブロモ-4,6-ジニトロフェニルアゾ)-4'-メトキシアセトアニリド	3618-72-2	○	―	―
323	PRTR	2,4-ビス(エチルアミノ)-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン(別名シメトリン)	1014-70-6	○	―	―
324	PRTR	1,3-ビス[(2,3-エポキシプロピル)オキシ]ベンゼン	101-90-6	○	○	―
325	PRTR	ビス(8-キノリノラト)銅(別名オキシン銅又は有機銅)	10380-28-6	○	―	―
326	PRTR	3,6-ビス(2-クロロフェニル)-1,2,4,5-テトラジン(別名クロフェンチジン)	74115-24-5	○	―	―
327	PRTR	1,2-ビス(2-クロロフェニル)ヒドラジン	782-74-1	○	―	―
328	PRTR	ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛(別名ジラム)	137-30-4	○	―	―
329	PRTR	ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)N,N'-エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛)(別名ポリカーバメート)	64440-88-6	○	―	―
330	PRTR	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)=ペルオキシド	80-43-3	○	―	―
331	PRTR	S,S-ビス(1-メチルプロピル)=O-エチル=ホスホロジチオアート(別名カズサホス)	95465-99-9	○	―	○
332	特定	砒素及びその無機化合物	-	○	―	―
333	PRTR	ヒドラジン	302-01-2	○	○	○
334	PRTR	4-ヒドロキシ安息香酸メチル	99-76-3	○	―	―
335	PRTR	N-(4-ヒドロキシフェニル)アセトアミド	103-90-2	○	―	―
336	PRTR	ヒドロキノン	123-31-9	○	○	―
337	PRTR	4-ビニル-1-シクロヘキセン	100-40-3	○	○	―
338	PRTR	2-ビニルピリジン	100-69-6	○	―	―
339	PRTR	N-ビニル-2-ピロリドン	88-12-0	○	―	―
340	PRTR	ビフェニル	92-52-4	○	○	―
341	PRTR	ピペラジン	110-85-0	○	―	―
342	PRTR	ピリジン	110-86-1	○	○	―
343	PRTR	ピロカテコール(別名カテコール)	120-80-9	○	○	―
344	PRTR	フェニルオキシラン	96-09-3	○	○	―
345	PRTR	フェニルヒドラジン	100-63-0	○	○	―
346	PRTR	2-フェニルフェノール	90-43-7	○	―	―
347	PRTR	N-フェニルマレイミド	941-69-5	○	―	―
348	PRTR	フェニレンジアミン	95-54-5 106-50-3 108-45-2	○	○	○
349	PRTR	フェノール	108-95-2	○	○	○
350	PRTR	3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名ペルメトリン)	52645-53-1	○	―	―
351	特定	1,3-ブタジエン	106-99-0	○	○	―
352	PRTR	フタル酸ジアリル	131-17-9	○	―	―
353	PRTR	フタル酸ジエチル	84-66-2	○	○	―
354	PRTR	フタル酸ジ-n-ブチル	84-74-2	○	○	―
355	PRTR	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	117-81-7	○	○	―
356	PRTR	フタル酸n-ブチル=ベンジル	85-68-7	○	―	―
357	PRTR	2-tert-ブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1,3,5-チアジアジン-4-オン(別名ブプロフェジン)	69327-76-0	○	○	―
358	PRTR	N-tert-ブチル-N'-(4-エチルベンゾイル)-3,5-ジメチルベンゾヒドラジド(別名テブフェノジド)	112410-23-8	○	―	―
359	PRTR	ノルマル-ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル	2426-08-6	○	○	―
360	PRTR	N-[1-(N-n-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル(別名ベノミル)	17804-35-2	○	○	―
361	PRTR	ブチル=(R)-2-[4-(4-シアノ-2-フルオロフェノキシ)フェノキシ]プロピオナート(別名シハロホップブチル)	122008-85-9	○	―	―
362	PRTR	1-ターシャリーブチル-3-(2,6-ジイソプロピル-4-フェノキシフェニル)チオ尿素(別名ジアフェンチウロン)	80060-09-9	○	―	○
363	PRTR	5-ターシャリーブチル-3-(2,4-ジクロロ-5-イソプロポキシフェニル)-1,3,4-オキサジアゾール-2(3H)-オン(別名オキサジアゾン)	19666-30-9	○	―	―
364	PRTR	tert-ブチル=4-({[(1,3-ジメチル-5-フェノキシ-4-ピラゾリル)メチリデン]アミノオキシ}メチル)ベンゾアート(別名フェンピロキシメート)	134098-61-6	○	―	○
365	PRTR	ブチルヒドロキシアニソール(別名BHA)	25013-16-5	○	―	―
366	PRTR	ターシャリーブチル=ヒドロペルオキシド	75-91-2	○	―	―
367	PRTR	o-セカンダリーブチルフェノール	89-72-5	○	○	―
368	PRTR	4-ターシャリーブチルフェノール	98-54-4	○	―	―
369	PRTR	2-(4-tert-ブチルフェノキシ)シクロヘキシル=2-プロピニル=スルフィット(別名プロパルギット又はBPPS)	2312-35-8	○	―	―
370	PRTR	2-tert-ブチル-5-(4-tert-ブチルベンジルチオ)-4-クロロ-3(2H)-ピリダジノン(別名ピリダベン)	96489-71-3	○	―	○
371	PRTR	N-(4-tert-ブチルベンジル)-4-クロロ-3-エチル-1-メチルピラゾール-5-カルボキサミド(別名テブフェンピラド)	119168-77-3	○	―	○
372	PRTR	N-(tert-ブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	95-31-8	○	―	―
373	PRTR	2-ターシャリーブチル-5-メチルフェノール	88-60-8	○	―	○

(注)　「区分」欄で、「PRTR」は府の第一種管理化学物質であるとともに、国のPRTR制度の第一種指定化学物質でもあることを示す。「特定」は府の第一種管理化学物質であるとともに、国のPRTR制度の特定第一種指定化学物質であることも示す。
「SDS制度」欄に記載した「PRTR法」、「労安法」、「毒劇法」それぞれの「○」印は、
PRTR法、労働安全衛生法、毒物劇物取締法それぞれにおいて、SDSの発行が義務付けられていることを示す。

物質番号	区分	物質名	CAS番号	SDS制度		
				PRTR法	労安法	毒劇法
374	PRTR	ふっ化水素及びその水溶性塩	-	○	―	―
375	PRTR	2-ブテナール	4170-30-3	○	○	―
376	PRTR	N-ブトキシメチル-2-クロロ-2',6'-ジエチルアセトアニリド(別名ブタクロール)	23184-66-9	○	―	―
377	PRTR	フラン	110-00-9	○	―	―
378	PRTR	N,N'-プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合物(別名プロピネブ)	12071-83-9	○	―	―
379	PRTR	2-プロピン-1-オール	107-19-7	○	○	―
380	PRTR	ブロモクロロジフルオロメタン(別名ハロン-1211)	353-59-3	○	―	―
381	PRTR	ブロモジクロロメタン	75-27-4	○	○	―
382	PRTR	ブロモトリフルオロメタン(別名ハロン-1301)	75-63-8	○	○	―
383	PRTR	5-ブロモ-3-セカンダリーブチル-6-メチル-1,2,3,4-テトラヒドロピリミジン-2,4-ジオン(別名ブロマシル)	314-40-9	○	○	―
384	PRTR	1-ブロモプロパン	106-94-5	○	―	―
385	特定	2-ブロモプロパン	75-26-3	○	○	―
386	PRTR	ブロモメタン(別名臭化メチル)	74-83-9	○	○	○
387	PRTR	ヘキサキス(2-メチル-2-フェニルプロピル)ジスタノキサン(別名酸化フェンブタスズ)	13356-08-6	○	―	―
388	PRTR	6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド(別名エンドスルファン又はベンゾエピン)	115-29-7	○	○	○
389	PRTR	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=クロリド	112-02-7	○	―	―
390	PRTR	ヘキサメチレンジアミン	124-09-4	○	○	―
391	PRTR	ヘキサメチレン=ジイソシアネート	822-06-0	○	○	○
392	PRTR	ノルマル-ヘキサン	110-54-3	○	○	―
393	PRTR	ベタナフトール	135-19-3	○	―	○
394	特定	ベリリウム及びその化合物	-	○	―	―
395	PRTR	ペルオキソ二硫酸の水溶性塩	-	○	―	―
396	PRTR	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)	1763-23-1	○	―	―
397	特定	ベンジリジン=トリクロリド	98-07-7	○	○	―
398	PRTR	ベンジル=クロリド(別名塩化ベンジル)	100-44-7	○	―	―
399	PRTR	ベンズアルデヒド	100-52-7	○	○	―
400	特定	ベンゼン	71-43-2	○	○	―
401	PRTR	1,2,4-ベンゼントリカルボン酸1,2-無水物	552-30-7	○	○	―
402	PRTR	2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチルアセトアニリド(別名メフェナセット)	73250-68-7	○	―	―
403	PRTR	ベンゾフェノン	119-61-9	○	―	―
404	PRTR	ペンタクロロフェノール	87-86-5	○	○	○
405	PRTR	ほう素化合物	-	○	―	―
406	PRTR	ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)	1336-36-3	○	○	―
407	PRTR	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	-	○	―	―
408	PRTR	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル	9036-19-5	○	―	―
409	PRTR	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	9004-82-4	○	―	―
410	PRTR	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル	9016-45-9	○	―	―
411	特定	ホルムアルデヒド	50-00-0	○	○	○
412	PRTR	マンガン及びその化合物	-	○	―	―
413	PRTR	無水フタル酸	85-44-9	○	○	―
414	PRTR	無水マレイン酸	108-31-6	○	○	―
415	PRTR	メタクリル酸	79-41-4	○	○	○
416	PRTR	メタクリル酸2-エチルヘキシル	688-84-6	○	―	―
417	PRTR	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル	106-91-2	○	―	―
418	PRTR	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	2867-47-2	○	―	―
419	PRTR	メタクリル酸n-ブチル	97-88-1	○	―	―
420	PRTR	メタクリル酸メチル	80-62-6	○	○	―
421	PRTR	4-メチリデンオキセタン-2-オン	674-82-8	○	―	―
422	PRTR	(Z)-2'-メチルアセトフェノン=4,6-ジメチル-2-ピリミジニルヒドラゾン(別名フェリムゾン)	89269-64-7	○	―	―
423	PRTR	メチルアミン	74-89-5	○	○	○
424	PRTR	メチル=イソチオシアネート	556-61-6	○	―	○
425	PRTR	N-メチルカルバミン酸2-イソプロピルフェニル(別名イソプロカルブ又はMIPC)	2631-40-5	○	―	○
426	PRTR	N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル(別名カルボフラン)	1563-66-2	○	○	―
427	PRTR	N-メチルカルバミン酸1-ナフチル(別名カルバリル又はNAC)	63-25-2	○	○	○
428	PRTR	N-メチルカルバミン酸2-sec-ブチルフェニル(別名フェノブカルブ又はBPMC)	3766-81-2	○	○	○
429	PRTR	メチル=3-クロロ-5-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)-1-メチルピラゾール-4-カルボキシラート(別名ハロスルフロンメチル)	100784-20-1	○	―	―
430	PRTR	メチル=(S)-7-クロロ-2,3,4a,5-テトラヒドロ-2-[メトキシカルボニル(4-トリフルオロメトキシフェニル)カルバモイル]インデノ[1,2-e][1,3,4]オキサジアジン-4a-カルボキシラート(別名インドキサカルブ)	173584-44-6	○	―	―
431	PRTR	メチル=(E)-2-{2-[6-(2-シアノフェノキシ)ピリミジン-4-イルオキシ]フェニル}-3-メトキシアクリラート(別名アゾキシストロビン)	131860-33-8	○	―	―
432	PRTR	3-メチル-1,5-ジ(2,4-キシリル)-1,3,5-トリアザペンタ-1,4-ジエン(別名アミトラズ)	33089-61-1	○	―	―
433	PRTR	N-メチルジチオカルバミン酸(別名カーバム)	144-54-7	○	―	―

(注) 「区分」欄で、「PRTR」は府の第一種管理化学物質であるとともに、国のPRTR制度の第一種指定化学物質でもあることを示す。「特定」は府の第一種管理化学物質であるとともに、国のPRTR制度の特定第一種指定化学物質であることも示す。
「SDS制度」欄に記載した「PRTR法」、「労安法」、「毒劇法」それぞれの「○」印は、
PRTR法、労働安全衛生法、毒物劇物取締法それぞれにおいて、SDSの発行が義務付けられていることを示す。

物質号番号	区 分	物　　質　　名	CAS番号	SDS制度		
				PRTR法	労安法	毒劇法
434	PRTR	メチル-N',N'-ジメチル-N-[(メチルカルバモイル)オキシ]-1-チオオキサムイミデート(別名オキサミル)	23135-22-0	○	―	○
435	PRTR	メチル=2-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニルオキシ)-6-[1-(メトキシイミノ)エチル]ベンゾアート(別名ピリミノバックメチル)	136191-64-5	○	―	―
436	PRTR	a-メチルスチレン	98-83-9	○	○	―
437	PRTR	3-メチルチオプロパナール	3268-49-3	○	―	―
438	PRTR	メチルナフタレン	1321-94-4	○	―	―
439	PRTR	3-メチルピリジン	108-99-6	○	―	―
440	PRTR	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロペルオキシド	80-15-9	○	―	―
441	PRTR	2-(1-メチルプロピル)-4,6-ジニトロフェノール	88-85-7	○	―	○
442	PRTR	2-メチル-N-[3-(1-メチルエトキシ)フェニル]ベンズアミド(別名メプロニル)	55814-41-0	○	○	―
443	PRTR	S-メチル-N-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセトイミダート(別名メソミル)	16752-77-5	○	○	○
444	PRTR	メチル=(E)-メトキシイミノ-(2-{[({(E)-1-[3-(トリフルオロメチル)フェニル]エチリデン}アミノ)オキシ]メチル}フェニル)アセタート(別名トリフロキシストロビン)	141517-21-7	○	―	―
445	PRTR	メチル=(E)-メトキシイミノ[2-(o-トリルオキシメチル)フェニル]アセタート(別名クレソキシムメチル)	143390-89-0	○	―	―
446	PRTR	4,4'-メチレンジアニリン	101-77-9	○	○	―
447	PRTR	メチレンビス(4,1-シクロヘキシレン)=ジイソシアネート	5124-30-1	○	○	―
448	PRTR	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート	101-68-8	○	○	―
449	PRTR	3-メトキシカルボニルアミノフェニル=3'-メチルカルバニラート(別名フェンメディファム)	13684-63-4	○	―	―
450	PRTR	N-(6-メトキシ-2-ピリジル)-N-メチルチオカルバミン酸O-3-tert-ブチルフェニル(別名ピリブチカルブ)	88678-67-5	○	―	―
451	PRTR	2-メトキシ-5-メチルアニリン	120-71-8	○	○	―
452	PRTR	2-メルカプトベンゾチアゾール	149-30-4	○	―	―
453	PRTR	モリブデン及びその化合物	-	○	―	―
454	PRTR	2-(モルホリノジチオ)ベンゾチアゾール	95-32-9	○	―	―
455	PRTR	モルホリン	110-91-8	○	○	―
456	PRTR	りん化アルミニウム	20859-73-8	○	―	○
457	PRTR	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル(別名ジクロルボス又はDDVP)	62-73-7	○	○	○
458	PRTR	りん酸水素ジ(2-エチルヘキシル)	78-42-2	○	―	―
459	PRTR	りん酸水素ジ(2-クロロエチル)	115-96-8	○	―	―
460	PRTR	りん酸水素ジトリル	1330-78-5	○	―	―
461	PRTR	りん酸水素ジフェニル	115-86-6	○	○	―
462	PRTR	りん酸水素ジ-n-ブチル	126-73-8	○	○	―

(注)　「区分」欄で、「PRTR」は府の第一種管理化学物質であるとともに、国の PRTR 制度の第一種指定化学物質でもあることを示す。「特定」は府の第一種管理化学物質であるとともに、国の PRTR 制度の特定第一種指定化学物質であることも示す。
「SDS 制度」欄に記載した「PRTR 法」、「労安法」、「毒劇法」それぞれの「○」印は、
PRTR 法、労働安全衛生法、毒物劇物取締法それぞれにおいて、SDS の発行が義務付けられていることを示す。

③第二種管理化学物質（取扱量及び排出量・移動量の届出の対象外とする化学物質）

物質 号番号	区 分	物　　質　　名	CAS番号	SDS制度		
				PRTR法	労安法	毒劇法
1	PRTR	アセトアミド	60-35-5	○	○	－
2	PRTR	p-アニシジン	104-94-9	○	○	－
3	PRTR	5-アミノ-1-(2,6-ジクロロ-4-トリフルオロメチルフェニル)-4-エチルスルフィニル-1H-ピラゾール-3-カルボニトリル(別名エチプロール)	181587-01-9	○	－	－
4	PRTR	3-アミノ-1H-1,2,4-トリアゾール(別名アミトロール)	61-82-5	○	○	－
5	PRTR	3'-アミノ-4'-メトキシアセトアニリド	6375-47-9	○	－	－
6	PRTR	4-アリル-1,2-ジメトキシベンゼン	93-15-2	○	－	－
7	PRTR	アルキル硫酸エステルナトリウム(アルキル基の炭素数16から18までのもの及びその混合物に限る。)	68955-20-4	○	－	－
8	PRTR	ウレタン	51-79-6	○	○	－
9	PRTR	N-エチルアニリン	103-69-5	○	－	－
10	PRTR	2-エチルアミノ-4-イソプロピルアミノ-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン(別名アメトリン)	834-12-8	○	－	－
11	PRTR	エチル=3-フェニルカルバモイルオキシカルバニラート(別名デスメディファム)	13684-56-5	○	－	－
12	PRTR	N-[3-(1-エチル-1-メチルプロピル)-1,2-オキサゾール-5-イル]-2,6-ジメトキシベンズアミド(別名イソキサベン)	82558-50-7	○	－	－
13	PRTR	5-エトキシ-3-トリクロロメチル-1,2,4-チアジアゾール(別名エクロメゾール)	2593-15-9	○	－	－
14	PRTR	1,2-エポキシ-3-(トリルオキシ)プロパン	26447-14-3	○	－	－
15	PRTR	4,4'-オキシビスベンゼンスルホニルヒドラジド	80-51-3	○	○	－
16	PRTR	クロロアセトアルデヒド	107-20-0	○	○	○
17	PRTR	(RS)-1-[3-クロロ-4-(1,1,2-トリフルオロ-2-トリフルオロメトキシエトキシ)フェニル]-3-(2,6-ジフルオロベンゾイル)ウレア(別名ノバルロン)	116714-46-6	○	－	－
18	PRTR	(1'S-トランス)-7-クロロ-2',4,6-トリメトキシ-6'-メチルスピロ[ベンゾフラン-2(3H),1'-シクロヘキサ-2'-エン]-3,4'-ジオン(別名グリセオフルビン)	126-07-8	○	－	－
19	PRTR	1-クロロナフタレン	90-13-1	○	－	－
20	PRTR	酢酸ベンジル	140-11-4	○	○	－
21	PRTR	サフロール	94-59-7	○	－	－
22	PRTR	(S)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=(S)-2-(4-クロロフェニル)-3-メチルブチラート(別名エスフェンバレレート)	66230-04-4	○	－	○
23	PRTR	アルファ-シアノ-4-フルオロ-3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名シフルトリン)	68359-37-5	○	－	－
24	PRTR	トランス-1,2-ジクロロエチレン	156-60-5	○	○	－
25	PRTR	ジクロロ酢酸	79-43-6	○	○	○
26	PRTR	1-(3,5-ジクロロ-2,4-ジフルオロフェニル)-3-(2,6-ジフルオロベンゾイル)尿素(別名テフルベンズロン)	83121-18-0	○	－	－
27	PRTR	1,3-ジクロロ-5,5-ジメチルイミダゾリジン-2,4-ジオン	118-52-5	○	○	－
28	PRTR	2-[4-(2,4-ジクロロ-m-トリルオキシ)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]-4-メチルアセトフェノン(別名ベンゾフェナップ)	82692-44-2	○	－	－
29	PRTR	2,4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン	611-06-3	○	－	－
30	PRTR	2,2-ジクロロ-N-[2-ヒドロキシ-1-(ヒドロキシメチル)-2-(4-ニトロフェニル)エチル]アセトアミド(別名クロラムフェニコール)	56-75-7	○	－	－
31	PRTR	N-(2,3-ジクロロ-4-ヒドロキシフェニル)-1-メチルシクロヘキサンカルボキサミド(別名フェンヘキサミド)	126833-17-8	○	－	－
32	PRTR	2,4'-ジクロロ-α-(5-ピリミジニル)ベンズヒドリルアルコール(別名フェナリモル)	60168-88-9	○	－	－
33	PRTR	2-(2,4-ジクロロフェニル)-1-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)-2-ヘキサノール(別名ヘキサコナゾール)	79983-71-4	○	－	－
34	PRTR	2,4-ジクロロフェノール	120-83-2	○	－	－
35	PRTR	(RS)-2-(2,4-ジクロロフェノキシ)プロピオン酸(別名ジクロルプロップ)	120-36-5	○	－	－
36	PRTR	1,3-ジクロロ-2-プロパノール	96-23-1	○	－	○
37	PRTR	(RS)-1-[2,5-ジクロロ-4-(1,1,2,3,3,3-ヘキサフルオロプロポキシ)フェニル]-3-(2,6-ジフルオロベンゾイル)ウレア(別名ルフェヌロン)	103055-07-8	○	－	－
38	PRTR	3,3'-ジクロロベンジジン二塩酸塩	612-83-9	○	－	－
39	PRTR	ジナトリウム=4-アミノ-3-[4'-(2,4-ジアミノフェニルアゾ)-1,1'-ビフェニル-4-イルアゾ]-5-ヒドロキシ-6-フェニルアゾ-2,7-ナフタレンジスルホナート(別名CIダイレクトブラック38)	1937-37-7	○	－	－
40	PRTR	ジナトリウム=8-(3,3'-ジメチル-4'-{4-[(p-トリル)スルホニルオキシ]フェニルアゾ}-1,1'-ビフェニル-4-イルアゾ)-7-ヒドロキシ-1,3-ナフタレンジスルホナート(別名CIアシッドレッド114)	6459-94-5	○	○	－
41	PRTR	2,4-ジニトロアニリン	97-02-9	○	－	－
42	PRTR	ジニトロナフタレン	27478-34-8	○	－	－
43	PRTR	m-ジニトロベンゼン	99-65-0	○	○	－

（注）　「区分」欄で、「PRTR」は府の第二種管理化学物質であるとともに、国のPRTR制度の第二種指定化学物質でもあることを示す。
「SDSの制度」欄に記載した「PRTR法」、「労安法」、「毒劇法」それぞれの「○」印は、
PRTR法、労働安全衛生法、毒物劇物取締法それぞれにおいて、SDSの発行が義務付けられていることを示す。

物質 号番号	区 分	物　　質　　名	CAS番号	SDS制度		
				PRTR法	労安法	毒劇法
44	PRTR	2,3-ジヒドロ-6-プロピル-2-チオキソ-4(1H)-ピリミジン(別名プロピルチオウラシル)	51-52-5	○	―	―
45	PRTR	1,2-ジブロモエタン(別名EDB又は二臭化エチレン)	106-93-4	○	○	○
46	PRTR	1,4-ジブロモブタン	110-52-1	○	―	―
47	PRTR	2,3-ジブロモ-1-プロパノール	96-13-9	○	―	―
48	PRTR	1,3-ジブロモプロパン	109-64-8	○	―	―
49	PRTR	ジベンジルエーテル	103-50-4	○	―	―
50	PRTR	2,3-ジメチルアニリン	87-59-2	○	○	―
51	PRTR	(4-{[4-(ジメチルアミノ)フェニル](フェニル)メチリデン}シクロヘキサ-2,5-ジエン-1-イリデン)(ジメチル)アンモニウム=クロリド(別名マラカイトグリーン塩酸塩)	569-64-2	○	―	―
52	PRTR	ジメチルカルバモイル=クロリド	79-44-7	○	○	―
53	PRTR	O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルスルフィニルフェニル)-チオホスフェイト(別名メスルフェンホス)	3761-41-9	○	―	○
54	PRTR	臭素化ビフェニル(臭素数が2から5までのもの及びその混合物に限る。)	-	○	―	―
55	PRTR	2-(1,3-チアゾール-4-イル)-1H-ベンゾイミダゾール	148-79-8	○	―	―
56	PRTR	チオアセトアミド	62-55-5	○	―	―
57	PRTR	2-(チオシアナトメチルチオ)-1,3-ベンゾチアゾール(別名TCMTB)	21564-17-0	○	―	―
58	PRTR	チオりん酸O, O-ジエチル-O-(6-オキソ-1-フェニル-1,6-ジヒドロ-3-ピリダジニル)(別名ピリダフェンチオン)	119-12-0	○	○	―
59	PRTR	チオりん酸O-3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル-O, O-ジメチル(別名クロルピリホスメチル)	5598-13-0	○	―	―
60	PRTR	1,1,2,2-テトラクロロエタン	79-34-5	○	○	―
61	PRTR	テトラナトリウム=3,3'-[(3,3'-ジメトキシ-4,4'-ビフェニリレン)ビス(アゾ)]ビス(5-アミノ-4-ヒドロキシ-2,7-ナフタレンジスルホナート)(別名CIダイレクトブルー15)	2429-74-5	○	○	―
62	PRTR	テトラブロモメタン	558-13-4	○	○	―
63	PRTR	o-テルフェニル	84-15-1	○	―	―
64	PRTR	1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(4-メトキシフェニル)エタン(別名メトキシクロル)	72-43-5	○	○	―
65	PRTR	トリス(N, N-ジメチルジチオカルバメート)鉄(別名ファーバム)	14484-64-1	○	○	―
66	PRTR	トリブロモメタン(別名ブロモホルム)	75-25-2	○	○	―
67	PRTR	ナトリウム=3-({N-[4-([4-(ジメチルアミノ)フェニル][4-{N-エチル-N-[(3-スルホナトフェニル)メチル]アミノ}フェニル]メチレン)-2,5-シクロヘキサジエン-1-イリデン]-N-エチルアンモニオ}メチル)ベンゼンスルホナート(別名CIアシッドバイオレット49)	1694-09-3	○	○	―
68	PRTR	ナトリウム=1,1'-ビフェニル-2-オラート	132-27-4	○	―	―
69	PRTR	m-ニトロアニリン	99-09-2	○	―	―
70	PRTR	N-ニトロソジフェニルアミン	86-30-6	○	―	―
71	PRTR	m-ニトロトルエン	99-08-1	○	○	―
72	PRTR	p-ニトロフェノール	100-02-7	○	―	―
73	PRTR	パリゴルスカイト(別名アタパルジャイト)	12174-11-7	○	―	―
74	PRTR	3,3-ビス(4-ヒドロキシフェニル)-1,3-ジヒドロイソベンゾフラン-1-オン(別名フェノールフタレイン)	77-09-8	○	―	―
75	PRTR	4,4'-ビピリジル	553-26-4	○	―	―
76	PRTR	1-(4-ビフェニリルオキシ)-3,3-ジメチル-1-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)-2-ブタノール(別名ビテルタノール)	55179-31-2	○	―	―
77	PRTR	パラ-フェネチジン	156-43-4	○	―	―
78	PRTR	フタル酸ジシクロヘキシル	84-61-7	○	―	―
79	PRTR	1,3-プロパンスルトン	1120-71-4	○	○	―
80	PRTR	N-プロピル-N-[2-(2,4,6-トリクロロフェノキシ)エチル]イミダゾール-1-カルボキサミド(別名プロクロラズ)	67747-09-5	○	―	―
81	PRTR	3-ブロモ-1-プロペン(別名臭化アリル)	106-95-6	○	―	―
82	PRTR	ヘキサクロロエタン	67-72-1	○	○	―
83	PRTR	ヘキサクロロシクロペンタジエン	77-47-4	○	○	○
84	PRTR	1,4,5,6,7,7-ヘキサクロロビシクロ[2,2,1]-5-ヘプテン-2,3-ジカルボン酸(別名クロレンド酸)	115-28-6	○	○	―
85	PRTR	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=ブロミド	57-09-0	○	―	―
86	PRTR	5-ベンジル-3-フリルメチル=(1RS)-シス-トランス-2,2-ジメチル-3-(2-メチルプロパ-1-エニル)シクロプロパンカルボキシラート(別名レスメトリン)	10453-86-8	○	―	―
87	PRTR	p-ベンゾキノン	106-51-4	○	○	―
88	PRTR	ペンタクロロニトロベンゼン(別名キントゼン又はPCNB)	82-68-8	○	○	―
89	PRTR	ペンタデカフルオロオクタン酸アンモニウム	3825-26-1	○	○	―
90	PRTR	N-メチルアニリン	100-61-8	○	○	○
91	PRTR	6-メチル-1,3-ジチオロ[4,5-b]キノキサリン-2-オン	2439-01-2	○	―	―
92	PRTR	2-メチル-5-ニトロアニリン	99-55-8	○	―	―
93	PRTR	メチルヒドラジン	60-34-4	○	○	―
94	PRTR	2-メチル-1,1'-ビフェニル-3-イルメチル=(Z)-3-(2-クロロ-3,3,3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名ビフェントリン)	82657-04-3	○	―	○

(注)　「区分」欄で、「PRTR」は府の第二種管理化学物質であるとともに、国の PRTR 制度の第二種指定化学物質でもあることを示す。
「SDS の制度」欄に記載した「PRTR 法」、「労安法」、「毒劇法」それぞれの「○」印は、
PRTR 法、労働安全衛生法、毒物劇物取締法それぞれにおいて、SDS の発行が義務付けられていることを示す。

物質 号番号	区 分	物　　質　　名	CAS番号	SDS制度		
				PRTR法	労安法	毒劇法
95	PRTR	メチル＝ベンゾイミダゾール-2-イルカルバマート(別名カルベンダジム)	10605-21-7	○	－	－
96	PRTR	4,4'-メチレンビス(N,N-ジメチルアニリン)	101-61-1	○	－	－
97	PRTR	4,4'-メチレンビス(2-メチルシクロヘキサンアミン)	6864-37-5	○	－	－
98	PRTR	硫酸ヒドラジン	10034-93-2	○	－	－
99	PRTR	りん酸(2-エチルヘキシル)ジフェニル	1241-94-7	○	－	－
100	PRTR	りん酸ジ-ノルマル-ブチル＝フェニル	2528-36-1	○	○	－
1	府独自	アンモニア	7664-41-7	－	○	○
2	府独自	一酸化窒素	10102-43-9	－	○	－
3	府独自	一酸化二窒素	10024-97-2	－	○	－
4	府独自	塩化アンモニウム	12125-02-9	－	○	－
5	府独自	塩化水素	7647-01-0	－	○	○
6	府独自	塩素	7782-50-5	－	○	○
7	府独自	五塩化リン	10026-13-8	－	○	○
8	府独自	五酸化二窒素	10102-03-1	－	－	－
9	府独自	三酸化二窒素	10544-73-7	－	－	－
10	府独自	四酸化二窒素	10544-72-6	－	－	－
11	府独自	硝酸	7697-37-2	－	○	○
12	府独自	二酸化窒素	10102-44-0	－	○	－
13	府独自	フッ素	7782-41-4	－	○	－
14	府独自	硫化水素	7783-06-4	－	○	－
15	府独自	硫酸	7664-93-9	－	○	○
16	府独自	リン酸	7664-38-2	－	○	－

（注）　「区分」欄で、「PRTR」は府の第二種管理化学物質であるとともに、国の PRTR 制度の第二種指定化学物質でもあることを示す。
「SDS の制度」欄に記載した「PRTR 法」、「労安法」、「毒劇法」それぞれの「○」印は、
PRTR 法、労働安全衛生法、毒物劇物取締法それぞれにおいて、SDS の発行が義務付けられていることを示す。

（６）ＶＯＣ（揮発性有機化合物）に該当する物質の例

①沸点が 150℃以下の物質

PRTR法　第一種指定化学物質に該当する物質

No.	区分	物 質 名 称	沸点	環境省のVOC100	CAS番号(参考)
3	法第一種	アクリル酸エチル	99.4	－	140-88-5
4	法第一種	アクリル酸及びその水溶性塩	141.6	84	-
7	法第一種	アクリル酸ノルマルーブチル	145	－	141-32-2
8	法第一種	アクリル酸メチル	80.5	97	96-33-3
9	法第一種	アクリロニトリル	77.3	68	107-13-1
10	法第一種	アクロレイン	52.5	－	107-02-8
12	法第一種	アセトアルデヒド	21	86	75-07-0
13	法第一種	アセトニトリル	81.6	82	75-05-8
26	法第一種	3－アミノ－1－プロペン	53.3	－	107-11-9
28	法第一種	アリルアルコール	96-97	－	107-18-6
35	法第一種	イソブチルアルデヒド	64.5	－	78-84-2
36	法第一種	イソプレン	34.1	85	78-79-5
45	法第一種	エタンチオール	35.1	－	75-08-1
53	法第一種	エチルベンゼン	136.2	64	100-41-4
55	法第一種	エチレンイミン	56-57	－	151-56-4
56	法特定	エチレンオキシド	10.7	89	75-21-8
57	法第一種	エチレングリコールモノエチルエーテル	135	27	110-80-5
58	法第一種	エチレングリコールモノメチルエーテル	125	70	109-86-4
59	法第一種	エチレンジアミン	116-117	－	107-15-3
65	法第一種	エピクロロヒドリン	116.5	100	106-89-8
66	法第一種	1，2－エポキシブタン	63.4	－	106-88-7
68	法第一種	1，2－エポキシプロパン（別名酸化プロピレン）	34.2	76	75-56-9
80	法第一種	キシレン	137-140	2	1330-20-7
84	法第一種	グリオキサール	50.4	－	107-22-2
94	法特定	クロロエチレン（別名塩化ビニル）	-13.37	62	75-01-4
99	法第一種	クロロ酢酸エチル	144.3	－	105-39-5
106	法第一種	クロロトリフルオロエタン（別名HCFC－133）	6.9(※1)	－	-
107	法第一種	クロロトリフルオロメタン（別名CFC－13）	-81.4	－	75-72-9
123	法第一種	3－クロロプロペン（別名塩化アリル）	44-45	83	107-05-1
125	法第一種	クロロベンゼン	131.7	91	108-90-7
126	法第一種	クロロペンタフルオロエタン（別名CFC－115）	-37.7	－	76-15-3
127	法第一種	クロロホルム	61.2	77	67-66-3
128	法第一種	クロロメタン（別名塩化メチル）	-23.7	38	74-87-3
131	法第一種	3－クロロ－2－メチル－1－プロペン	71.5	－	563-47-3
134	法第一種	酢酸ビニル	72.7	55	108-05-4
135	法第一種	酢酸2－メトキシエチル（別名エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート）	144-145	88	110-49-6
149	法第一種	四塩化炭素	76.5	－	56-23-5
150	法第一種	1，4－ジオキサン	101.1	81	123-91-1
151	法第一種	1，3－ジオキソラン	78	－	646-06-0
154	法第一種	シクロヘキシルアミン	134.5	98	108-91-8
157	法第一種	1，2－ジクロロエタン	83.7	61	107-06-2
158	法第一種	1，1－ジクロロエチレン（別名塩化ビニリデン）	31.7	74	75-35-4
159	法第一種	シス－1，2－ジクロロエチレン	60.3	－	156-59-2
161	法第一種	ジクロロジフルオロメタン（別名CFC－12）	-29.8	－	75-71-8
163	法第一種	ジクロロテトラフルオロエタン（別名CFC－114）	4.1	－	-
164	法第一種	2，2－ジクロロ－1，1，1－トリフルオロエタン（別名HCFC－123）	28.7	－	306-83-2
177	法第一種	ジクロロフルオロメタン（別名HCFC－21）	8.9	－	75-43-4
178	法第一種	1，2－ジクロロプロパン	96.4	87	78-87-5
179	法第一種	1，3－ジクロロプロペン（別名D－D）	108	－	542-75-6
186	法第一種	ジクロロメタン（別名塩化メチレン）	39.8	7	75-09-2
195	法第一種	ジチオりん酸O－2，4－ジクロロフェニル－O－エチル－S－プロピル（別名プロチオホス）	126.5	－	34643-46-4
201	法第一種	2，4－ジニトロフェノール	昇華	－	51-28-5
206	法第一種	N－ジブチルアミノチオ－N－メチルカルバミン酸2，3－ジヒドロ－2，2－ジメチル－7－ベンゾ[b]フラニル（別名カルボスルファン）	126	－	55285-14-8
209	法第一種	ジブロモクロロメタン	120	－	124-48-1
211	法第一種	ジブロモテトラフルオロエタン（別名ハロン－2402）	47.4(※2)	－	-
218	法第一種	ジメチルアミン	6.8	－	124-40-3
219	法第一種	ジメチルジスルフィド	109.8	－	624-92-0
226	法第一種	1，1－ジメチルヒドラジン	63.9	－	57-14-7
240	法第一種	スチレン	145	47	100-42-5
262	法第一種	テトラクロロエチレン	121	23	127-18-4
263	法第一種	テトラクロロジフルオロエタン（別名CFC－112）	92.8(※3)	－	-
277	法第一種	トリエチルアミン	89	93	121-44-8
279	法第一種	1，1，1－トリクロロエタン	74.0	67	71-55-6

※1 複数の異性体が存在する。沸点・融点はcas番号75-88-7の物性値を示す。
※2 複数の異性体が存在する。沸点・融点はcas番号124-73-2の物性値を示す。
※3 複数の異性体が存在する。沸点・融点はcas番号76-11-9の物性値を示す。

No.	区分	物 質 名 称	沸点	環境省のVOC100	CAS番号(参考)
280	法第一種	1，1，2－トリクロロエタン	113.8	－	79-00-5
281	法第一種	トリクロロエチレン	87	11	79-01-6
284	法第一種	トリクロロトリフルオロエタン(別名CFC－113)	48(※4)	－	-
285	法第一種	トリクロロニトロメタン(別名クロロピクリン)	112	－	76-06-2
288	法第一種	トリクロロフルオロメタン(別名CFC－11)	23.7	－	75-69-4
300	法第一種	トルエン	111	1	108-88-3
317	法第一種	ニトロメタン	101.1	－	75-52-5
318	法第一種	二硫化炭素	46	－	75-15-0
333	法第一種	ヒドラジン	113.5	－	302-01-2
337	法第一種	4－ビニル－1－シクロヘキセン	128.9	－	100-40-3
341	法第一種	ピペラジン	145-146	－	110-85-0
342	法第一種	ピリジン	115-116	－	110-86-1
351	法特定	1，3－ブタジエン	-4.5	73	106-99-0
375	法第一種	2－ブテナール	104	－	4170-30-3
377	法第一種	フラン	31.5	－	110-00-9
379	法第一種	2－プロピン－1－オール	114-115	－	107-19-7
380	法第一種	ブロモクロロジフルオロメタン(別名ハロン－1211)	-3.7	－	353-59-3
381	法第一種	ブロモジクロロメタン	90	－	75-27-4
382	法第一種	ブロモトリフルオロメタン(別名ハロン－1301)	-57.8	－	75-63-8
384	法第一種	1－ブロモプロパン	71.1	71	106-94-5
385	法特定	2－ブロモプロパン	58.5-60.5	－	75-26-3
386	法第一種	ブロモメタン(別名臭化メチル)	3.55	78	74-83-9
392	法第一種	ノルマル－ヘキサン	68.7	17	110-54-3
400	法特定	ベンゼン	80.1	50	71-43-2
411	法特定	ホルムアルデヒド	-19.5	99	50-00-0
416	法第一種	メタクリル酸2－エチルヘキシル	113	－	688-84-6
420	法第一種	メタクリル酸メチル	100	72	80-62-6
421	法第一種	4－メチリデンオキセタン－2－オン	126.1	－	674-82-8
423	法第一種	メチルアミン	-6.3	－	74-89-5
424	法第一種	メチル＝イソチオシアネート	119	－	556-61-6
439	法第一種	3－メチルピリジン	143-144	－	108-99-6
455	法第一種	モルホリン	128	－	110-91-8

※4 複数の異性体が存在する。沸点・融点はcas番号76-13-1の物性値を示す。

PRTR法　第二種指定化学物質に該当する物質

No.	区分	物 質 名 称	沸点	環境省のVOC100	CAS番号(参考)
16	法第二種	クロロアセトアルデヒド	85-86	－	107-20-0
24	法第二種	トランス－1，2－ジクロロエチレン	47.2	－	156-60-5
45	法第二種	1，2－ジブロモエタン(別名EDB又は二臭化エチレン)	131-132	－	106-93-4
57	法第二種	2－(チオシアナートメチルチオ)－1，3－ベンゾチアゾール(別名TCMTB)	120	－	21564-17-0
60	法第二種	1，1，2，2－テトラクロロエタン	146.5	－	79-34-5
66	法第二種	トリブロモメタン(別名ブロモホルム)	149-150	－	75-25-2
70	法第二種	N－ニトロソジフェニルアミン	101	－	86-30-6
81	法第二種	3－ブロモ－1－プロペン(別名臭化アリル)	71.3	－	106-95-6
93	法第二種	メチルヒドラジン	87.5	－	60-34-4

府が独自に指定した第一種管理化学物質に該当する物質

No.	区分	物 質 名 称	沸点	環境省のVOC100	CAS番号(参考)
2	府第一種	ギ酸	100.8	-	64-18-6
3	府第一種	2-クロロ-1,3-ブタジエン(別名クロロプレン)	59.4	-	126-99-8
4	府第一種	クロロメチルメチルエーテル	59.2	-	107-30-2
5	府第一種	酢酸ブチル	125-126	13	123-86-4
8	府第一種	シクロヘキサン	80.7	24	110-82-7
15	府第一種	1-ブタノール	117-118	18	71-36-3
16	府第一種	2-ブタノン(別名メチルエチルケトン)	79.6	8	78-93-3
18	府第一種	メチルアルコール(別名メタノール)	64.7	6	67-56-1
20	府第一種	4-メチル-2-ペンタノン(別名メチルイソブチルケトン)	117-118	15	108-10-1
23	府第一種	リン酸ジブチル	136	-	107-66-4

PRTR法及び府条例の指定以外の物質

No.	区分	物 質 名 称	沸点	環境省のVOC100	CAS番号(参考)
	その他	アセトン	56.5	14	67-64-1
	その他	イソブタノール	108	21	78-83-1
	その他	イソブタン	-11.7	10	75-28-5
	その他	イソプロピルアルコール(別名2-プロパノール)	82.5	12	67-63-0
	その他	イソプロピルセロソルブ	145	60	109-59-1
	その他	エタノール	78.5	53	64-17-5
	その他	エチルシクロヘキサン	131.9	34	1678-91-7
	その他	ギ酸メチル	31.5	92	107-31-3
	その他	クロロエタン	12.3	66	75-00-3
	その他	酢酸	118	-	64-19-7

No.	区分	物 質 名 称	沸点	環境省のVOC100	CAS番号(参考)
	その他	酢酸エチル	77	4	141-78-6
	その他	酢酸プロピル	101.6	25	109-60-4
	その他	シクロペンタノン	130.6	40	120-92-3
	その他	2,2-ジメチルブタン	49.7	58	75-83-2
	その他	2,3-ジメチルブタン	58	57	79-29-8
	その他	2,4-ジメチルペンタン	81	75	108-08-7
	その他	テトラヒドロフラン	65	69	109-99-9
	その他	テトラフルオロエチレン	-76	63	116-14-3
	その他	n-ブタン	-0.5	9	106-97-8
	その他	cis-2-ブテン	2.5	20	107-01-7
	その他	trans-2-ブテン	2.5	26	624-64-6
	その他	プロピレングリコールモノメチルエーテル	119	22	107-98-2
	その他	プロピレングリコールモノメチルエーテルアセテート	147	30	108-65-6
	その他	n-ヘプタン	98.4	42	142-82-5
	その他	1-ヘプテン	94	80	592-76-7
	その他	n-ペンタン	36.1	19	109-66-0
	その他	cis-2-ペンテン	36.88	46	627-20-3
	その他	trans-2-ペンテン	35.85	45	646-04-8
	その他	2-メチル-2-ブテン	30.1-38.6	33	513-35-9
	その他	メチルシクロヘキサン	100.9	59	108-87-2
	その他	メチルシクロペンタン	71.8-72.2	54	96-37-7
	その他	メチルn-ブチルケトン	127	37	591-78-6
	その他	2-メチル-1-ブテン	31.05-38	41	563-46-2
	その他	3-メチルヘキサン	100	56	589-34-4
	その他	3-メチルヘプタン	119	94	589-81-1
	その他	2-メチルペンタン	60.2	31	107-83-5

平成21年10月1日改訂

［注］

・「区分」欄に記載した「特定」、「法第一種」及び「法第二種」は、それぞれPRTR法における「特定第一種指定化学物質」、「第一種指定化学物質」及び「第二種指定化学物質」を示す。また、対応する「No」欄に記載した番号は、それぞれの物質番号を示す。

・「区分」欄に記載した「府第一種」は、大阪府が独自に指定した「第一種管理化学物質」を示す。また、対応する「No」欄に記載した番号は、それぞれの物質番号を示す。

・「区分」欄に記載した「その他」は、PRTR法および、大阪府化学物質管理制度において大阪府が独自に指定した物質以外の物質であることを示す。

・「沸点」は、「PRTR排出量等算出マニュアル（第4版）第Ⅲ部資料編（経済産業省・環境省：平成21年3月）」及び「化学物質総合情報提供システム（CHRIP）http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html （独立行政法人製品評価技術基盤機構）」等より引用した。

②沸点が 150℃を超える物質

PRTR法　第一種指定化学物質に該当する物質

No.	区分	物 質 名 称	沸点	環境省のVOC100	CAS番号(参考)
6	法第一種	アクリル酸2－ヒドロキシエチル	191	－	818-61-1
14	法第一種	アセトンシアノヒドリン	171	－	75-86-5
17	法第一種	オルトーアニシジン	225	－	90-04-0
18	法第一種	アニリン	184-186	－	62-53-3
20	法第一種	2－アミノエタノール	170.8	－	141-43-5
29	法第一種	1－アリルオキシ－2，3－エポキシプロパン	153.9	－	106-92-3
51	法第一種	2－エチルヘキサン酸	228	－	149-57-5
67	法第一種	2，3－エポキシ－1－プロパノール	160	－	556-52-5
69	法第一種	2，3－エポキシプロピル＝フェニルエーテル	245	－	122-60-1
73	法第一種	1－オクタノール	194-195	－	111-87-5
78	法第一種	2，4－キシレノール	211	－	105-67-9
79	法第一種	2，6－キシレノール	203	－	576-26-1
81	法第一種	キノリン	237.1	－	91-22-5
83	法第一種	クメン	152.4	65	98-82-8
86	法第一種	クレゾール	191-203	－	1319-77-3
89	法第一種	クロロアニリン	208.84	－	95-51-2 106-47-8 108-42-9
97	法第一種	1－クロロ－2－(クロロメチル)ベンゼン	217	－	611-19-8
98	法第一種	クロロ酢酸	189	－	79-11-8
109	法第一種	オルトークロロトルエン	158.97	－	95-49-8
110	法第一種	パラークロロトルエン	162.4	－	106-43-4
111	法第一種	2－クロロ－4－ニトロアニリン	200	－	121-87-9
112	法第一種	2－クロロニトロベンゼン	245.5	－	88-73-3
118	法第一種	2－(4－クロロフェニル)－2－(1H－1，2，4－トリアゾール－1－イルメチル)ヘキサンニトリル(別名ミクロブタニル)	202-208	－	88671-89-0
120	法第一種	オルトークロロフェノール	174.9	－	95-57-8
121	法第一種	パラークロロフェノール	220	－	106-48-9
122	法第一種	2－クロロプロピオン酸	185	－	598-78-7
129	法第一種	4－クロロ－3－メチルフェノール	235	－	59-50-7
133	法第一種	酢酸2－エトキシエチル(別名エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート)	156	49	111-15-9
136	法第一種	サリチルアルデヒド	197	－	90-02-8
142	法第一種	2，4－ジアミノアニソール	221	－	615-05-4
145	法第一種	2－(ジエチルアミノ)エタノール	163	－	100-37-8
165	法第一種	2，4－ジクロロトルエン	201	－	95-73-8
166	法第一種	1，2－ジクロロ－4－ニトロベンゼン	255.5	－	99-54-7
168	法第一種	3－(3，5－ジクロロフェニル)－N－イソプロピル－2，4－ジオキソイミダゾリジン－1－カルボキサミド(別名イプロジオン)	233	－	36734-19-7
170	法第一種	(RS)－2－(2，4－ジクロロフェニル)－3－(1H－1，2，4－トリアゾール－1－イル)プロピル＝1，1，2，2－テトラフルオロエチル＝エーテル(別名テトラコナゾール)	240	－	112281-77-3
181	法第一種	ジクロロベンゼン	180.1	90	95-50-1 106-46-7
188	法第一種	N，N－ジシクロヘキシルアミン	255.8	－	101-83-7
189	法第一種	N，N－ジシクロヘキシル－2－ベンゾチアゾールスルフェンアミド	200	－	4979-32-2
190	法第一種	ジシクロペンタジエン	170	－	77-73-6
202	法第一種	ジビニルベンゼン	200	－	1321-74-0
204	法第一種	ジフェニルエーテル	258	－	101-84-8
205	法第一種	1，3－ジフェニルグアニジン	170	－	102-06-7
213	法第一種	N，N－ジメチルアセトアミド	165	－	127-19-5
214	法第一種	2，4－ジメチルアニリン	214	－	95-68-1
215	法第一種	2，6－ジメチルアニリン	216	－	87-62-7
216	法第一種	N，N－ジメチルアニリン	193.45	－	121-69-7
232	法第一種	N，N－ジメチルホルムアミド	153	44	68-12-2
246	法第一種	チオフェノール	168.3	－	108-98-5
257	法第一種	デシルアルコール(別名デカノール)	231.1	－	112-30-1 25339-17-7
273	法第一種	1－ドデカノール(別名ノルマル－ドデシルアルコール)	259	－	112-53-8
274	法第一種	ターシャリードデカンチオール	227-248	－	25103-58-6
282	法第一種	トリクロロ酢酸	196.5	－	76-03-9
283	法第一種	2，4，6－トリクロロ－1，3，5－トリアジン	192	－	108-77-0
287	法第一種	2，4，6－トリクロロフェノール	246	－	88-06-2
289	法第一種	1，2，3－トリクロロプロパン	157	－	96-18-4
292	法第一種	トリブチルアミン	216.5	－	102-82-9
295	法第一種	3，5，5－トリメチル－1－ヘキサノール	194	－	3452-97-9
296	法第一種	1，2，4－トリメチルベンゼン	169.3	－	95-63-6
297	法第一種	1，3，5－トリメチルベンゼン	164.7	3	108-67-8
298	法第一種	トリレンジイソシアネート	251	－	26471-62-5
299	法第一種	トルイジン	200.2	－	95-53-4 106-49-0

No.	区分	物 質 名 称	沸点	環境省のVOC100	CAS番号(参考)
302	法第一種	ナフタレン	217.9	96	91-20-3
314	法第一種	パラ－ニトロクロロベンゼン	242	－	100-00-5
315	法第一種	オルト－ニトロトルエン	222	－	88-72-2
316	法第一種	ニトロベンゼン	210.8	－	98-95-3
319	法第一種	1－ノナノール(別名ノルマル－ノニルアルコール)	213.3	－	143-08-8
338	法第一種	2－ビニルピリジン	159-160	－	100-69-6
339	法第一種	N－ビニル－2－ピロリドン	218	－	88-12-0
343	法第一種	ピロカテコール(別名カテコール)	245.5	－	120-80-9
344	法第一種	フェニルオキシラン	194.1	－	96-09-3
345	法第一種	フェニルヒドラジン	243.5	－	100-63-0
349	法第一種	フェノール	182	95	108-95-2
359	法第一種	ノルマル－ブチル－2，3－エポキシプロピルエーテル	165	－	2426-08-6
367	法第一種	オルト－セカンダリーブチルフェノール	228	－	89-72-5
368	法第一種	4－ターシャリーブチルフェノール	237	－	98-54-4
369	法第一種	2－(4－ターシャリーブチルフェノキシ)シクロヘキシル＝2－プロピニル＝スルフィット(別名プロパルギット又はBPPS)	210	－	2312-35-8
390	法第一種	ヘキサメチレンジアミン	205	－	124-09-4
397	法特定	ベンジリジン＝トリクロリド	219-223	－	98-07-7
398	法第一種	ベンジル＝クロリド(別名塩化ベンジル)	179	－	100-44-7
399	法第一種	ベンズアルデヒド	178-179	－	100-52-7
414	法第一種	無水マレイン酸	202	－	108-31-6
415	法第一種	メタクリル酸	163	－	79-41-4
417	法第一種	メタクリル酸2，3－エポキシプロピル	189	－	106-91-2
418	法第一種	メタクリル酸2－(ジメチルアミノ)エチル	186-188	－	2867-47-2
419	法第一種	メタクリル酸ノルマル－ブチル	160-163	－	97-88-1
436	法第一種	アルファ－メチルスチレン	163-164	－	98-83-9
438	法第一種	メチルナフタレン	225-255	－	1321-94-4
440	法第一種	1－メチル－1－フェニルエチル＝ヒドロペルオキシド	153	－	80-15-9
451	法第一種	2－メトキシ－5－メチルアニリン	235	－	120-71-8

PRTR法　第二種指定化学物質に該当する物質

No.	区分	物 質 名 称	沸点	環境省のVOC100	CAS番号(参考)
1	法第二種	アセトアミド	222	－	60-35-5
2	法第二種	パラ－アニシジン	243	－	104-94-9
6	法第二種	4－アリル－1，2－ジメトキシベンゼン	254.7	－	93-15-2
8	法第二種	ウレタン	182-184	－	51-79-6
9	法第二種	N－エチルアニリン	204.5	－	103-69-5
15	法第二種	4，4’－オキシビスベンゼンスルホニルヒドラジド	140-160	－	80-51-3
17	法第二種	(RS)－1－[3－クロロ－4－(1，1，2－トリフルオロ－2－トリフルオロメトキシエトキシ)フェニル]－3－(2，6－ジフルオロベンゾイル)ウレア(別名ノバルロン)	218	－	116714-46-6
19	法第二種	1－クロロナフタレン	259.3	－	90-13-1
20	法第二種	酢酸ベンジル	213	－	140-11-4
21	法第二種	サフロール	232-234	－	94-59-7
22	法第二種	(S)－アルファ－シアノ－3－フェノキシベンジル＝(S)－2－(4－クロロフェニル)－3－メチルブチラート(別名エスフェンバレレート)	151-167	－	66230-04-4
25	法第二種	ジクロロ酢酸	193-194	－	79-43-6
29	法第二種	2，4－ジクロロ－1－ニトロベンゼン	258.5	－	611-06-3
34	法第二種	2，4－ジクロロフェノール	209-211	－	120-83-2
36	法第二種	1，3－ジクロロ－2－プロパノール	174.3	－	96-23-1
38	法第二種	3，3’－ジクロロベンジジン二塩酸塩	230	－	612-83-9
46	法第二種	1，4－ジブロモブタン	197	－	110-52-1
47	法第二種	2，3－ジブロモ－1－プロパノール	219	－	96-13-9
48	法第二種	1，3－ジブロモプロパン	167	－	109-64-8
50	法第二種	2，3－ジメチルアニリン	221.5	－	87-59-2
52	法第二種	ジメチルカルバモイル＝クロリド	167	－	79-44-7
62	法第二種	テトラブロモメタン	189.5	－	558-13-4
71	法第二種	メタ－ニトロトルエン	232	－	99-08-1
77	法第二種	パラ－フェネチジン	253-255	－	156-43-4
82	法第二種	ヘキサクロロエタン	186.8	－	67-72-1
83	法第二種	ヘキサクロロシクロペンタジエン	239	－	77-47-4
87	法第二種	パラ－ベンゾキノン	180	－	106-51-4
90	法第二種	N－メチルアニリン	194-196	－	100-61-8

府が独自に指定した第一種管理化学物質に該当する物質

No.	区分	物 質 名 称	沸点	環境省のVOC100	CAS番号(参考)
1	府第一種	エチレングリコールモノブチルエーテル	171-172	16	111-76-2
7	府第一種	シクロヘキサノン	156	52	108-94-1
12	府第一種	3,5,5-トリメチル-2-シクロヘキサン-1-オン(別名イソホロン)	215.3	51	78-59-1

No.	区分	物 質 名 称	沸点	環境省のVOC100	CAS番号(参考)
17	府第一種	2-フランメタノール(別名フルフリルアルコール)	170	―	98-00-0
19	府第一種	1-メチル-4-ニトロベンゼン(別名P-ニトロトルエン)	238	―	99-99-0

PRTR法及び府条例の指定以外の物質

No.	区分	物 質 名 称	沸点	環境省のVOC100	CAS番号(参考)
	その他	ウンデカン	195.9	28	1120-21-4
	その他	エチレングリコール	197.6	32	107-21-1
	その他	2-オクタノール	178.5	-	123-96-6
	その他	ジペンテン(別名リモネン)	175	79	7705-14-8
	その他	デカン	174	5	124-18-5
	その他	テトラリン	207.3	35	119-64-2
	その他	ノナン	150.8	29	111-84-2
	その他	ビシクロヘキシル(1,1'-ビシクロヘキサン)	227	43	92-51-3
	その他	ベンジルアルコール	204.7	39	100-51-6
	その他	メチルアミルケトン(2-ヘプタノン)	151.5	36	110-43-0
	その他	N-メチル-2-ピロリドン	202	48	872-50-4

平成21年10月1日改訂

[注]

- 「区分」欄に記載した「特定」、「法第一種」及び「法第二種」は、それぞれPRTR法における「特定第一種指定化学物質」、「第一種指定化学物質」及び「第二種指定化学物質」を示す。また、対応する「No」欄に記載した番号は、それぞれの物質番号を示す。
- 「区分」欄に記載した「府第一種」は、大阪府が独自に指定した「第一種管理化学物質」を示す。また、対応する「No」欄に記載した番号は、それぞれの物質番号を示す。
- 「区分」欄に記載した「その他」は、PRTR法および、大阪府化学物質管理制度において大阪府が独自に指定した物質以外の物質であることを示す。
- 「沸点」は、「PRTR排出量等算出マニュアル(第4版)第Ⅲ部資料編(経済産業省・環境省:平成21年3月)」及び「化学物質総合情報提供システム(CHRIP) http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html (独立行政法人製品評価技術基盤機構)」等より引用した。